

平成29年12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 平成29年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月27日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第57号～議案第64号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第76号～議案第93号一括上程	28
提案理由説明	28
議案第76号及び議案第77号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	42
議案第78号～議案第80号（質疑，委員会付託省略，表決）	43
議案第81号～議案第93号（質疑，委員会付託）	44
新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）	44
散 会	45
12月12日	
議事日程	46
本日の会議に付した事件	46
出席議員	46
欠席議員	46
地方自治法第121条の規定による出席者	46
職務のため出席した事務局職員	47
開 議	48
会議録署名議員の指名	48
一般質問	48
外  菌  幸  吉  議員	48
1. 指宿市地域おこし協力隊について	
2. 火葬場の残骨処理について	
井  元  伸  明  議員	55
1. 教育環境について	

2. 空き家対策について	
3. 池田湖周辺の環境整備について	
高田 チヨ子 議員 .....	67
1. 安心・安全な生活のために	
2. 若者対策について	
3. ごみ減量について	
恒吉 太吾 議員 .....	76
1. 「2020年かごしま国体」に向けた取り組みについて	
白山 正志 議員 .....	86
1. 指宿市望ましい学校づくりについて	
2. ヘルシーランドについて	
延 会 .....	101

12月13日

議事日程 .....	102
本日の会議に付した事件 .....	102
出席議員 .....	102
欠席議員 .....	102
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	102
職務のため出席した事務局職員 .....	103
開 議 .....	104
会議録署名議員の指名 .....	104
一般質問 .....	104
前之園 正和 議員 .....	104
1. 国民健康保険税について	
2. 子育て支援などに関して	
3. なのはな館問題について	
吉村 重則 議員 .....	120
1. 農業問題について	
2. なのはな館について	
3. サッカー場について	
議案第94号上程 .....	133
提案理由説明 .....	133
議案第94号（質疑，委員会付託） .....	134
散 会 .....	134

12月20日

議事日程 .....	136
------------	-----

本日の会議に付した事件	137
出席議員	137
欠席議員	138
地方自治法第121条の規定による出席者	138
職務のため出席した事務局職員	138
開 議	139
会議録署名議員の指名	139
議案第82号（委員長報告，質疑，討論，表決）	139
議案第81号及び議案第83号（委員長報告，質疑，討論，表決）	140
議案第84号及び議案第85号（委員長報告，質疑，討論，表決）	143
議案第86号（委員長報告，質疑，討論，表決）	145
議案第93号（委員長報告，質疑，討論，表決）	149
議案第87号～議案第89号及び議案第94号（委員長報告，質疑，討論，表決）	150
議案第90号～議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）	153
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	155
閉会中の継続審査について	159
議案第95号～議案第102号一括上程	159
提案理由説明	159
議案第95号～議案第102号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	166
I C T推進に関する特別委員会調査結果報告の件	167
公共施設の在り方調査研究特別委員会調査結果報告の件	170
議員派遣の件	174
議長挨拶	174
市長挨拶	175
閉議及び閉会	176

#### 参考資料

議員派遣書	177
-------	-----

# 第 4 回 定 例 会

平成 29 年 12 月議会

平成29年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月27日～12月20日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月27日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第57号～議案第64号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・議案第76号～議案第93号一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第76号及び議案第77号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・議案第78号～議案第80号 (質疑, 委員会付託省略, 表決)</li> <li>・議案第81号～議案第93号 (質疑, 委員会付託)</li> <li>・新たに受理した陳情一括上程 (委員会付託)</li> </ul>
28日	火	休 会	一般質問の通告限 (12時)
29日	水	〃	
30日	木	〃	
12月1日	金	〃	総務水道委員会 (9時開会)
2日	土	〃	
3日	日	〃	
4日	月	〃	文教厚生委員会 (9時開会)
5日	火	〃	産業建設委員会 (9時開会)
6日	水	〃	
7日	木	〃	
8日	金	〃	
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	
12日	火	本会議	・一 般 質 問
13日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一 般 質 問</li> <li>・議案第94号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託)</li> </ul> 文教厚生委員会 (本会議終了後)
14日	木	休 会	
15日	金	〃	
16日	土	〃	
17日	日	〃	

18日	月	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限(12時)
19日	火	〃	
20日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第81号～議案第94号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について</li> <li>・ 議案第95号～議案第102号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ I C T推進に関する特別委員会調査結果報告の件</li> <li>・ 公共施設の在り方調査研究特別委員会調査結果報告の件</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>

# 第 4 回 定 例 会

平成 29 年 11 月 27 日

(第 1 日)



## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成29年11月27日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第57号 平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第60号 平成28年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第61号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第62号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第63号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第76号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第77号 指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の変更について
- 日程第13 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第81号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第82号 指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10

条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

- 日程第18 議案第83号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第84号 指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第85号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第21 議案第86号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第22 議案第87号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第88号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第89号 平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第90号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第91号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第92号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第93号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 新たに受理した陳情上程（陳情第16号～陳情第20号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 ちよ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14 番議員 | 前之園 正 和 | 15 番議員 | 木 原 繁 昭 |

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 16番議員 | 中 村 洋 幸 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 下川床 泉   | 19番議員 | 新宮領 進   |
| 21番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長    | 前 菌 千 秋 |
| 産業振興部長  | 上 田 薫   | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 中 村 俊 治 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 廣 森 敏 幸 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 課 長 | 川 路 潔   | 財 政 課 長   | 坂 元 一 博 |
| 都市整備課長  | 田之上 辰 浩 | 農業委員会事務局長 | 富 永 敏 尚 |
| 水 道 課 長 | 黒 岩 道 広 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長   | 鮎 川 富 男 |
| 調査管理係長  | 嶺 元 和 仁 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び下川床泉議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの24日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの24日間と決定いたしました。

### △ 議案第57号～議案第64号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第57号、平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第64号、平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（臼山正志） おはようございます。決算特別委員会に付託されました議案第57号、平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第64号、平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月16日から10月20日まで及び10月27日の延べ6日間の日程で関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり住民の福祉向上に寄与されているかなどの観点から審査を行い、またレジャーセンターかいもん、山川ヘルシーランド、鰻地区生活排水処理施設及びふれあいプラザなのはな館など4か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第58号から議

案第63号までの6議案及び議案第64号のうち、平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定については全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第64号のうち、剰余金処分は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第57号については反対討論として、ヘルシーランドの指定管理者に対する監督、指導に問題があります。そしてまた、監督、指導という範囲内にとどまらず、行政自身の責任が問われる問題であり、これは認めるわけにはいかないと思います。ほかにも、ふれあい公園の建造物を必要な環境省などへの手続もせずに行ったことも問題です。そのほかにもありますが、取りあえずその点を指摘して反対をいたしますというものと、ヘルシーランドの件については、いろいろ質疑し、お答えもある程度いただきましたが、なかなか納得できる状況ではありません。また、水質検査等も依頼しておりますので、現時点では認定することはできないという立場ですというものがあり、また賛成討論として、確かにヘルシーランドの問題とかいろいろ出ましたけれども、ほかの予算については本当に適正に執行されていると思います。だから、全体的に見たら28年度は市の予算として適正に執行されていますので、賛成の討論といたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について議案ごとに申し上げます。

議案第57号、平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、市長公室所管分について申し上げます。

なのはな館の件ですが、今問題になっています県の責任において解体をするという部分に関して、28年3月31日に譲与契約を締結し、4日後の4月4日には前伊藤知事から市長に解体は難しい旨の連絡があったということでしたが、それを受けて何か確認をとったり、あるいは28年中の解体が難しいというような協議をした経緯はないのですかとの質疑に対し、県とは幾度か協議をしており、事務局として県に覚書のとおり解体をということでお願いしてきたところです。しかし、県としては解体の方針には変わりはなく、引き続き高崎氏と協議をしていくという県の事務方の公式な回答があったというのが、事務レベルでの協議の内容ですとの答弁でした。

27年10月6日に県と交わした無償譲渡に関する覚書の第2条では、甲は乙が利活用を希望する施設については無償譲渡をする。その譲渡施設以外の施設は甲が解体するものとして、譲渡施設と解体する施設が一体として覚書が交わされていると思います。当然、解体されるものと思って無償譲渡を受ける段取りだったということは間違いはないですねとの質疑に対し、はい、そういうことですとの答弁でした。

なのはな館に関して、28年3月31日に県と締結した県有建物譲与契約書には場所を定めて譲与を受けるということと、第4条では譲与施設以外の施設は県の責任において対応するものと明確になっています。しかし、これまでの市の対応は県から投げ掛けられると、県がな

すべきを市が被ったり、場合によっては積極的じゃないかなと取られるような思いがありますが、明確に県の責任と書いてある第4条をどのように捉えているのですかとの質疑に対し、今回、譲与を受けた施設以外は今後、甲の責任において対応するものということで、県としては設計者と引き続き協議をする中で、市としては解体が難しいのであれば県の方に、こういう条項も入っているということで、利活用を検討してくださいとこれまでも言ってきており、今後もそういう対応をしていかなければならないと認識していますとの答弁でした。

県に責任を持ってやってくださいということはいいいんですが、市の方で提案があれば受けるとも言われています。それは、ある意味好意的にも見えますが、県の責任転嫁とも取れます。そこをどのように捉えますかとの質疑に対し、これについては県としても、もし解体できず一体的に利活用するのなら、市の利活用方法もあるのではないかとということだと思いません。その中で、市としてはそれなりの財政支援措置などがないと、このまま市が引き取りますという形にはならないと思えますとの答弁でした。

地熱開発事業は凍結してから1年ほど経ち、2月の選挙では市長が継続されるかどうかは分かりませんが、一つの区切りとして凍結のままで任期を終えるのか、あるいは一つの決着をつけるのかという点ではいつまで凍結なのか。もうやらないという決断が、選択肢にあっているのではないかと思います。その辺については何かあるんでしょうかとの質疑に対し、そこは市長の判断ということになりますとの答弁でした。

定住促進事業で28年度助成金として、5名に25万円、3名に50万円という助成金が出ていますが、この方々はどのような家族構成ですかとの質疑に対し、今回の定住助成金は家を購入した方々に対する助成で、5名に交付しました。お子様がいらっしゃる方々はおりませんが、单身の方が3名で3世帯、残り2世帯は夫婦で来られている方で、年齢は若い方で48歳、年配の方で62歳となっています。いずれも指宿が気に入って、田舎暮らしをしたいということで本市に転入を決めたと伺っていますとの答弁でした。

この5名の方はそれぞれどこから転入され、現在住んでいる地域はどこですかとの質疑に対し、兵庫県の方が2名、鹿児島市の方が1名、大阪市の方が1名、福岡県古賀市の方が1名です。現在の住所地は旧指宿市の十町が3名、東方が2名となっていますとの答弁でした。

意見として、なのはな館を解体すれば24・25年の段階で8億円ぐらい掛かるということで、県もどこかに有効活用してほしいということでしたが、やはり指宿市がもらう以上、有効活用するのは当然のことだと思いません。耐用年数が60年だとしたら、40年後は8億円以上のお金が掛かることになり、維持管理費に関する県の交付金とかの話も聞いているので、幾らかずつ、例えば1億円でももらえるのなら積み立てておいて取壊しの費用にするなど、できるだけ市民に負担がかからないような手段を考えていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について申し上げます。

公共施設等総合管理計画策定業務委託に665万3千円という決算額ですが、あくまでも市の公共施設等の総合管理計画なので職員、市が基本的な方針は出すべきではないかと思いますが、その辺はきちっと出した上で業務委託をしているのですかとの質疑に対し、今回の公共施設等の総合管理計画は固定資産台帳の整備と併せて委託しています。本市はこれまで固定資産台帳を整備しておらず、今後国が進める公会計制度に基づき、どれだけの財産を持っているか、全体の台帳を作る必要がありました。それに併せて今回、国から公共施設等の総合管理計画策定の要請があったため、総合管理計画を作るに当たり様々な建物、道路、その他の施設を把握しないといけないということで、まず台帳を整備して、それに基づく管理計画を作ったということですとの答弁でした。

耐震を含めて、今指宿庁舎の改修を行っていますが、昨年度が5億5,293万2,800円ということで、これは工事全体から言えばどのぐらいの比率になるのですかとの質疑に対し、概算ですが現在、全体工事費12億円程度を見込んでおり、28年度に5億5千万円ほど工事を発注しています。29年度も5億円程度発注していますので、来年度は金額的には1億円から2億円ぐらいになると思いますとの答弁でした。

意見として、今後の職員研修の在り方について、本格的に考えるとしたら30年度からになりますが、エキスパートという専門家を育てるような研修ができないか。やはり、市役所には技術系もあります。もちろん、事務職の中でも福祉や税制の問題など特化したものは、かなり高度な知識を要するものもあると思いますので、ある程度の期間を過ぎたらそういうエキスパートを育てるという意味での研修も考えていただきたい、というものがありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

防災無線について、難聴地域はいろいろな対策をされていると思いますが、大体解消されているのですかとの質疑に対し、先のデジタル防災行政無線の整備により、難聴地域には個別受信機を配置しています。その後、難聴地域に指定されていない地域でも雨の際や閉め切った場合に聞こえないとの声が多くありましたので、防災行政無線の個別受信機より安価に購入できる防災ラジオで対応しようということで、防災行政無線の再送信子局の整備を進めてきました。28年度に山川地域と開聞地域を整備し、29年度は指宿地域を終わらして防災ラジオを買っていただくこととなりますが、市内どこでも、屋内でも防災情報等が聞ける状況になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について申し上げます。

市有地の貸付料で極端に安いものがあると思います。以前、国民休暇村は1平米1円ということでしたが、そういった極端に安いものがありますか。あるとすれば幾らですか、面積も併せてお聞きしますとの質疑に対し、環境省に貸し付けた部分が一番安く、平米7円となっ

ており、面積は8万5,388.86平米ですとの答弁でした。

逆に指宿市が環境省から借りている部分は平米当たり幾らで借りていますかとの質疑に対し、指宿市が借りているのはテニスコートのところで約2,000平米、平米当たり180円ですとの答弁でした。

近隣場所ではありますが、市は7円で貸して、借りる場合は180円というのはちょっとおかし  
いんじゃないですかとの質疑に対し、私どもも格差があるということで契約の際に毎回のよ  
うに是正をお願いしているところですが、なかなか是正されない状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

コミュニティアドバイザー配置事業は集落支援員2名の配置となっておりますが、全ての集  
落の支援をするのですか。どこか一定の集落を支援するのですか。また、事業費581万7千円  
は報酬と捉えていいのですかとの質疑に対し、集落支援員は27年度から雇用しており、現在  
は2名ですが、197の全ての公民館を回っていただき、課題があればそれをどう解決するか支  
援したいと考えています。金額については2名分の報酬が主で、賃金月20万5,100円に通勤手  
当を加えた額になりますとの答弁でした。

集落支援員の勤務時間としてはフルタイムなのか、週何回となっているのか、時間はどう  
なっているのか。それから、集落を回るわけですので、夜というケースも結構あると思いま  
すが、そういう場合の賃金体系は残業処理になるのですかとの質疑に対し、夜の会議等もあ  
りますので、雇用の体制は朝の5時から夜10時までの間の7.5時間と決まっています。夜にあ  
る場合は時間を調整して、昼から出勤をするとかいった勤務体制にしていますとの答弁でし  
た。

集落支援員2名は市内全体が仕事の範囲ということで、地域の方々からもすごくありがた  
いという評価を聞きます。やはり、その効果、成果は今後に向けても期待できると思いま  
すが、そうであればなおさらこの2人体制は少ないのではないのですかとの質疑に対し、現在  
はいろいろと集落支援員を紹介しますが、集落が特別に何かしないといけないと感じていら  
っしゃる所が多いようで、やはりこちらから地域に入って行って、集落の現状などを把握し  
なければならぬと思っています。アンケート調査も行いましたが、集計がまだできており  
ません。その結果を基に、集落支援員に各地域を回っていただきたいと思っていますが、現  
段階では増員は考えていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

生活保護基準に照らして申請をすれば、該当するのではないかと思われるような世帯につ  
いては、強制的なものは及ばないという考えでよろしいのですかとの質疑に対し、やはり、納  
税者の中には、申請すれば生活保護対象になると判断される方もいます。しかし、生活保護



だけは受給したくないという方もおまして、そういう方々については減免なり猶予なり、いろんな緩和措置的なものを紹介していますとの答弁でした。

そういったことをやりながらという前提ですが、実際に差し押さえなど強制執行した件数はどれくらいあるのですかととの質疑に対し、28年度の差押高の実績は国税還付金が50件で約280万円、預貯金等が165件で820万円、生命保険の解約返戻金が42件で約790万円、給与が9件で約170万円、捜索による動産が1件で240万円程度、合計では267件で2,300万円強となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

鰻池の水道施設の関係でかびの臭いがするというので、今水道課が対策を取っていますが、これについて環境政策課は全然関与はしないのですかととの質疑に対し、8月半ばぐらいからかび臭いということで、市民の方からいろいろ問合せがあり、環境政策課としてもやはり鰻池の水質保全という観点から何らかの対策を講じないといけないと考えていますとの答弁でした。

鰻池の水を使う方は今年は盆前から3か月ぐらい、ずっとかび臭い水道水を使っています。やはり、汚水との関係があるのか。池自体が死んでいるように感じます。そこら辺は素人では判断できませんので、担当課として河川や海の水質検査をするのであれば、池田湖同様に鰻池の水質も検査してほしいと思いますかととの質疑に対し、鰻池は県が年6回、偶数月に水質測定を行っており、昨年度の測定結果を見ますと年間平均値では環境基準をクリアしているようです。

ただ、市の方でも先般のかび臭に対応して緊急で調査しました。そのときはリンなど少し数値が高かったということもありますので、今後も水質検査は県が定期的に行っておりますし、市も推移を見守っていきたいと思います。特に、山川地域の方にとって大切な水ですので、将来にわたってきれいな鰻池を残していけないといけないと考えています。確かに、昔に比べれば水が濁っているようですので、将来のためにも水質改善を早急に行うように、現在、専門業者や関連の業者にいろんな調査、聞き取りをして進めているところですのでとの答弁でした。

指宿広域クリーンセンターは能力が54tということで、当初、28年度実績の60.8tを54tまで減らさないといけないということでしたが、新しい施設になり計量の数値も正確になったということで、クリーンセンターで処理している1日のごみの量は平均でいくらかととの質疑に対し、クリーンセンターで実際にピットに入れて焼却している量は1日当たり48.4tですとの答弁でした。

新ごみ処理場を造る前は60t強のごみの量があるということでずっと言ってきましたが、この10t以上の差がある要因は何が考えられますかととの質疑に対し、一つには施設ができた

ばかりで、まだ市民に行き届いていない部分もあります。また、特に山川・開聞地域の方は距離が遠くなった関係で、直接持ち込む量が減った部分もあると思います。また、計量の仕方でも現在のクリーンセンターではしっかり計量機でやっていますが、清掃センター、顕娃ごみ処理施設では例えばその可燃、不燃混合しているごみであれば割合で算出するなど、施設の能力に応じて計量していたことも一つの要因と考えられます。今、クリーンセンターがオープンして半年ですので、今後また状況を見ながら、いろんな要因を探って対策等を考えたいと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

介護の現場で人手不足であるとか、力仕事であるとかということで、昨年、介護従事者の負担軽減に資することを目的に介護ロボットを導入したとのことですが、内容を説明願いたいとの質疑に対し、介護ロボットはセンサーユニットマットを敷いて寝ることにより、入居者の居室での睡眠、覚醒、起き上がり、離床等の状態を職員が事務室のパソコン等でリアルに確認できるというシステムですとの答弁でした。

老人クラブの補助金について、70ある単位老人クラブに297万1千円と、老人クラブ連合会に152万4千円を補助していますが、どういう使い方をされているのですかとこの質疑に対し、老人クラブ連合会の場合、同会が主催するグラウンドゴルフ大会のほか、女性部など部会の研修費、あと施設慰問をするときの費用や地区の花壇植栽への助成等を行っています。単位老人クラブについては花壇の整備など奉仕作業的なものが主で、ほかにゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会等に使っているようですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

生活保護に関する28年度の相談件数と保護数、また相談の中で該当しないということになった者、それから年度内の辞退や事情による打ち切りというケースなどの数字は分かれますかとこの質疑に対し、28年度中の生活保護に関する相談件数は80件で、28年度の保護の開始が37件、廃止が35件です。高齢者世帯の場合など、生活保護では車の使用が認められないため、移動手段等がなくなるということで、申請書の交付そのものを求めないという相談者も多いですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

ドクターヘリによる緊急医療確保について、分担金は7件分の2万1千円ですが、最近結構多いような気がします。7件しかないのですかとこの質疑に対し、通常であれば、本市から鹿児島市立病院にヘリで運びますが、何らかの事情で市立病院ではなく、浜町のヘリポートに着陸した場合、そこから鹿児島市消防局の救急車で医療機関に搬送します。その分につい

て、1件3千円の搬送料が必要になり、その搬送負担金が7件ということでしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健幸のまちづくり推進室所管分について申し上げます。

オクラパウダーは28年度の成果として、食後の血糖値上昇を抑制する効果があることを証明でき、リーフレットを1万部配布したということですが、28年度中にこれを使って商品化したいという申出とか、29年度になってからでもそういう話はないのかとの質疑に対し、オクラパウダーに関しては27年度から機能性効果検証を行い、28年度その結果が出ました。今年度はヘルス推進協議会を立ち上げ、今後の事業拡大に向けて取り組んでいきたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

消費生活相談員事業について、どのような内容の相談が多いのか。また、内訳はどのようなになっていますかとの質疑に対し、28年度は437件の相談がありました。一番多いのがインターネット関連の相談で、アダルトサイトやワンクリック請求など122件。次が、健康食品を買ってしまったとか、催眠商法、消火器を売りつけられたとか販売に関する相談が67件。次が、法令的な相談で浄化槽の法定検査をしないといけないというような相談が15件。ほかに、借金や年金、財産分与、離婚など生活に関する相談がもろもろで233件でしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について申し上げます。

かいもん山麓ふれあい公園のそばの館は損益的に見てどのくらいですかとの質疑に対し、28年度ではそばの館とプール、そば打ち体験の合算で2万4,500人ぐらい利用しています。収入が1,062万円、支出が1,752万円で差引き約689万円の赤字となっています。プールを除いたそばの館皆楽来単体では、1万2,608人が利用しており、560万円程度の赤字となっていますとの答弁でした。

ふれあい公園全体としてはどうなるのですかとの質疑に対し、28年度におけるふれあい公園の利用者数は3万1,615人、収入が2,312万円、支出が6,019万円で差引き約3,700万円のマイナスとなっています。これは、ふれあい公園の管理費、ふれあい公園の人件費も考慮した結果、赤字になっているという状況ですとの答弁でした。

ヘルシーランドの決算分について数年分もらっていますが、25年分の支出、需用費の仕入れを見ると予算は150万円なのに決算は1,500万円で、次年度も150万円に対し、決算は1,400万円です。普通、150万円の予算を立てて、1,500万円だったら中身は何だということになるのではないですか。次年度の予算は1,500万円を基礎にして組まれるのが当たり前ではない

ですか。そこはチェックは入らないのですかとの質疑に対し、あくまでも予算の計画というのはセイカさんの方で決められていくということになると思いますとの答弁でした。

需用費は全部、役務費の上半分ぐらいまで、基本的に毎年同じです。委託料の下の辺りが若干違う年もありますが、全く同じという年もあります。26年度と27年度は恐らく全く一緒ではないですか。予算に対して決算が、支出合計も一緒ですから、悪く言えば大体のところになるようにしたのではないかと捉えられます。燃料代をはじめ、どこも同じようなことが言えると思いますが、あまりにも酷いのではないのですかとの質疑に対し、予算に対して決算が大幅に違うという事例がいくつかあります。そこに関して、観光課で細かくチェックできていないというのが正直なところですが、今後、毎月1回もですが、モニタリングも今まで不足しておりましたので、念を入れてチェックするようにしたいと思いますとの答弁でした。

例えば、仕入れは150万円が96万7千円で3分の2以下、仕入れが3分の2以下というのはちょっと考えられないですね。経営規模ががらっと変わったのかという話になりますから、何の仕入れがよく分かりませんが。燃料費、これも変動のあるものとはいえ半分以下です。それから、印刷製本費については全部ゼロです。予算は20万円だけの実績はゼロ。これは4年間にわたってそうです。印刷製本費がゼロということは、事業をしなかったということにもつながるんじゃないかと思えます。それから、手数料、これは30万円に対して、3,888円ですから、何の手数料がよく分かりませんが100分の1でどう考えてもおかしい。それから、水質検査については予算がないのにやっている。やっているということはいいんでしょうけど、これもどういうことなんだっていうふうに行行政からチェックがかかるべきです。それから、保険料についても何の保険料がよく分かりませんが、約半分です。租税公課は2万7千円だから、何の租税公課なのか分かりませんが、大体これはほぼ100%狂いが出てこないものかと。それから、厚生費も2.8倍ですので、これはこの年に限って言いましたけど、25年度については仕入れが10倍になっているわけですから、答弁でもこの決算書をもって、それが実績報告だというような内容ですけど、中身についての、あるいはそれぞれについてのチェックはなされてないということが言えるんじゃないかと思えますがとの質疑に対し、確かに、各年度の予算と決算の状況を見るとそう言わざるを得ない。市の方も毎年チェックをしてないというのが明らかであります。ただ、指定管理というのは5年間を期間としてやっておりますので、市の方も単年度ごとのチェックが本当におろそかになったというのは申し訳ないと思っております。今後は単年ごとの決算の状況に応じて予算の組み方までチェックを入れたいと思えます。特に、水質検査などは必要ですし、その前年度、極端に額が違ったところについて、何なのかというところも含めて、今後はチェックをしていきたいと考えておりますとの答弁でした。

22年度ぐらいからいろんな配管をやり替えています、当然公衆浴場法で言えば届出をし

て、検査を受けなければいけないと思うんですが、その辺のところは確認されていますかとの質疑に対し、管を変更する場合は届出をするということが必要です。しかしながら、保健所に確認したところ、変更届を出していないということで、保健所に相談した結果、既に変更届は提出しています。県から指導を受けて、変更届を提出したという状況ですとの答弁でした。

それは時期的にはいつ頃ですかとの質疑に対し、29年10月20日付けで、10月23日月曜日に加田保健所に提出しているところですよとの答弁でした。

10月20日と言ったら、我々が現地調査に行った日です。その間、何十万人の方があのお風呂に入っています。たとえ、それが人体に影響のあるようなものはなかったと言っても、その間入っていたわけです。申請の話が出たときに、私は期待しました。23年とか多少遅れましたけど、出してありましたと、ちゃんと検査を受けてましたということであれば、それは多少遅れてもよしとする場合もあるかもしれませんが、29年10月20日に出しました、これをどう捉えますかとの質疑に対し、工事をしたのは22年度ということで、22年4月の段階から何回か工事をしております。その都度、届出をすべきだったわけですが、それが今になってしまい申し訳ありませんでした。時系列で申し上げますと、10月4日にヘルシーランドに行きまして、工事をしているということも確認をしたところです。そこで、保健所等に相談したところ、変更届を出してくれという指導でしたので、それを受けて10月20日に出したということですよとの答弁でした。

井水を入れる前に検査をして入れたのか、その辺はどうなんですか。その水を使って後々検査したら、運よく水質が良かったということなのですか。それとも、先に検査をして入れたのかとの質疑に対し、井水を使う前に検査をしていたかということですが、22年の記録がなかったところですが、22年7月と12月に支払っていた形跡がありました。次に、井戸水だけの検査はしていないとのことでしたとの答弁でした。

今、検査代を支払っていたということですが、例えば日付とか、その水を使い始めたときとか、その辺も分からないのですか。検査をしてから入れなければ、ちょっと問題があるかと思えますけれど、その辺は分かりませんかとの質疑に対し、こちらから問合せしましたが、22年度ということだけで詳しい日にちとか、そういったものは分からないということでしたとの答弁でした。

これは、誰に不利益を与えているかという点、一般市民、観光客の方です。毎日、不特定多数の方が利用されていらっしゃいます。年間、20万人以上の方が、特にたまたま箱温泉は今、全国でいろんな好評をいただいている状況の中で、我々もこういうことはあまり言いたくない、表に出したくないけれども、これをこのまんまほったらかして人命に関わる問題が出てきたら本当大変なことだろうと思います。そういうのを受けて、危機意識についてはどのように捉えていますかとの質疑に対し、やはり、公共施設の運営に当たっては安全・安心

というものは最重要だと思っており、安心・安全を担保するため、精一杯頑張っていきたいと思っておりますとの答弁でした。

水道料金が22年度は1,053万円と聞いておりますが、それから極端に下がっている状況を見て、現地の方では支配人がこの井戸は2か月間しか使用しておりませんということでしたけど、明らかに水道料から見ても半分に減っている状況があれば、担当課としてこれにまず先に気付くべきだったと思います。どういう理由でこうなっているのか。相当な量の水が減らないと、こんな水道料にならないんですよ。そこでも、非常におかしいと思いますが。もう1点、ここは消費税というのは全然発生していないのですかとこの質疑に対し、消費税については本社の方でまとめて支払っているのです、そちらの方で計上しているということですのでの答弁でした。

本社の方で一括して消費税を納めているとのことでしたが、ただこの決算書を見ると税込み表示になってまして、当然税込み表示であれば租税公課のところに出てこないとおかしいのではないかと思います。それから、公募をかけるに当たって、指定管理料の算定資料の租税公課の数値もかなり低い。これが正しいものなのか。今までのこの流れでいくと、もしかしたら間違った情報を公募で与えているような感じを受けたんですが、その点はどうかとの質疑に対し、決算書における収入については税込み収入であり、支出についても全て税込み支出です。消費税については本社の方で一括して払っていると伺っていますとの答弁でした。

モニタリングの総括評価表についてですが、この中に自己評価は大体基本的にA、Bも1個ありますけど、そして市の評価もAということになっていますが、その中で財務状況の収支予算の範囲で適正に予算を執行しているという項目があるんですが、自己評価がAで市の評価もAです。今、やってることからすれば確認しないで押したのかっていう話になりますが、その点はどうかとの質疑に対し、この評価表にもありますが、収支状況がプラスであるということ。それから、また月々の支払いもしっかりできているということで評価をAにしたところですのでの答弁でした。

収支がプラスだったら、井の中はどうでもいいという風に聞こえますが、一つひとつが収支予算の範囲で適正に執行しているか、利益が上がったかどうかじゃないんです。そこがA評価になっているというのは違うんじゃないですかとの質疑に対し、そういった視点も含めて、今後しっかり評価していきたいと思っておりますとの答弁でした。

収支予算の範囲で適正に予算を執行しているかというのが評価基準になっている。それからすると、予算がゼロなのに決算があるとか、予算に対して10倍の決算があるとか、予算を組んだのに事業をやっているかどうか分からないような執行がゼロとか、とても収支予算の範囲で適正に予算を執行しているとは言えないんじゃないですか。そこが評価になっているんですよ。市の責任が問われるんじゃないですかとの質疑に対し、このモニタリングのチェ

ックのときには、その細目別ということではなく総額という形の観点で見て評価をしたところですが、今後はそういった細目、項目別に細かくチェックをしていきたいと思いたすとの答弁でした。

衛生水をつなぎこんだという工事を22年頃からしたということですが、市に相談があつて配管工事をされたんですか。それと50万円以上であれば市が負担するとなつておりますけれども、この配管工事は幾らぐらいで事業者が負担したのか、市が負担したのか、どちらですかとの質疑に対し、当時の担当職員に確認したところ、事前にセイカからこのような工事をしたいという話はあつたと聞いております。あと、金額については不明ですが、工事費はセイカの方で支出したと聞いているところだとすとの答弁でした。

セイカスポーツは今年度の3月末日までが契約期間となつているので、今後、公募して選定されると思いたすが、何か今聞いていると、今後注意するから引き続きお願いをしたいというのがあるのか。何か、擁護してると思われる節があるんですが、セイカスポーツと九州電力と指宿市との地熱の三社協定がまだ生きているのでかとの質疑に対し、三社協定については観光課では答弁できないと思いたす。指定管理の契約が今年度いっぱい切れるということですが、新たな契約に向けて選考委員会が公平、公正に開かれて決まるものだと思いたすとの答弁でした。

公正、公平にということですが、今こういういろいろな問題が出てきた中で、今回のようなことが評価の中で対象になつているのでかとの質疑に対し、評価の項目の中に様々な項目がありますが、実績みたいなのところもありますので、そういったところも考慮されると思いたすとの答弁でした。

意見として、元湯温泉について、過去にも管理人が代わるなど、なかなか経営が安定しない部分もあります。指宿の大切な観光資源の一つですので、そういった点もしっかりと安定した管理が続けられるような魅力ある施設にしていきたいというものと、ヘルシーランドについて、指定管理が来年3月までですので、これから選定委員会で選定されると思いたすが、こういうことがないよう、本当に透明性のある選定をして利用者に喜ばれる施設になるよう管理者を選んでいただきたいというものと、審査の過程でいろいろな意見が出て、指定管理の在り方がこれでいいのかという感じを強く受けました。ですから今後、指定管理を行政としてもしっかりと精査してやっついていかななくてはいけないと思いたす。やはり、セイカになつてサービスが悪くなつたという話も聞きますので、これは直営も含めてどうするかをしっかりと議論して、後の指定管理をどうするのかについても今公募を行い、選考していくという話も聞きましたが、慌てずにじっくり検討してやっついていただきたいというものと、指定管理者の業者の方に相当のミスというか、適正でない事務があつたということははっきりしていますが、行政として指導が足りなかつた、監督不行き届きという範囲にとどまらず、行政としてもやはり指摘されるようなミスがあつたということは肝に銘じてほしいというもの

と、指宿の基幹産業を担う観光課です。このヘルシーランドについては指定管理ですが、やっぱり指定管理に出しても観光課として責任を持っていただきたい。もうちょっと中身も、ただ行って打合せをするばかりではなく、現場をちゃんと掴んでいただきたい。裏の公園なんかにしても、こども広場にしても、造り替えをしたけれど、後どうなっているのか。お金になる所は、何か指定管理者自体もやっているみたいですが、お金にならないような所は、まず指定管理者も手が届いていないという状況が見受けられると思います。だから、やはり指定管理に出しても投げ飛ばしたばかりじゃなくて、予算を付けるばかりじゃなくてですね、中身もやっぱり担当者がちゃんと掴んでいただきたいというものと、様々な意見が出されていますが、一番感じたのがやはりこの行政のそもそもの体質。職員がやっぱり異動で代わる。その中で過去あったことがなかなかうまく引き継がれていないというのをすごく感じました。また、全くチェックしてないという思いはあるんですが、その専門性を有したチェックができていないかどうか。一応、見ていますが本当のその奥にある大切なものがちゃんと見えているかどうかは、やはり一つの担当課だけじゃなくて、本当に庁内全部でいろいろな専門家の方がいますから、そういうところの意見ももらいながらやっていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について申し上げます。

青年就農給付金について、28年度は69名ということでしたが、この単年度の推移と総計というか、どれぐらいの方が今までに就農されているのですかとの質疑に対し、受給者は24年度が22名、25年度が16名、26年度が23名、27年度が21名、28年度が6名となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

この前の菜の花商工会の話の中でも出ましたが、防除が逆にマダラカミキリなりの天敵も一緒に殺してしまう可能性があるんじゃないか。そのことによって、逆に指宿の場合は松枯れが多くなっているんじゃないかと言われました。そういうことは全然ないでしょうか。指宿は特に松枯れが酷いような気がします。そのようなデータ等はないのですかとの質疑に対し、県内の状況を調査しましたが、どこも一旦大きな被害にあって、ほとんど松が枯れてしまっ、後からまた自然に松が生えたとか、植林をした松が育ってきて、今大きくなって航空防除をしているという状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査は計画の何%ぐらい進んでいるのですかとの質疑に対し、旧山川町、旧開聞町は済んでおります。旧指宿市の地域での28年度末の進捗率は全体の86.7%ほどで、山川・開聞も合わせた市全体では93%ほどになっていますとの答弁でした。



全体では93%ということで予定より遅れていると思いますが、最終はいつ頃までの予定ですかとの質疑に対し、確かに、遅れている状況です。残りの面積から換算すると、今年も入れて6年ほどかかると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について申し上げます。

道路の管理で特に補修等について、市道部分、認定外の部分もあると思いますが、地域からの要望はどの程度あり、また対応は追いついているのですかとの質疑に対し、28年度までに206件の要望があり、28年度までに継続路線を含めて122件処理され、処理率は59%程度ですとの答弁でした。

28年度は206件の要望に対し、122件、59%が処理済みということですが、毎年こういう状況でどんどん蓄積していくことになるのですかとの質疑に対し、処理件数もクリアしていきますが、要望も増えますので、それも考慮すると進捗や完了年度も変動していくと思いますとの答弁でした。

意見として、道路維持補修等も含めて、恐らくいろいろ大規模にやらないとならない時期に来ていると思います。ただ、予算等を言われれば仕方ないというところもありますが、指宿市は基金等もあり、今財政的にもかなり好転しているということですから、担当課として必要であるということで積極的に要求していただきたいというものがありました。

次に、指宿港海岸整備室所管分について申し上げます。

瀬崎港の海岸高潮対策工事について、28年度3,100万円で長さが100mの工事をされたということですが、あと残りがどれぐらいで本年度中に終わるのですかとの質疑に対し、残事業が90mで29年度末完了予定で進めていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

湊、十町、それぞれ区画整理について、全体としての進捗率はどの程度ですかとの質疑に対し、28年度末の湊土地区画整理事業の進捗率は事業費ベースで約90%、十町地区については同じく約58%の進捗率となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

建築物耐震化促進事業は民間ホテルの耐震補強設計費用に対する補助で、2棟分、1,047万7千円ということですが、これは2件と解釈してよろしいのですか。申請の準備が間に合わなかったということですが、全体で何件の何棟あるのですかとの質疑に対し、民間ホテル等で大規模建築物の耐震が義務化された建物は4事業所で7棟でした。そのうち、今2棟が耐震改修の工事に入っており、10月で完了します。それ以外のところで昨年度、設計等を予定したところがまだ遅れている状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

学校教育費の委託料に関して、現在山川地域で水の異臭がするという状況がありますが、28年度中の水質検査でそのような状況は把握していないですかとの質疑に対し、昨年度、プール水ではろ過装置の故障等で再検査がありましたが、校舎の水質では再検査というのはありませんでしたとの答弁でした。

最近の状況では飲料水に異臭が出て、沸かしてもお茶が飲みにくい、ご飯を炊いても食べられない、生水にいたっては非常に飲みづらいと聞いておりますが、緊急性があるということに対応策を取っておられるのですかとの質疑に対し、そういった事案があれば命に関わることで対応しないといけないところですが、学校の方からはそういう報告は上がってきておりません。毎朝、養護教諭等が色とか臭いとか、水道等をチェックしていますとの答弁でした。

就学援助費の入学準備金の前倒し等については、どのようにお考えですかとの質疑に対し、入学準備金の前倒しについては28年度末に国から示されたもので、本市においては29年度は現在のところ検討中ですとの答弁でした。

28年度のスクールソーシャルワーカー相談件数が255件と非常に多いと思いますが、それを2人でするのは本当に大変だったと思います。29年度はセンター化を図ったとのことですが、本当に子供たちが安心して行けるよう十分な対応ができる体制を取った方がいいと思いますがとの質疑に対し、今回、センター化により、ある学校だけに行くのではなく、中央公民館において要望を受けた学校に誰でも行けるような体制を取っています。そのおかげで動きが速くなったこともあって、相談件数も増え解決も早くなっており、不登校等も前年度比で7名ほど減っていますとの答弁でした。

不登校の児童・生徒数は何名ぐらいですかとの質疑に対し、28年度の実績では、小学校で7名、中学校で40名となっていますとの答弁でした。

不登校に関して、実際来れない子への支援はどういったことがあるのですか。スクールソーシャルワーカーが対応するのか、それともまた別の対応になるのですかとの質疑に対し、スクールカウンセラー、臨床心理士の方が相談業務を専門的に行います。あと、スクールソーシャルワーカーも相談業務をしながら、学校と親といろんな関係機関とをコーディネートするという役目があります。そこに、行政、そして担任、学校等が入って、場合によってはケース会議を行って、どうしても学校だけではアプローチが難しいときには、民生委員など地域の方の力もいただきながら来れるように努力します。また、私たちは第一に生存確認というか、しっかり生きていますかどうかということを考えながらコンタクトを切らさないように行っており、昨年度の実績で言えば、例えば近くのなのはな教室に通いながらも学校に行けた子が2名ほどいましたとの答弁でした。

なのはな教室にいて学校に出て来れるようになった子は、行政なり誰かが家の方に家庭訪問したりする中で行けるようになったという認識でよろしいですかとの質疑に対して、言われるようにスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、それぞれの関係機関の連携で来れるようになったと思っていますとの答弁でした。

特別支援教育員は、必要な所には必要な配置をするというのが基本的なスタイルだと思います。該当する子供は幼稚園や保育園、あるいはその他の施設から来るとは思いますが、この連携はどのように取られていますかとの質疑に対し、担当職員が一人ひとりに対してどのような介助が必要なのか。ちょっと言葉についてとか、家庭的なことであるとか、身体的なこと、能力的なことなど、様々な観点で面と向かって年に3回ぐらい情報交換をしています。あと、小学校からその関係機関等に出向いて、事前にその様子を見ることもありますとの答弁でした。

年に3回ぐらいということでしたが、それは例えば何とか連絡会とかいう名前を付けてやっているのですか。それとも、その都度聞き取りという格好ですかとの質疑に対し、定期的なものは幼・保・小連絡会ですが、それ以外に夏休み等を利用して行う分に関してはそれぞれの学校での対応になっていますとの答弁でした。

いろんな会があつて、それを幼・保・小連絡会と言っているように聞こえましたが、幼・保・小連絡会として独立したものがあるのですかとの質疑に対し、教育委員会としては各小学校区単位で幼・保・小連絡会を持ってほしいということをお願いをしているところですのでの答弁でした。

教育委員会が要請をしているというように聞こえましたが、リードしているのは教育委員会ではないのですか。幼・保・小、三者で語り合っただけということですかとの質疑に対し、教育委員会の指導の下にその小学校に入学してくる範囲のところはそれぞれ異なりますので、学校長にお願いしているところですのでの答弁でした。

小学校が主催ということになれば、新入学を迎えるための受渡しに特化した情報交換になるのではないかと。そういう点では、やっぱり常時、年に何回か教育委員会主催でやる必要があると思いますがとの質疑に対し、各学校において、実際入学している子供たちの実態をということから、小学校単位で行って来ています。言われるように、全体的な部分での共通理解やどのような形で全体を集めるかは分かりませんが、教育委員会の中で他市の状況も参考にして調査・研究したいと思っていますとの答弁でした。

学校のあり方検討委員会も大方29年度末を目途に方向性を出したいということですが、29年度完全に打ち出すということでのいいのですかとの質疑に対し、現在、望ましい学校づくりの基本方針の素案を持って住民説明会を開催しており、全体17会場でいろいろな意見を伺いながら、29年度中に方針を出したいと考えているところですのでの答弁でした。

地域によっては学校がなくなると寂しくなるから、絶対に残したいという方々が多いよう

な気もしますが、そこ辺りはどのように進められるのですかとこの質疑に対し、教育委員会としては、子供たちにとって一番望ましいであろうという姿を方針として示したいと思いません。ただ、地域によっては学校がなくなることに対する反発もあると思いますので、そこは十分説明をし協議をしながら進めていきたいと思えますとの答弁でした。

地域の特性を生かしてということではありますが、地域の方々が望む方向に最大限理解を示しながら、そういうのも取り入れていくということによろしいですかとの質疑に対し、再編を進めていく中で、地域の考えや特性といったものは十分踏まえながら進めていかなければならないと考えていますとの答弁でした。

指宿商業高校の女子ソフトテニス部は、先日あった国体でも県の選抜チームの一員として好成績を残して、毎年指宿の宣伝をしてくれています。しかし、自前のコートが小さいため、市営コートに移動していますが、現在どのように子供たちの送り迎えをされていますかとこの質疑に対し、自前のコートは2面しかありませんので、ほとんど市営のコート、若しくは開聞の体育館等を使って練習に励んでいるところです。当然、距離がありますので、大迫監督の私用車、顧問の車、ほかに助手の車を使って移動している実態ですとの答弁でした。

その方は外部監督かと思いますが、私用の車を使って燃料代とかどうなっているのですかとこの質疑に対し、今、国体の関係で監督は県の指定を受け、僅かではありますが県からお金をいただいておりますので、それを一部に充てているということですとの答弁でした。

その外部監督の好意に甘えているところもあるんじゃないかと思うのですが、現在、学校、それから部活動の監督、保護者等も含めて市に要望は上がっていないのですかとこの質疑に対し、現在、下宿をしている生徒が2名ほどおり、何らかの形で支援はできないのかという声は監督の方からも届いているところだそうですとの答弁でした。

下宿はどこでしているのですか。また、どこの出身の生徒ですかとの質疑に対し、個人の方でソフトテニス部のOBの方だと思えますが、好意で提供いただいております、そこに鹿屋の方から2人来ていますとの答弁でした。

意見として、学校の飲料水について28年度は異常がなかったということですが、現在はかび臭により飲料水ではとても飲めない。沸かしても飲みにくい。風呂にも入れない状況があるようですので、体調を壊す子供さんがないように、十分学校等と連絡を取りながら早急な対応をしていただきたいというものと、特別支援教育に関して、教育委員会主導で年に何回か定期的に幼・保・小、療育施設も含めた連絡会を是非やっていただきたい。実際に作ってしまえば、特別支援教育だけに限らず、そのほかのことも当然テーマになると思えます。入り口は特別支援教育でも、テーマとしては全般にわたるので是非教育委員会として招集してやっていただきたいというものと、現在、スクールソーシャルワーカーはセンター化しているとのことですが、子供たちのために各学校に1名置いた方が早く対応できると思えますというものと、今、望ましい学校づくりということで、素案が教育委員会から示されておしま

すが、地域の方々と話をすると学校がなくなるとやはり心配だということで、それは当然かなと思います。また、今の先生方は忙しく残業が多いと言われており、今後小中一貫教育が始まり、さらに忙しくなって、実際現場が動かないのではないかと。そういう意味でも、地域と学校の教育に関する役割分担をきっちり行い、その中で子供が将来少なくなると、学校が地域からなくなっても、地域には子供たちが残るといような仕組みづくりを作っていたらいいと思います。そのため、教育総務課、学校教育課、社会教育課と教育委員会が一枚岩になってもいいと思います。

次に、会計課所管分について、質疑、意見ともにありませんでした。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

議員の定数削減及び報酬の増額等の陳情も出されましたが、指宿市の場合、県内の自治体と比べてどういう位置にあるのかとの質疑に対し、現在、本市の議員定数は20人で、県内19市中の順位では9位。それから、議員報酬は月額28万6千円で、同じく12位ですとの答弁でした。

タブレットを導入して1年ほど経ち、議会事務局として事務連絡の際、資料配布などしていましたが、場合によってはタブレットの連絡で済むとか、時間短縮ができたのかとの質疑に対し、昨年9月からタブレットと併せて文書共有システムを活用しており、導入効果として、まず事務の軽減、効率化が挙げられます。当然、ペーパーレスということも目的の一つでしたので、一部を除いてはデータをタブレットにアップロードすることで印刷や製本が不要になりました。それから、資料等を配布しませんので、公用車の燃料代、時間的にも事務の軽減につながっています。また、事務連絡に関してはメールやカレンダーへの入力により、迅速かつ正確に伝わり、スケジュールの共有化が図られるといったことから非常に事務の効率化につながっていると認識していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

遊休農地を畑に直すための補助があると思いますが、どのぐらいの方が利用され何haぐらいの遊休農地が使える農地になったのかとの質疑に対し、28年度は6事業主体で、実績については228aですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

参議院選挙も県知事選挙も期日前投票がありました。期日前投票をした人は何人で何%ぐらいでしたのかとの質疑に対し、期日前投票は参議院選挙は男3,032名、女4,064名、合計7,096名で、投票率は有権者数に対して19.61%でした。知事選挙は男3,028名、女4,061名、合計7,089名で、投票率は有権者数に対して19.90%でしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

(発言する者あり)

○決算特別委員長(臼山正志) 次に、監査委員事務局所管分については質疑、意見ともにありませんでした。

次に、議案第58号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

ICTを活用したe-Wellness利用の運動教室を27年度から始めていますが、成果はかなり上がっていると思いますかとの質疑に対し、27年度は体力年齢の若返りの幅が結構ありましたが、28年度は台風被害で体育館の使用が困難となり、運動できなくなったため、体力の若返りの数字幅が低いでした。やはり、運動は続けないと成果が出ないということですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第59号、平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

近年、保険料の軽減特例の廃止・縮小の方向にあるわけですが、28年度は変更がありましたかとの質疑に対し、28年度はありませんでしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第60号、平成28年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

認知症に関して、市の方でオレンジ色ののぼりをたくさん立てていますが、あれはどのような場所に立てているのですかとの質疑に対し、認知症の徘徊模擬訓練をしたり、講演会をしたり、この前はコープとかそういう特定の事業をやっているときに、あの徘徊の関係のオレンジ色ののぼりを立てていますとの答弁でした。

いつも、あれが立っているわけではないという認識でよろしかったでしょうかとの質疑に対し、事業を行っているときにのぼりを立てているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第61号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

現在の配湯戸数は何戸ですかとの質疑に対し、29年3月末で自家用が649戸、旅館、簡易宿泊施設が20戸、事業所、事務所が6戸、合計で675戸となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第62号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

28年度の利用客は17万8,974人ですが、24年度頃からの利用客の変遷はどのようになっていますかとの質疑に対し、24年度は17万5,936人、25年度は18万6,074人、26年度は16万

5,755人、27年度は17万202人、28年度が17万8,974人で、27年度に比べ、28年度は8,772名の増となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第63号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

公営企業会計の移行期間が28年度から30年度ということですが、31年度から公営企業会計へ移行すると捉えてよろしいですかとの質疑に対し、31年度から公営企業へ移行することで、水道課とも調整をしているところですよとの答弁でした。

28年度が委託費用として、773万3千円、契約額は総額4,298万4千円で、当然公営企業になった場合は水道課と同じようにそれぞれの担当部署でやっていくということになると思いますが、移行がスムーズにいくように準備をしていると捉えてよろしいのですかと質疑に対し、28年度から30年度までの3か年で業務委託をお願いしており、31年度からスムーズに移行できるように、現在準備を進めているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第64号、平成28年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

28年度に鰻池の揚水場管改修工事と小雁渡浄水場の急速濾過機材の更新事業をやっていますが、今年、鰻池の水に関して住民の方々から苦情や心配をたくさんいただいている件との関連性というのは全然伺えないのですかと質疑に対し、今回のかび臭については鰻池自体の問題であると認識していますとの答弁でした。

意見として、上水道として利用される鰻池の原水について、汚染が進んでいるのではないかと思います。やはり、水道課としても安心して、安定的な水を供給するという立場から、常時池の水の状態を掴んでおいていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時37分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** なのはな館問題は暗礁に乗り上げている状態です。なのはな館が閉館に至ったときに、本来なら最初の土地使用貸借契約書に基づき、建物の解体を求めることも含めて土地の返還を求めるべきだったところですが、県から市への全体一括の譲渡を提案され、流石にこれは断ったものの、その後の利活用の検討については本来は県がやるべきであるにも関わらず、県には利活用検討委員会をつくらず、市が利活用検討委員会をつくるなど、いわばなのはな館の今後の方策について市に責任転嫁していると言われても仕方のない対応をしてきました。利用できるところは市が無償譲渡を受けるが、他については県の責任において解体するという覚書を交わしたにも関わらず、解体の方は設計者が著作権を主張している下で暗礁に乗り上げ、それでも無償譲渡は受けています。条件が整わない下での無償譲渡受入であります。最初は、なのはな館の無償譲渡を受ける際には議会の議決を求めるとしながら、全体でなく一部だからということで議会の議決も求めず無償譲渡を受けました。議会の議決を求めているならば、将来への財政負担の問題や解体ができるのかといった問題が審査・検討され、今のような袋小路に入ったかのような事態には至らなかった可能性が十分にあります。このような行政運営を黙認することはできません。

ヘルシーランドの指定管理者に対する適正な監督や指導に行き届きもあります。これについては、予算、決算について最低限の検証がなされていないなど、行政自身が認めております。ふれあい公園内の建造物を必要な環境省などへの手続もせず行ったことも問題であります。

その他、メディポリス指宿への奨励金がなされていることや、システム改修などマイナンバー制度に関する執行もなされています。委員長報告は認定であります。以上のようなことから委員長報告に反対し決算認定に反対をいたします。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、東伸行議員。

**○8番議員（東伸行）** 議案第57号、平成28年度一般会計歳入歳出決算書の認定について、不認定の立場で討論いたします。決算委員長の報告であったように、特にヘルシーランドの管理において、多くの不明な点が指摘されました。特に、決算書であります。決算書についての不明な点が多く見られます。それぞれの項目についての予算と決算の不合理性が多く、特に消費税については、決算委員会のときは本社で支払っているとのことでしたが、その後の担当課の指定管理者のセイカスポーツについて、聞き取り調査をした結果として、消費税は賃金の中に含まれているというような答えだったということでもあります。私も、経理の専門家ではないですが、正確には分かりませんが、賃金の中に消費税が含まれていますという回答は初めて聞きました。企業が経理処理をする場合は、消費税等の処理については税込み経理と税抜き経理というのがあります。今回いただいた決算書については右上の方に税込みと記載されているため、税込み処理に基づいて作成された決算書であると考えられま



す。税込み処理で消費税の計算をした場合、納付額は通常租税公課欄に計上されるのが通常ですが、決算書の租税公課の欄にはそれらしい金額は計上されておりません。平成28年度の消費税等の概算で計算をしますと、約550万円程度の消費税になるだろうと思われます。その点から、このいただいた決算書を見ますと、30万5,737円の黒字経理となっておりますが、この消費税が入ると赤字になるのかなというように思われます。このようなことで、他の決算処理については適切に処理されているから、認定というような委員長の言葉もありましたが、やはりこの中に、こういう不適切な処理、それも担当課もほぼ認めている部分もあります。そういうことがある以上、認定をすべきではないと私は思います。以上のことから、この決算については不認定としたいと思います。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○10番議員（森時徳）** 平成28年度、議案第57号の決算の認定に賛成の立場で討論いたします。ヘルシーランドの指定管理の問題点が出されましたが、元湯温泉をはじめ、昨年えぷろんはうすの契約解除など、指定管理制度が始まってからいろいろな問題点が出てきているように感じております。今までの指定管理制度が住民サービスの向上に寄与していたかをしっかり検証すべきときに来ているのではないのでしょうか。28年度決算とは別に、執行部は指定管理制度が始まってからのですね、遡ってしっかりと検証していただきたいと思います。今回、決算特別委員会で平成28年度、議案第57号については適正に執行されているのか、8日間にわたり全体の審議を行いました。委員会採決のとおり、議案第57号は適正に執行されており、賛成の立場といたします。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第58号から議案第63号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、認定であります。

6議案は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第63号までの6議案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号のうち、決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号のうち、剰余金処分についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号のうち、剰余金処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成28年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第57号は認定することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 0時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第76号～議案第93号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第11、議案第76号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第28、議案第93号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの18議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、契約に関する案件1件、人事に関する案件3件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件4件、補正予算に関する案件8件の計18件であります。

まず、議案第76号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求

めることについて、であります。

本案は、平成29年10月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次は、議案第77号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第78号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員であります末吉孝二氏が平成30年2月22日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに濱田悟氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は指宿市職員時代に税務課に勤務され、土地及び家屋の課税事務等に精通し、公平、公正な税務行政を推進された経験も豊富であることから、当該委員として適任であると思っております。何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第79号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員であります荊原逸朗氏が平成30年2月22日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに森健一氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は旧山川町職員時代に税務課に勤務され、土地及び家屋の課税事務等に精通し、公平、公正な税務行政を推進された経験も豊富であることから、当該委員として適任であると思っております。何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第80号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員であります中野次雄氏が平成30年2月22日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに徳留博昭氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は旧開聞町時代に税務課に勤務され、土地及び家屋の課税事務等に精通し、公平、公正な税務行政を推進された経験も豊富であることから、当該委員として適任であると思っております。何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第81号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者として、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第82号、指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第83号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第84号、指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、であります。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことから、農業委員等の定数を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第85号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第86号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2億6,503万5千円を追加し、予算の総額を258億7,390万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第87号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4万7千円を追加し、予算の総額を85億6,958万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第88号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ70万円を追加し、予算の総額を6億4,680万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第89号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ194万9千円を追加し、予算の総額を47億9,364万円にしよう

とするものであります。

次は、議案第90号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4万1千円を追加し、予算の総額を5,042万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第91号、平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1,112万4千円を追加し、予算の総額を2億6,334万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第92号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ326万2千円を追加し、予算の総額を12億572万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第93号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的収入に104万1千円を増額し、収益的収入額を7億5,272万1千円に。収益的支出に2,012万5千円を増額し、収益的支出額を6億4,824万4千円に。資本的支出に1,112万円を増額し、資本的支出額を4億7,560万6千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。提出議案の1ページを御覧ください。

議案第76号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊平成29年度指宿市各会計補正予算書（第9号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億886万9千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページをお開きください。

款10災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費465万6千円の補正につきましては、市道6か所で路肩決壊等の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風22号被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛をさせていただ

だきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金465万6千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の8ページを御覧ください。

議案第82号、指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布、同年7月31日に施行されたことに伴い、二つの条例を改正するものであります。改正の内容は法改正に伴う字句等の修正を行うとともに、緑地面積率、環境施設面積率について、改正前と同様、国による全国一律の基準に変えて適応する準則を国が定める基準の範囲内で条例において定めることができることから、今回本市の都市計画、用途地域で工業地域に指定されている山川新栄町地区を新たに追加しようとするものであります。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第84号、指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、であります。

本案は、農業共同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことから、農業委員等の定数を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

制定する条例の主な内容につきまして御説明申し上げますので、次のページをお開きください。

この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ19人とするものであります。附則において、この条例の施行期日を平成30年7月20日と定め、指宿市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び指宿市農業委員会委員選挙区条例は廃止し、指宿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。会長及び会長職務代理者、並びに委員の月額報酬は変更ありませんが、新たに農地利用最適化推進委員の月額報酬を4万1,100円と定め、それぞれ年額55万8千円を上限として農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、交付金を上乗せ報酬として支給するものであります。

次は、提出議案の19ページをお開き、御覧ください。

議案第86号、指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算（第10号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,503万5千円を追加して、歳入歳出予算の総額を258億7,390万4千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、10月1日の人事異動に伴う人件費及び標準報酬制度の提示決定に伴う共済費の増減であります。なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。また、補正予算の各目に賃金を計上しております。これにつきましては10月1日から鹿児島県の最低賃金が引き上げられたことにより、事務補助員の賃金が最低賃金を下回るため、単価改定を行いました。既存予算で不足する部署において賃金を増額するものであります。最低賃金改正に伴う賃金につきましては、以後の説明を割愛させていただきます。なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要12ページから14ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、17ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目2職員総務費、節4共済費及び節7賃金の合計901万2千円の補正につきましては、育児休業、長期休職等代替職員に係る共済費等を増額するものであります。

同じく目13諸費、節23償還金利子及び割引料32万9千円の補正につきましては、介護関連施設整備補助金に係る消費税仕入控除税額の返還に伴う返納金23万9千円と児童手当交付金確定に伴い実績との差額を返納するための返還金9万円を増額するものであります。

18ページをお開きください。同じく項2徴税费、目1税務総務費、節13委託料21万6千円の補正につきましては、公的年金特別徴収の制度改正に伴う市県民税納税通知書システム改修に係る委託料を増額するものであります。

同じく項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料421万2千円の補正につきましては、住民票等の記載事項の充実に伴うシステム改修に係る委託料を増額するものであります。

20ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、節13委託料72万4千円の補正につきましては、障害者総合支援法の改正に伴う障害者自立支援給付支払いシステム改修に係る委託料を増額するものであります。

同じく節20扶助費1億7,962万4千円の補正につきましては、障害者支援施設の増及び利用者の増に伴う扶助費を増額するものであります。

同じく目8介護保険総務費，節28繰出金99万3千円の補正につきましては，介護保険特別会計の事業費の増に伴い，一般会計の繰出金を増額するものであります。

21ページを御覧ください。同じく項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，節13委託料29万2千円の補正につきましては，保育士等の処遇改善拡充に伴う支援システム改修に係る委託料を増額するものであります。

同じく目2児童措置費，節13委託料及び節19負担金補助及び交付金の合計682万9千円の補正につきましては，子ども子育て支援交付金要綱改正に伴う予算組替え及び実施施設の増に伴う委託料等を増額するものであります。

22ページを御覧ください。款5農林水産業費，項1農業費，目6農地費，節11需用費342万4千円の減額及び節15工事請負費283万3千円の補正につきましては，基幹水利施設管理事業の県支出金確定に伴う事業費の減及び南部揚水機漏電遮断機補修工事の追加に係る光熱水費から工事請負費への予算組替えをするものであります。

同じく項2林業費，目2林業振興費，節13委託料6,130万9千円の補正につきましては，松くい虫伐倒駆除事業及び南薩地域景勝林保全再生対策事業について，松くい虫の伐倒駆除に係る委託料を増額するものであります。

25ページをお開きください。款7土木費，項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金245万7千円の減額補正につきましては，公共下水道事業特別会計の事業費の補正に伴い，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

同じく項6住宅費，目1住宅管理費，節11需用費300万円の補正につきましては，市営住宅の修繕費用を増額するものであります。

26ページをお開きください。款9教育費，項3中学校費，目3学校教育振興費，節20扶助費331万8千円の補正につきましては，就学援助費の新入学用品費支給に伴う扶助費を増額するものであります。

27ページを御覧ください。同じく項6社会教育費，目7社会教育施設費，節11需用費157万2千円の補正につきましては，時遊館C O C C Oはしむれの電気使用量の増加に伴う光熱水費を増額するものであります。

同じく節13委託料52万9千円の補正につきましては，時遊館C O C C Oはしむれのトイレ，エントランス清掃に伴う委託料を増額するものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，14ページをお開きください。

款12分担金及び負担金63万2千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る分担金であります。

款13使用料及び手数料3万7千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る使用料であります。

款14国庫支出金の合計9,695万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業



に係る負担金及び補助金であります。

15ページを御覧ください。款15県支出金の合計9,266万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金及び補助金等であります。

16ページをお開きください。款18繰入金7,570万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、財政調整基金からの繰入金であります。款20諸収入30万8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。提出議案の12ページをお開きください。

議案第83号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、次のページをお開きください。

第83条第2項は軽自動車税の納期を変更するもので、現行の4月11日から同月30日までを、5月1日から同月31日までに改正するものであります。軽自動車税の賦課期日は4月1日、納期は4月30日となっていることから、毎年4月10日に納税通知書を発送しておりますが、賦課期日から納税通知書発送まで期間が短いこと、3月末が廃車等の異動の最も多い時期であり、県外で廃車手続を行った場合、当初の納税通知書発送に間に合わないものもあることなどから、軽自動車税の適正な課税を行うため、4月納期を5月納期に改正するものであります。附則第5条第1項は平成29年度の税制改正により配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われ、これまで居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が38万円以下である者を控除対象配偶者と定義しておりましたが、この名称が同一生計配偶者に変更されたことから、この条文中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改正するものであります。なお、附則において、軽自動車税の納期の改正規定は平成30年4月1日、控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更する改正規制は平成31年1月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（前園千秋）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について追加して御説明申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

議案第87号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の35ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7千円を追加して、歳入歳出予算の総額を85億6,958万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、44ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に賃金を計上しておりますが、これにつきましては平成29年10月1日、臨時職員賃金単価改定に伴い、賃金を増額するものでありますので、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、43ページをお開きください。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金4万7千円の補正につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次は、提出議案の21ページをお開きください。

議案第88号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の47ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加して、歳入歳出予算の総額を6億4,680万1千円にしようとするものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方から御説明させていただきますので、56ページをお開きください。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1還付加算金、節23償還金利子及び割引料70万円の補正につきましては、県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定誤りによる歳出還付に係る還付金及び還付加算金を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、55ページをお開きください。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金70万円の補正につきましては、後期高齢者医療制度が県後期高齢者医療広域連合で運営されており、歳出で計上した還付金及び還付加算金について、後日広域連合から保険料還付金として納入されることから、歳出と同額を計上するものであります。

次は、提出議案の22ページをお開きください。

議案第89号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の59ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を47億9,364万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、70ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に賃金を計上しておりますが、これにつきましては平成29年10月1日、臨時職員賃金単価改定に伴い、賃金を増額するものでありますので、以後の説明は割愛

させていただきます。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節13委託料145万8千円の補正につきましては，介護保険制度改正に伴うシステム改修，並びに介護事業所台帳管理システム導入に伴う委託料を増額するものであります。同じく節18備品購入費23万9千円の補正につきましては，介護事業所台帳管理システム導入に係るパソコン1台購入に伴う備品購入費を計上するものであります。

71ページを御覧ください。款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1第1号被保険者還付金20万円の補正につきましては，第1号被保険者に対する過誤納金の還付及び還付加算金に不足が見込まれることから，償還金利子及び割引料を増額するものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，67ページをお開きください。

款3国庫支出金，項2国庫補助金，目1調整交付金1千円の補正につきましては，地域支援事業費に係る財政調整交付金であります。

同じく目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）4千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る国庫補助金であります。

同じく目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）4千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業，任意事業に係る国庫補助金であります。

同じく目4介護保険事業費補助金72万9千円の補正につきましては，介護保険制度改正に伴うシステム改修等に係る国庫補助金であります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目2地域支援事業支援交付金5千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

68ページをお開きください。款5県支出金，項2県補助金，目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る県補助金であります。

同じく目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）2千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業に係る県補助金であります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）2千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る一般会計からの繰入金であります。

同じく目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）2千円の補正につきましては，地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業に係る一般会計からの繰入金であります。

同じく目5その他一般会計繰入金98万9千円の補正につきましては、事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

69ページを御覧ください。同じく項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金20万9千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（上田薫）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。提出議案の23ページをお開きください。

議案第90号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の75ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1千円を追加して、歳入歳出予算の総額を5,042万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、84ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節4共済費4万1千円の補正につきましては、標準報酬月額の時決定に伴う共済組合負担金の増であります。人件費につきましては、85ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入について御説明いたしますので、83ページをお開きください。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金4万1千円の補正につきましては、共済費の増に伴い財政調整基金から繰入れするものでございます。

次は、提出議案の24ページをお開きください。

議案第91号、平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の89ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,112万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億6,334万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、98ページをお開きください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節4共済費4万2千円の補正につきましては、標準報酬月額の時決定に伴う共済組合負担金の増であります。人件費につきましては、99ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

同じく節15工事請負費110万5千円の補正につきましては、バス専用駐車場等に乗用車が駐

車しないよう、車止めを設置するものであります。

同じく項2事業費、目1一般事業費、節16原材料費777万7千円の補正につきましては、利用客の増に伴い食事や飲物等の原材料を追加購入するものであります。

同じく節18備品購入費220万円の補正につきましては、1件100万円以上のものとして平成14年購入のおにぎり製造機の駆動部分が故障し、使用不能となったことから新たに購入するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、97ページをお開きください。

款1事業収入、項1営業収入、目1食事料収入1,710万円及び目2飲物料収入90万円の補正につきましては、利用客の増に伴い昨年を上回る収入見込みとなることから、増額するものであります。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金687万6千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整としまして、唐船峡そうめん流し整備等基金へ繰戻しするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。提出議案の3ページをお開きください。

議案第77号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本協定の変更につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

協定の変更内容につきましては、指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事に係る協定金額の変更であります。水中攪拌機等の水処理設備工事について、減額することとなったことなどから協定金額の変更を行うものであります。

次に、提出議案の17ページをお開きください。

議案第85号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第5条の見出し中の建築面積を建築面積等に改め、同条に一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合として条例で定める割合は、100分の60を超えてはならない、の1項を加えるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次に、提出議案の25ページをお開きください。

議案第92号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、で

あります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の103ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ326万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億572万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、112ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしておりますが、これにつきましては標準報酬の定時決定に伴う共済組合負担金の増減であります。なお、各目の人件費につきましては、114ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

款2事業費，項1事業費，目1下水道整備補助事業費，節7賃金2万3千円の補正につきましては、平成29年10月1日の臨時職員賃金単価改定に伴い、増額するものであります。

同じく目2下水道整備単独事業費の補正につきましては、今回の補正に伴い財源の組替えを行うものであります。

同じく項2維持管理費，目1汚水処理費，節18備品購入費172万8千円の補正につきましては、指宿市浄水苑の放流水等の水質分析を行う紫外可視分光光度計を購入するための経費を増額するものであります。

同じく目2雨水対策費，節11需用費146万9千円の補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場に係る電気料金の不足が見込まれることから、光熱水費に係る経費を増額するものであります。

113ページを御覧ください。款3公債費，項1公債費，目1元金の補正につきましては、今回の補正に伴い財源の組替えを行うものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、111ページをお開きください。

款4繰入金，項1一般会計繰入金，目1一般会計繰入金245万7千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源であります一般会計繰入金を減額するものであります。

款6諸収入，項2雑入，目1雑入571万9千円の補正につきましては、確定申告に伴う消費税及び地方消費税の還付金について増額するものであります。

以上で追加説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（長山君代）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明を申し上げます。

提出議案の7ページをお開きください。

議案第81号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、でございます。

本案は、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者として一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。指定管理者の選定につきましては、本年8月21日から9月4日までを応募期間として公募を行いましたところ、1社のみの応募でございましたが、指定管理者候補者選定委員会で候補者の選定審査を行い、定例教育委員会の議決をもって選定したものでございます。

選定の理由につきましては、第1に過去の管理状況は大きな問題もなく運営され、今後の運営についても市民に幅広く親しまれる会館運営を掲げており、意欲が見られる。第2に、応募者の提案した運営方針は指宿市民会館、山川文化ホール管理運営仕様書に基づいており、これまで両施設を安定的に管理・運営してきた実績とノウハウを持っている。また、施設の運営も利用者の要望に応じて開館時間や休館日を柔軟に対応し利用促進を図り、主催者の対応に十分な配慮と気配りを行う提案がなされている。第3に、収支計画において施設の維持管理上欠かせない経費と運営に必要な人件費が計上され、事業計画との整合性が図られており、財政基盤も安定している。第4に、職員の配置は施設業務が考慮されるとともに、大きな催し時の対応態勢も考えられており、かつ通常業務における人員体制についてもより充実させる提案がなされている。以上の理由から指宿市民会館、山川文化ホールの指定管理者として適任であると判断し、選定したところでございます。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（黒岩道広）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の26ページをお開きください。

議案第93号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益の第2項営業外収益を104万1千円増額し、水道事業収益を7億5,272万1千円に、営業外収益を3,321万1千円に、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を2,012万5千円増額し、水道事業費用を6億4,824万4千円に、営業費用を5億8,206万9千円にしようとするものであります。内訳につきましては、小雁渡浄水場における水道水のかび臭除去で使用する薬品等の増額のほか、落雷事故における配水池の修繕費の増額、並びに平成29年10月1日、臨時職員賃金単価改定に伴い、賃金を増額するものであります。

第3条におきまして、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1

款資本的支出の第1項建設改良費を1,112万円増額し、資本的支出を4億7,560万6千円に、建設改良費を3億1,895万円にしようとするものであります。内訳につきましては、十町区画整理地内における配水管新設工事費等の増額であります。

なお、3ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

#### △ 議案第76号及び議案第77号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

まず、議案第76号について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は承認することに決定いたしました。



次に、議案第77号について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第78号～議案第80号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

**○議長(松下喜久雄)** 次に、議案第78号から議案第80号までの3議案について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第80号までの3議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第80号までの3議案は委員会付託を省略することに決定いた

しました。

これより、採決いたします。

まず、議案第78号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第80号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第81号～議案第93号(質疑・委員会付託)

**○議長(松下喜久雄)** 次に、議案第81号から議案第93号までの13議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第86号を除く12議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第86号については各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情一括上程(委員会付託)

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第29、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情5件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

△ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新川床 金 春

議 員 下川床 泉

# 第 4 回 定 例 会

平成 29 年 12 月 12 日

(第 2 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成29年12月12日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
14番議員	前之園 正 和	15番議員	木 原 繁 昭
16番議員	中 村 洋 幸	17番議員	新川床 金 春
18番議員	下川床 泉	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	下 吉 一 宏	健康福祉部長	前 菌 千 秋
産業振興部長	上 田 薫	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	黒 木 六 海	教 育 部 長	長 山 君 代

山川支所長	中 村 俊 治	開聞支所長	川 畑 徳 廣
総務部参与	廣 森 敏 幸	総務部参与	中 村 孝
市長公室長	鶴 本 八 郎	総務課長	川 路 潔
環境政策課長	鳥 越 克 史	長寿介護課長	鶴 窪 誠 作
商工水産課長	山 元 成 之	観光課長	大 迫 格 史
建設監理課長	東 恵 一	学校整備室長	前 菌 佳 生
スポーツ振興課長	今 村 将 吾		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
調査管理係長	嶺 元 和 仁	議事係主査	上 玉 利 享

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領進議員、及び外菌幸吉議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 皆さん、改めておはようございます。1番、外菌幸吉でございます。

本日は議席番号も1番、質問順も1番ということでございますが、中身も1番になりたいもんですけれど、寒いですね。寒いんですけど、元気よく、そして穏やかに和やかに一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、本日は指宿市地域おこし協力隊についてと、2番目に火葬場の残骨処理についてとなっておりますが、これ、まず訂正をお願いしたいんですが、火葬場の残骨灰、燃えた後の灰ですね、灰処理についてということで訂正を願います。これ、私が通告の際にちょっとミスってしまいましたので、よろしく願いいたします。

まず、地域おこし協力隊について、お伺いいたします。私の一般質問の通告後に、広報いぶすき12月号に10ページでございますが、地域おこし協力隊がやって来たという形で記事があります。この記事によりますと、9月1日と11月1日に着任した2人の男性が載っておりますが、その前に広報いぶすきの3月号、これには4ページと5ページにかけて、地域おこし協力隊とはということで、こういう形で記事が出ております。そして、2ページと3ページには移住コンシェルジュがやって来たという形で、1月からの女性の方ですが、2ページにわたって出ております。つまり、今までは大部分の人が知らなかった地域おこし協力隊についても広報等で知らされておりますし、また、活動もされているわけですが、この中で特に活動期間は1年から3年間だということ。それから、任期終了後、約6割の方が同じ地域に定住してるということでございます。外部からの人が移住してくれる、ありがたいことだと思ってるわけですが、この地域おこし協力隊の任期満了後に約6割の方が同じ地域に定住されているということは、非常にありがたいことだと思います。そしてまた、国は報酬などとして1人当たり、上限でございますが年400万円の補助を行うと。特別交付税という形で行われております。2

月1日現在は31自治体で105人でありましたが、この9月末現在は37自治体で144人、これは鹿児島県内だけでございます。それに比べて、2015年当時は14自治体で41人ということでございますから、この2年ばかりの間に急激に増えているということでございます。お聞きいたしておりますのは、指宿市における活動状況とか現況についてでございますので、前置きはこれくらいにいたしまして、まず、指宿市地域おこし協力隊についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

火葬場の件については、後ほど行いたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 地域おこし協力隊のことについての御質問をいただきました。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進む地方で都市からの人材を受け入れ、地域を盛り上げる活動を行ってもらう制度で、活動内容は移住や観光、特産品のPRなど多岐にわたっているところでございます。この制度は平成21年度から始まり、平成28年度においては3,978人の地域おこし協力隊が886自治体で活躍しており、任期を終えた隊員の約6割が活動地か周辺の自治体に定住しているようでございます。本市においては昨年度1名、本年度2名を採用し、移住相談や商店街の活性化に取り組んでいただいているところでございます。また、来年度は更に2名の隊員を空き家活用コーディネーターとして採用する予定にしているところであります。

**○1番議員（外園幸吉）** 今日はですね、小学生の皆さんもたくさん見えていますので、私たちが若い頃と言いますか、海外青年協力隊というのがありましてね、皆さんも御承知だと思っておりますが、それに憧れて頑張った友達もいます。海外青年協力隊は歴史も古いと言いますか、現在でもあるわけですけど、今、市長のお話もありましたように、地域おこし協力隊というのはまだ歴史的に浅いわけですが、小学生の皆さんもですね、こういう仕事と言いますか、活動と言いますか、あるんだということでですね、先ほど申し上げましたが、指宿市の広報の12月号に載っておりますので、こういうのを見てですね、将来の夢を持っていただければありがたいと思っております。最初ですね、申し上げましたように、1月時点では1人でした。協力隊と言うんだから、1人じゃなと思っておりましたが、先に言いましたように、現在指宿市においては3人の方が、それぞれの分野で活動されているようですので、この広報の記事等とだぶっても結構ですので、担当の方、それぞれよろしくお願い致します。

**○総務部参与（中村孝）** 協力隊員の活動についてでございますけれども、まず、総務部所管の地域おこし協力隊についてでございますが、本市への移住を検討している方々の相談に当たる移住コンシェルジュとして1名を、平成29年1月から採用をしております。市内全域を対象に移住相談や下見案内、首都圏で行われる移住フェアのPR等を行っているところでございます。前職である空港の地上勤務の経験を生かし、丁寧で心の込められたおもてなしの心で対応いただいておりますので、移住相談者からの信頼も厚く、相談件数も着任前と比べて飛躍的に伸びているところであります。また、地域住民との交流のほか、本人のスキルアップの



ため、市内外で行われる各種研修会やイベント等にも積極的に参加していただいているところでございます。また、本市の農産物や特産品、観光スポットなどの情報を都市部で開催されるイベントはSNS等を通じて発信をしているところであります。

**○産業振興部長（上田薫）** 次に、産業振興部所管の地域おこし協力隊についてでございますけれども、現況につきましては2人を採用しております。隊員は9月1日と11月1日にそれぞれ着任し、平成32年までの最長3年間の任期となっております。今後の方針につきましては、主に中心市街地にある四つの通り商店街の空き店舗の解消や、賑わいづくりの企画・運営、地域資源を活用した特産品や観光商品の企画・PRなど、多岐にわたっての活動を考えております。隊員には外部の視点と既存概念に捉われない柔軟な発想により、歩いて楽しめるまちづくりを目指し、行政だけではなく商店街の組合員や地域商工会議所と一体となって取り組んでいただきたいと考えております。隊員の活動の一つといたしまして、指宿駅前の中央通りで11月25日に開催しました指宿駅前商店街魅力向上事業、いぶすきマルシェでございますけれども、それにおきましても持ち前の行動力で来場者や出展者にも積極的に声を掛け、コミュニケーションや情報発信を図るなど、期待どおりの活動を見せてくれました。このようなことから、今後の商店街の取組に参画し、活動していただけるものと大いに期待しているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 今、御説明いただきましたが、いわゆる人口減ということが言われます。移住していただいた方がですね、いろんな影響を及ぼすと。まず、現在課題になっております小学校の統廃合についてもですね、子供が増えればいいなという点もあるわけですね。それから、考え方、いろんな考えの人がいて、私は結構だと思います。いわゆる悪い意味ではありませんけど、よそ者の人たちがですね、違う発想を持ち込んでくれたら素晴らしいと思います。それから、もう一つはですね、外部から受け入れる人もですが、現在指宿市内にいる子供たちがですね、一旦は外に出ていいと思います。大学とか、学校とかですね、就職とか。世間を知ってですね、もう1回帰って来るときに、いわゆる仕事がないということをよく言われるわけですから、今の産業振興部長の話もありましたように、商店街の活性化とかいろんな点でですね、仕事があって結構なことだと、素晴らしいことだと思っております。ですから、3人の方のですね、目の付け所と言いますか、そういう部門に地域おこし協力隊を充てているのは、私はそれはそれで素晴らしいことであると思っております。

さっき、私は鹿児島県内の数字、市長は全国的な意味の数字をおっしゃいましたが、これがですね、人材確保に苦労しているということですね。いろんな人が、多様な職種を経験した人がですね、それぞれの分野で頑張ってくださいと。私は以前から指宿市の職員の人たちでも専門的な資格等を取るよとということ再三申し上げておりますけれども、いろんな職種を経験した人は非常に貴重なものであると思っております。ただですね、問題点として指摘されるのがですね、行政の職員が地域おこし協力隊員の皆さんを、ただ自分たちの仕事の

下働きの発想を持ったら駄目だということは言われております。こういう点はですね、もう皆さんお分かりでしょうけれども、こういういい意味で活用できないとですね、幾ら制度を作っても駄目なわけです。それから、その隊員の側の皆さんにもですね、一部問題は指摘されてるのは、ぼんやりした動機ですね。自分を見つめたりとか、そういう人もいないとは限らないというようなことです。ですから、大部分の人は目標を持ってですね、頑張っていると思います。そこでですね、いろんな人がいらっしゃいますが、今日の南日本新聞を御覧になったと思うんですが、黒ゴカ欄、これですね、地域おこし協力隊の1人の方が、笑い話が出てましたけれども、薩摩川内市はですね、現在13人入れているそうです。鹿児島県で一番多いんだそうですね。そのうちの1人、蟹江さんっていう人だったかな。その人が黒ゴカに出てましたけど。そういうようなこともあるので、さっき申し上げた点も考えてですね、今後どういう目的っていうか、そういうのを考えていらっしゃるかどうか。つまり、人を増やそうという、隊員を今後増やそうという意思があるのか、その辺をちょっと伺います。

**○総務部参与（中村孝）** まず、この制度に対してどのような展望というものを描いているかというような趣旨でございますので、本市で活動している協力隊員の方々につきましては、指宿を我がふるさとのように思い、指宿をもっとよくしたいという強い思いを持っておられる方々ばかりであります。そのことは、本年の広報いぶすき、先ほどもありましたけれども3月号、それと12月号の記事でうかがい知ることができます。本市への熱い思いに感謝をしているところであります。今後の展望についてですけれども、隊員の民間等で培ったキャリアや感性はとても心強く思っております。本市の課題解決や魅力向上に向けた取組を推進するためにも、今後もこの制度の活用を図ってまいりたいと考えております。また、任期終了後も3年間の経験や成果を生かし、引き続き定住していただき、本市の発展のために取り組んでいただけたらと思っております。

それと、地域おこし協力隊につきましては、薩摩川内市も13名いるということですが、本市におきましては、来年度から採用予定の空き家活用コーディネーターについては、活用可能な空き家の掘り起こしやデータベース化、空き家所有者等の空き家活用コーディネーターを2名採用をする予定にしているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** ただいまお聞きしましたが、空き家コーディネーターを2名と。この空き家についてはですね、一般質問で私も申し上げましたし、ほかの皆さんも、今日もあるんじゃないですかね、ありますね、さすが目の付け所がいいなどは思っています。いい所は褒めます。そういうふうにはですね、ポイントポイントを押さえてですね、適切な人がいらっしゃれば本当ありがたいことだと思っております。そういう人を見つけてですね、この指宿市はですね、問題点、ポイントポイントと申しますが、その辺を活用していただきたいと思っております。

他の職員の皆さんでですね、ここでは言いにくいかな、こういう点があるんだというようなことはありませんか。この場でっていうのはちょっとなんでしょうからね、後日にしますが、例えばほかではですね、農業の関係とか漁業の関係とか、いわゆる今の地域おこし協力隊のですね、パーセントがあるわけですね。観光で616とかね、1次産業で503とかね。これは、全国ですかね。こういうのもありますので、今後ですね、さっき申しあげましたポイントポイントを押さえてですね、やっていただきたいと思います。先ほど申しあげましたように、地域おこし協力隊という仕事があるんだということをおね、子供たちの皆さんが今日分かっていただければすごくありがたいと思います。それから、欲張って言いますと議会を傍聴してですね、大きくなったら市長になるぞと、市の職員になって皆さんのために頑張るぞと。もう一つ言いますと、市議会議員になるぞというようなことをですね、考えていただければ、夢を持っていただければ、非常に議会傍聴していただいた、私の欲張った夢でございます。

そういうことでですね、地域おこし協力隊については、今後いろんな機会でお聞きすることがありますが、ここに止めておきたいと思います。

次にですね、先ほど訂正をお願いいたしました火葬場の残骨灰の処理について、現況と今後についてお伺いいたしますが、私はこの残骨灰のことについては、ちょっとこの点はタブーかなと思っていました。と言いますのはね、私はあまり宗教には疎い方なんですけど、宗教的な問題もあります。それをですね、思っていたんですが、皆さん御存じだと思うんですが、11月12日の南日本新聞にですね、こういう形で1面トップにでっかく出てるんです。有価金属高騰処理参入が増と。金歯含む残骨灰と。朝からですね、火葬の話とかをじゃねえと言われるかもしれませんが、みんな通る道なんです、これは。私もそう遠くないかもしれませんが、110歳、120歳生きる人であっても、必ず通る道なんです。この中でですね、まず残骨灰とはということですね、法律的な定義が書いてありますので読み上げてみます。火葬場で収骨後に残された焼骨、焼いた骨などの総称と。所有権を巡っては死者の相続人が所有権保留の意思表示をしない限り、収骨後は火葬場の経営者に帰属するとした1939年、昭和14年の3月の大審院判決があります。いわゆる、旧法ですね。2012年に厚生労働省が都道府県などに送付した通知では、残骨灰は宗教的感情の対象として扱われる限りにおいては、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当しないともされているという。後段の方ですね、やっぱり宗教的、遺族の方の思い入れというのがあるわけですね。本来は供養の対象物として扱うべき残骨灰なんですけど、この辺で非常に微妙な問題もあろうかと思いますが、この新聞記事については担当の方も御覧になっていると思いますので、執行部の現況、お考え等をお伺いいたします。

**○市民生活部長（下吉一宏）** まず、現在の本市の残骨灰の処理の状況から回答させていただきますが、本市においては現在、県内に事業所のある残骨灰処理業者と契約を締結いたしまし

て、処理を委託いたしております。処理につきましては、遺族が収骨した後の残骨灰を一旦施設内に適正に保管し、年1回処理業者において大分県の由布市内にあるお寺へ運ばれて、そこで供養された後に敷地内に埋葬されているところでございます。

**○1 番議員（外園幸吉）** 今日、子供の、子供のと言いますけれども、私も子供であったわけです。小学校の入学式のときのことを言うと、おじさんも1年生があったんだよって言うと、えっという子供が何人もいましてね、本当っていう子もいましたけれども、みんな子供からずっと経ていくわけです。今の子供たちがですね、カブトムシとかクワガタムシというのはデパートで買うもんだと思っている子供が結構いるそうですね。まさか、指宿市の子供はそうないと思うんですが。カブトムシやクワガタムシが動かなくなるとですね、電池が切れたという発想をすると。びっくりしましたけど。先日のですね、統計と言いますか、テレビでやってましたけど、100人の子供にですね、聞いてみたそうです。人間は死んでも生き返ると思っているという子供が5人から10人いるっていうんです。年齢層もあります、地域もあるでしょうけれども。特にですね、今テレビゲーム等いろんなゲームがありますが、リセットボタンを押すと生き返るわけですね。そういうところがですね、子供がいじめたり、いじめられたり、命を粗末にしたり、自分の命もですが、人の命もなんです。大事にしてほしいという前提で、こういう火葬とか話をしてるわけなんです。ゲーム感覚でリセットしてできるんだと思ったら大変なことなんです。ですから、人いろいろ考えはあろうけれども、私は家族というか、身内、じいちゃんばあちゃん等を含めてですね、葬式のときは、あの火葬場の収骨もですね、子供たちに経験させて、命は大事にしなきゃならないんだということをお教えることが親としての務めだと思っております。自分の命を大切にしてほしいと、人の命も大切にしてほしいという前提でこういう話をしてるわけなんです。それでですね、先ほど御説明がありましたけれども、残骨灰の処理についてはですね、委託をして業者に頼んでいると。以前ですね、山川の火葬場の方でも残骨灰については収容する場所を造ってですね、そこに葬式に参加した人もその過去の残骨灰についてはですね、残骨灰に線香をあげる人も何人も見ました。そういうことなんですけど、やっぱり収量的、場所的に限られておりますので、一部はその敷地内に埋設することもあると思いますが、今のお話では業者に委託するということですね。今、全国的に問題になっているのは、有価金属の高騰により処理参入が増えているためにですね、入札をしても0円入札というのが結構あるわけですね。一般的には、処理をしてもらうわけですから、市がお金を払うわけなんですけど。しかしながら、こういう有価金属の問題が出てきますとね、プラスが生じるから0円で受けてもですね、十分採算に合うということなんです。先の東京都知事が東京オリンピックの金メダルをはきされた形態でやると。俗にいわれる都市鉱山ということをおっしゃいますが、レアメタルと言われるものが都市の中にあるというようなこともあるわけですね。これとそれとは違うわけですが、そういう点がありますんで、指宿市の場合はその歳入歳出の関係はどう

なっていますか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 現在、業者に委託をしておりますので、その委託料の答弁をさせていただきますが、県内に1社しか業者がございませんので、その業者と法令、規則に基づいて随契をいたしております。金額的にはここ数年、3万9,112円という金額で処理委託をいたしてるところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 今、委託費を払ってるということでしたが、この南日本新聞等によりますとですね、0円入札が多いということを言われます。どちらがいいかは私としてもまだ結論が出ていませんけれども、あくまでもですね、その感情的に言いますと適正に処理されているか。職員の皆さんにその最終処分先、お寺のうんぬんと言われましたが、そこを確認したことがありますか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 処理の後につきましては、報告書を提出してもらうようになってますが、現地に行って確認はいたしておりません。供養して納骨したときの写真をもって、確認といたしております。

**○1番議員（外園幸吉）** この新聞に書いてあるようなことと、指宿市の現状は異なると言いますかね、あくまでも0円入札とかそういうことになってですね、県外の業者も入ってるということが書いてありますが、お金も、いわゆる歳入も大事ではあるけれども、やっぱりそこにですね、遺族の感情ですね。いろんな点がありますので、今後とも十分検討していただきたいと思うんですが、今後については現状のままですか、どうですか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 先ほどございましたけども、平成12年の3月にですね、厚生労働省の方から残骨灰については墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み、適正に取り扱うことということがございます。その中に、国民の宗教的感情にということ、これを大事にしないということになっておりますので、私どもといたしましてはこの趣旨を受け止めて、今後いろいろ対応していきたいと。現状におきましては、現在の処理の方法で継続をしていきたいと、このように考えております。

**○1番議員（外園幸吉）** 宗教はいろいろあります。宗教、それぞれ信じる人はそれですばらしいと思います。ただ、言えることは、私たちは先祖からつないでるんだ。爺さん婆さんがおって、親がおって、自分がいるわけですね。そしてまた、子供がいるわけですね。そういうことを考えたらですね、世の中捨てたもんじゃないよと言われるようなですね、金だけじゃない世の中を、指宿市をつくっていければいいと思いますんで、あまり広漠とした、範囲の広い話かもしれませんけど。行政としてはですね、透明性が必要だと思います。その辺はですね、隠すんじゃなくて透明性が必要だと思いますので、支障のない範囲、よろしく願いいたします。

これで、終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

**○4番議員（井元伸明）** おはようございます。議席番号4番の井元でございます。今年の夏は特に気温の暑い日が続いておりました。この異常気象がもたらす様々な現象が発生をいたしております。その中でも、夏場に高温が原因と思われず鰻池にアオコが発生をいたしました。このことにより、山川地域での水道水から異臭問題が発生をいたしております。市の水道課の対策といたしましては、活性炭を使用して悪臭を除去できるとのことでしたが、いまだに臭いはなくならないのが現実のようでございます。市の広報誌では、この臭いのする水道水は飲んでも人体に影響はありませんと広報誌で配布はいたしておりますけれども、市民の多くの方々はいまだに飲料水はスーパー、コンビニで購入して飲んでるのが現状のようでございます。この鰻池の水は、昔は冷たくておいしかったと言われておりました。今後、1日も早く昔のような鰻池の水に戻して、安心して飲める水に戻すには、水質の浄化が大切であろうと思われまますので、早急な対策を、水道課はもちろんでございますが、全庁を挙げて取り組んでいただくことを切にお願いを申し上げます。質問に入らせていただきます。

まず、教育環境についてでございますが、現在の子供たちの生活環境では、携帯電話をはじめとする生活用品の電子化はめまぐるしく進化しているのが現在の子供たちの生活環境ですが、一方、学校の教育現場でも現在の電子化を活用しての教育がされていることが、全国の学校事例等で多く聞くことがございます。そこで、お尋ねをいたします。現在、指宿市での教育現場での取組について、どのような取組をされているのか、お尋ねをいたします。

次、第2点目は空き家対策についてでございます。全国でも空き家対策については、それぞれの自治体でも様々な取組を実行しておりますが、抜本的な解決策がないのが現状でもございます。そこで、お伺いをいたしますが、本市でも空き家状況については、市内の消防団員の協力をいただいて調査をされていると思いますので、現在、空き家の状況はどのようにあるのか、全体で何軒あるのかお尋ねをいたします。

次、3点目に池田湖周辺的环境整備についてお尋ねをいたします。現在、指宿スカイラインの改修工事を年次的に進めてきておりますが、今後この改修工事がよりよく進んでいくと聞いております。この理由といたしまして、山田インターでの通行料金を今後とも徴収をし続けて、その金額をスカイライン改修工事に充てるとのことでございます。スカイラインでの年間徴収料金が約22億円でございます。その全てを今後スカイラインの改修工事に充てるとのことでございますので、今後工事の進捗状況が進んでいくのは明らかでございます。ところで、スカイラインの出入口でもございます池田湖周辺的环境整備が大事になってくるだ

ろうと思われませんが、これまでに池田湖周辺地域活性化の整備計画を進めてまいりましたが、この計画はいつ頃、どのような取組を考えておられるのか、お尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からは、池田湖の整備についての答弁をさせていただきます。教育環境、空き家対策については、それぞれ担当部長が回答をいたします。

池田湖整備の進捗状況について、この計画は県の魅力ある観光地づくり事業に採択され、現在県と整備に向けて協議を進めているところでございます。今年度中に県が実施設計に取り掛かり、来年度には整備に入ると聞いております。今後、県が行う実施設計に合わせ、市としましても地域住民との意見交換会を開催し、実施設計に意見を盛り込んでいただきたいと考えているところであります。

**○教育部長（長山君代）** 教育現場でのICT化への取組状況についてでございますが、教育委員会では指宿市教育振興基本計画に掲げた児童・生徒がコンピューターなどに十分触れ、情報活用能力の育成が図られるようにICT環境の整備を推進するとの方針に基づきまして、これまでパソコンや書画カメラ、モニターテレビ、プロジェクター、電子黒板などを整備してきているところでございます。書画カメラは以前、学校で使われておりましたOHPが小型化、軽量化、デジタル化され、持ち運びが容易なものに改良されたカメラでございます。子供たちが記入したノートやワークシートを撮影し、大型モニターテレビに映し出し、どのような考え方で問題を解いたのか、学級の人々に分かりやすく視覚的に説明できる特徴を持っているところでございます。電子黒板はデジタル教科書を映し出したり、写真や画像を映し出すことができます。また、画面を手で触れて操作できるタッチパネル操作が可能となっておりますことから、インターネットと接続してWebサイトの検索機能を使った調べ学習などに有効な機能を備えた黒板でございます。なお、児童・生徒用のパソコンにつきましては、平成27年度から機器の更新の際に学校と協議をしながら、タブレット型パソコンへ移行しているところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家の状況についてでございますが、本市では平成22年11月と平成25年10月、それから平成28年12月の3回、指宿市消防団の協力をいただき、空き家の調査を行っております。平成28年12月の調査においては、市内の空き家の数は1,994棟となっております。調査ごとに増えている状況であります。

**○4番議員（井元伸明）** それじゃ、2回目の質問に入らせていただきます。今、学校の教育現場でもですね、タブレット、電子黒板を導入をされているということをお聞きしました。これはですね、教育現場でもですね、先生方が非常に重労働というか、いろんな意味でですね、先生方が黒板に書く時間の短縮でもしかりだと思えます。この電子黒板等で既に入力をされておればですね、瞬時にしてボタン一つで画面が出てきて、先生方の仕事、教育のですね、負担軽減にもつながるのではないかと思います。それと、子供たちが一番いいのは、こ

ういう今の世の中でありましてですね、全て今タブレットであったり携帯電話であってもですね、瞬時にして写真とか画像、いろんなのが出てまいりますけれども、こういうのを含めてですね、教育することによって子供たちの興味っていうか、そういうのも向上してですね、全国的にいろんな教育の現場から話を聞きますと、こういう機器を導入したことでですね、生徒のですね、学力向上にもですね、非常に向いているという報告もあるとおりでございますのでですね、こういうのを本当に導入するのが現代においてはですね、もう建前、本筋であろうかなと思うんですけれども、今お聞きしましたように、27年度から学校の整備状況というか、パソコンなんかの更新に合わせてってということだろうと思うんですけど、今、各学校でですね、こういう環境の中で全体的に電子黒板は何台入って、タブレットがどれぐらい入ってるっていうのが、総数、分かれば各学校ごとにどれぐらい入ってるっていうのが分かればですね、お示しをいただきたい。ということはですね、学校によってはそのパソコンを導入した時期がいろいろありますので、導入する時期がですね、まちまちであったり、ある学校は何台か入っているけれども、まだ学校によっては全然、1台も更新をされていない状況もあるかと思っておりますので、そこ辺りをですね、分かれば一つお示しをしていただければと思います。

**○教育部長（長山君代）** 電子黒板の整備状況につきましては、小・中学校合わせて現在23台整備をしているところでございます。タブレット型のパソコンや電子黒板につきましては、機能性や便利さから、今後ますます教育現場では必要な機器と認識しているところでございます。このことから、先ほども申しましたように27年度以降、学校と協議をしながら、順次汎用性の高いタブレット型のパソコンに移行をしているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 詳しい数字はですね、ちょっと今お示しをいたしませんでしたけれども、やっぱりこの27年から導入をしてるっていうことでございますので、最終年度ですね、いつぐらいまでには全校にこういう形で配付できるような状況にあるのか、そこら辺りの予定があれば、一つお示しをいただきたいと思っております。

**○教育部長（長山君代）** 小・中学校の教育活動で使用するパソコンにつきましては、現在の整備計画では小学校で9年間、中学校で7年間の使用期間を設け、期間が満了した学校から順次タブレット型へ移行をしているところでございます。教育委員会では平成29年度から、また31年度までの3か年におきまして、校内の無線LANの整備も計画しているところでございますが、現在使用中のノートパソコンの更新期間が適当であるかどうかについても、今後タブレット型のパソコンへの見直しを行うことも必要ではなかろうかと考えているところでございます。今後また、その更新期間につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 各学校のですね、パソコンの導入期限の、契約の期限があって、それによってという答弁だろうと思うんですけれども、これはですね、そういうのがあったにし



でもですね、なるべく早い時期にはですね、各学校に導入をして、皆さん、どの学校でもですね、同じレベルで同じ教育、電子教育が受けられる環境をですね、整えていくべきだろうと思うんですけど、それについては、再度お答えいただければと思うんですが。

**○教育部長（長山君代）** 現在、使用しておりますパソコンにつきましては、確かに更新年度っていうのがございますので、そこも含めまして、先ほども申し上げましたように今後検討していきたいと考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** そのような状況の中でですね、我が議会の方でもですね、昨年度でしたね、28年度からタブレット導入ということで、今、市議会だけが導入をいたしておりますけども、今朝の新聞によりますとですね、曾於市の方ではですね、60台を購入し議員20名と執行部に、全員に端末の貸与という形で載っておりますけども、こういう形でこの自治体においてもですね、どんどん進んでいる状況でもございます。特に子供たちの現場ではですね、こういうのがやっぱり必要不可欠ではないかと思うんですけど、今さっきありましたWi-Fiの設備ですね、私もこの前、ちょっとあまりこういうのに詳しい方じゃないもんですから、我々も議会の方でも今このタブレットにしているいろいろと勉強会も進めてきておりますけどもですね、このタブレットの更新をするのにはですね、環境が整っている場所じゃないと、いろんな機器の更新ですかね、そういうのができないということで、この前わざわざ環境が整っているという場所ということで、山川図書館にお邪魔をしまして、向こうの方でタブレットの更新をしたりですね、いろんな形で勉強もさせていただきましたけど、学校現場においてですね、このWi-Fi設備の整っている学校、ない学校とあることだろうと思うんですが、これらについての環境整備についてはどのようなふうに教育委員会としてはお考えなのか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（長山君代）** 今、ございましたように、平成29年度から校内無線LANの整備を進めているところでございます。現在、池田校区と利永校区は光回線が未整備となっておりますことから、同校区内に位置する池田小学校と利永小学校はADSL回線の利用をしているところでございます。ただ、ADSL回線は光回線より通信速度が遅い回線ではございますが、メールの送受信をはじめ、画像や動画の視聴やダウンロードは快適にできる速度でございます。両小学校によりますと、ADSL回線でも授業において画像を表示させたり、動画を視聴したりするネット環境は快適に作動をしているとのことでございます。教育委員会といたしましては、ADSL回線を活用した校内無線LANの整備も可能でありますことから、平成30年度に利永小学校、31年度に池田小学校へ校内無線LANを導入していく計画としているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 今、この30年度に無線LANの整備を利永小学校、31年度に池田小学校ということでございましたけど、今の教育部長の答弁によりますとですね、このWi-Fiの整備においてですね、各学校でのADSLであっても動画等を見るためには支障がない

ということをお答えいただきましたけど、現場の学校で聞いてみますとですね、途中で動画が途切れたりなんかする関係でですね、何を聞いているのか、意味がなかなか伝わらないと。途中でスピードが遅いためにですね。そういう環境があるということでございます。それで、ちょっと確認させていただきたいんですが、この光回線のない地域にはADSLを導入をいたしておりますが、これ、一部市の負担というのもありましたけど、このADSLを導入した時期はいつであったのか、もし分ければお答えいただければありがたいと思うんです。

**○総務部参与（中村孝）** 池田・利永地区のADSL回線の整備につきましては、平成18年度から地区住民や事業所から整備に対する強い整備要望や陳情をいただいております、平成20年度に全世帯及び全事業所を対象としたアンケートや説明会を経て、平成21年度に民間事業者の事業実施に対して補助金を出す形で整備を行っているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** ちなみにですね、こういう地域でもですね、住民の方々から非常に質問を受けることが多いんですが、この光回線がなぜないのかっていうことを非常に聞かれることが多いんですが、このADSLを整備したときの費用というのは、市の負担というのは幾らぐらいだったんですかね。分ければお願いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 整備費用につきましては、2地区で3,493万円、それに補助額が1,742万5千円で、うち1,275万9千円が市の負担で、残り466万6千円が県の交付金となっているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 地域によって、学校の現場ももちろんですが、この地域の中に池田小学校、あるいは利永小学校とございますけれども、そういう地域ですね、御父兄というか、いろんな方々からですね、地域になぜ光回線が整備ができないのかっていうこと、よくお聞きするんですけれども、仮にですね、このADSLを引く場合においても3,493万円ぐらい掛かったということで、市の負担も1,275万円ほどということでしたが、もし仮にですね、光回線を整備したと、仮に想定した場合に、光回線の場合、大体総事業費で幾ら掛かるのか、市の負担として、どれぐらいを見込めるのか、もし分かっていたらお示しをいただきたいと思うんですけど。

**○総務部参与（中村孝）** 光回線の整備についてでございますけれども、自治体で整備を行った県内の事例を確認したところ、概ね公設民営方式か民設民営方式で整備されているところでございます。二つの手法を簡単に説明いたしますと、公設民営方式は自治体が施設整備を行い、民間事業者運営を委託する方法で、民設民営方式は民間事業者の整備に対して自治体が負担金を支払う手法でございます。池田・利永地区については、光回線の整備を公設民営方式で整備した場合の全体費用額は、概ね2億1,400万円を見込んでおります。情報通信基盤整備推進補助金交付要綱に基づき、総事業費の3分の1が国から補助されますので、市の負担額は概ね1億4,266万円となるところでございます。公設民営方式の問題点としましては、整

備後の設備が自治体保有となるため、補修、維持費、台風被害等に伴う突発的な大規模修繕、老朽化に伴う更新費用並びに整備管理費のための組織体制など、後年度市の多額の財政負担を伴うことが懸念されてるところでございます。また、民設民営方式で整備した場合には、全体費用が概ね2億9,250万円で、市の負担は概ね1億1,700万円となるるところでございます。全体費用が公設民営方式より増加してる理由は、後年度の補修維持費が含まれるためでございます。

**○4番議員（井元伸明）** この地域の中でですね、今現在、学校の在り方検討委員会の中でも将来は小中一貫校を目指すということやら、小学校の合併というか、1校にという話も進んで実施に向けて運営をされているようでございますけど、こういう中においてもですね、やっぱり子供たちの教育環境っていうのは平等にあるべきだろうと思う中でですね、今、中村参与の方で市の将来の負担が大きいということでもございましたけれども、やっぱり1億1,000万円、あるいは1億4,000万円ほどという話がありましたけれども、こういう負担はですね、将来の子供たちの育成という意味はですね、負担はそれほど、幾ら掛かってもいいんじゃないかとは申しませんが、ある程度のことはですね、やっぱり致し方ないところもあるかなと思うんですけど、それについて、整備状況ですね、今後考えるときに、市として、市長としてですね、整備をするお考えがあるのかどうかですね。地域の子供たちのためにということで特化して考えた場合に、市長はどのようにお考えか、一つお答えいただければありがたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 議員御指摘のとおり、やはり指宿市内の小・中学生、この子供たちにとっては、正しく指宿の未来を担う子供たちですので、デジタルデバインド、つまり情報格差があってはならないというのは私の基本的な考え方であります。やはり、視聴覚教育、情報教育、現在最も求められている教育の1分野でもありますので、この情報教育、特にこの光回線、Wi-Fiの整備、これは今後進めなければならないとは思っているところでございます。ただし、先ほど参与が申し上げましたとおり、多額の費用、そしてその後のランニングコスト、補修等も必要ようでございます。どのような形で整備をしていくのかということについては、現場の、つまり学校の先生方の意見も尊重すべきだろうと思っているところでもございます。今後、学校教育の在り方、小中一貫教育、そういうものも論議されておりますので、今後どのような形で学校の教育環境を整備していくのか、ということについても考えてまいりたいと思っております。

**○4番議員（井元伸明）** はい、ありがとうございます。是非、そのような形でですね、この学校のこの環境整備っていうのは、現在のこのネット社会と申しますか、電子社会の中ではですね、本当にどこにおっても瞬時にしていろんな形で情報が共有できるようにですね、学校現場でも、一つまた、特にその光回線のない地域についてはですね、御配慮というか、していただきながら、各学校の導入の整備についても、導入のいろんな期間もありますので、

なかなか一遍にというのはなかなか難しいんでしょうけれども、できるだけ早い時期にですね、導入ができるようお願いしたいと思うんですが、そういう方向でやっていただけるかどうか。やっぱり予定通りに後10年かかろうが、全体的に後10年してから、全部整備ができるんですよということでもいいのかどうか。その辺についての教育委員会としての覚悟はいかがでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども答弁をさせていただきましたが、ICT環境の整備、充実につきましても、ほかの学校と同様に組み組んでいきたいと考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 学校の教育現場についてはそういうことで、早急な取組とですね、どこにおっても子供たちが平等な教育が受けられるようなですね、環境整備に努めていただきたいと思います。

次に、2番目の空き家対策についてお伺いをいたします。空き家の状況についてはですね、年々増えているという状況でございました。最近調べたので、1,994軒ということでしたけど、この1,994軒の中ですと、実際まだちょっと整備すれば住めるのではないかと。これ、人口減少の問題の中ですと、先ほどもありましたように、空き家、貸家として貸せば人が住めるような状況が何軒あるのか。それともですね、とてもじゃないけど、もう少々手を入れても住めるような家じゃないという空き家が何軒あるのか。それらについての把握しておられれば一つ、お示しをいただければありがたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家につきましては、適正に管理されている空き家、それから管理されてはいるが十分に使用に耐え得る空き家、すぐに対処しなければ周辺に被害を及ぼすと想定されるいわゆる危険な空き家などに選別をされるところでございます。報告をされている1,994棟の空き家のうち、危険な空き家というのが165棟でございますので、差し引きますとそれ以外の空き家が1,829棟というふうになるかと思っております。

**○4番議員（井元伸明）** そこで、お尋ねをいたしますが、この残りのですね、1,829棟、これをですね、空き家として指宿市に住みたい、地域で生活をして子育てをしたいという方々もおられます。こういう方々にですね、場つなぎというか、斡旋をしながら地域の活性化、そういうのに大きく役立っていくものだろうと思うんですけれども、この実際にですね、この空き家については全国でも非常に苦慮している状況でもありますが、この10月30日ですね、国交省の発表によりますと、全国でこの空き家バンクというのを立ち上げている自治体がたくさんございますので、こういうのについてですね、ものの考え方というのが、コンパクトシティを目指す構想というか、駅前が寂れている所をば、そこをいろんな形で、こういう形でネット化して、県外の方々にその地域に興味がある方にお貸ししてやろうという、一つの案だろうということだと思いますけれども、これをですね、国交省の方ではネットで一元化を図りながら、いろんな方々にこれを斡旋する。店舗でお貸ししたり、あるいは駐車場でお貸しできるような形にするとかですね、そういう形で地域の活性化につながるようにとい

うことで、もうさっそく始めたいということで発表をされております。これについて、こういうの使用すればですね、不動産の取得税などが軽減されたりとかいろんな恩恵もあるようでございます。こういうのですね、国で一体化してやるっていうことでございますけど、これについて指宿市として、こういうネットを通じて一緒に前向きに取り組んでいこうというお考えはないのかですね、それについてはいかがか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 空き家バンクの関係でございますけれども、国土交通省では本年度から各自治体の空き家等の情報を集約して、全国どこからでも簡単にアクセス、検索ができるようにする全国版空き家・空き地バンクに取り組んでおり、10月31日からその試行運用を開始しているところであります。県内の自治体では現在31市町で空き家バンクを実施しているようであります。本市では空き家バンクに代わる取組として、現在市の移住サイトに鹿児島県宅地建物取引等協会のホームページとリンクを貼り、市内不動産物件の周知を行っているところであります。また、地域おこし協力隊の制度を活用して、移住相談等に当たる移住コンシェルジュを本年1月から採用しているところであり、本市に移住を検討している方が住まいの相談があった際には、市内不動産事業者一覧をお渡しし、物件探しの橋渡しを行っているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 先ほどの同僚議員の質問の中で、地域おこし協力隊員というのが出ましたけど、これについては今説明あったようにですね、移住とか特産品の発信をするということで、来年度からはですね、特にこれに含めて2名を空き家のコーディネーターとして配置をしたいということで特にありましたけど、この空き家のコーディネーターってのは主にどういう仕事っていうか、内容をお願いする予定であるのか、内容について詳しく一つ御説明をいただきたいと思えます。

**○総務部参与（中村孝）** 空き家のコーディネーターでありますけれども、本市では来年度から地域おこし協力隊の制度を活用して空き家活用コーディネーター2名を採用する予定にしております。業務の内容としましては、活用可能な空き家の掘り起こしやデータベース化、空き家所有者、地域住民への空き家活用啓発活動、移住・定住希望者のサポート、住まい・地域のマッチング支援を想定しており、地域の方々と共働して取り組むことにしてるところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** この地域協力隊の方々にですね、地域の方々とのマッチングを起しているいろんな形でしたいってことでありましたけど、国の方では特にこの市街地、中心街の方でコンパクトシティっていうか、まとまった病院とか、駐車場を造ったりとか、そういうのを目指しているようなんですけど、指宿のこの協力隊員ってのは大体どこを主にですね、指宿市と申しましても、指宿駅周辺なのか、それともちょっと離れた、田舎のとか、農業地帯の所の空き家もいっぱいございますけど、そういう所もするのか、それについてですね、やっぱり具体的にどういうことをされるのか。もう、来年度からっていうこと

で、大まか内容はできているんだろうと思うんですけど、その辺について詳しく説明をいただきたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** 現在、空き家活用のコーディネーターにつきましては、移住や空き家活用について、地域のつながりがとても重要となってきましたので、取組に意欲的な地域ということで考えております。その地域をモデル地域に定めまして、重点的に支援をしていくこととしております。現在、池田校区の方でそういう取組をしたいというような声もあるところでございます。現在、山川・開聞地域においてもそういう空き家の活用ということがありますので、山川地域、開聞地域、それと池田校区等をですね、今現在、モデル地域に定めてですね、そういう支援をしていきたいと考えてるところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 今の、具体的に池田校区内にそういう方がいらっしゃるということがありましたけど、これについてはですね、池田小学校がもう児童数が100名を切るという状況がありました。そのとき、地域の校区のですね、公民館長さん方が中心になって、子供を増やそうよということで、今、校区にも立っておりますけど、池田校区内に公営住宅をとということで、誘致をとということでしてありましたけど、その後いろいろ聞いてみますと、公営住宅についてはですね、年次的な耐用年数というのがございまして、急に池田だけっていうのは駄目ですよというのがございました。その代わりにですね、池田の館長さん方が地域の空き家をずっと回りながらいろんな形で、どこどこにどういう家が貸してもいいよ、空き家がありますよという情報を共有しながらですね、いろんな形で今まで相当な方々が池田に移住をして来られております。そういう状況もありますのでですね、含めて先進地的にはそういう努力をしている地域でもあろうかと思えます。そういう頑張れる地域っていうか、そういう資金もですね、いろんな方々から捻出してもらって、またその基金も幾らか残っておって、いろんな形でどういうふうに活用して活性化しようか、地域に1人でも人を増やそうよという形で、特に池田小学校の児童が今42名ですかね、特に減ってきております状況の中ではですね、これが上がったたり下がったりの状況でもありますけど、是非、池田の保育園を申し上げますとですね、池田保育園の中でも園児数の3分の1は校区内ですけれども、3分の2は校区外から来ている状況でもあります。そういう状況の中でですね、保育園の園児の御父兄の方々もですね、こういう静かな場所で、こういう芝生の生えたいろんなすばらしい環境の下でですね、教育を受けさせたいということで、わざわざ移住をされて住み込んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方もいらっしゃる中でですね、もっとこういう、強力に地域の活性化に含めて、それと人口減少の減にもつながるようなですね、いろんな形でやろうとしておりますので、是非これには真剣に、前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、これについて、協力隊員の方だけじゃなくして、いろんな方々の協力をいただきながらですね、やっていただかないといけないと思うんですが、これ、今窓口とすれば、今これは市長公室がやっていらっしゃるんですかね。だから、専門的な市の職員というか、そういう配置

っていうのはできないものかどうか、考えていないのかですね、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** はい、空き家活用コーディネーターにつきましては、今現在、市長公室の方で取組をさせていただいております。今後、地域とのつながりとかですね、関係者とのですね、空き家であればですね、一応、建築の関係とかいろいろな関係部署がありますので、そこと連携をして一緒に取り組んでいく形になろうかと思っております。

**○4番議員（井元伸明）** これについてはですね、今現在、指宿市の定住促進支援制度っていうのがありますけど、この中でもですね、様々なことを準備をさせていただいております。いろんな広報誌でもですね、お知らせをさせていただいておりますけども、どうしてもやっぱり人員配置の問題もあるんでしょうけれども、専門員というか、それもやっぱり是非必要になってくるのではないかと思います。これについては、先の例でもですね、何回か申し上げておりますけど、ふるさと納税についても専門の職員がおって、指宿の本当に食材というか、観光の資源に寄るもの、農家のいろんなもの、特産品ですね、加工されたものの発信というのをすべきだということで、ふるさとチョイスにお願いしてやっている状況で、今、昨年の5億何千万円かということで上がっておりますけれども、これをやっぱり地元のですね、職員さん、専門の知っている方々が探していけばですね、これがもう今、返礼品はするなという状況にはなっておりますけれども、それは過度に、華美にするなということであって、絶対するなとは言っておりませんので、こういうのもやっぱり専門職員っていうのを配置してですね、私が昨年行った佐賀県なんかはですね、専門職員を張り付けて10億円、15億円とか20億円とかいうふうにもものすごい勢いで、その後、やっぱり農畜産物の販売につながって、ものすごく元気を出しておりますので、この移住に対してもですね、ただ片手間にやるんじゃないかと、いろんな意味で専門職員を張り付ける方法はないのかですね、すべきだと思うんですけど、これについては最後、答弁をお願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 先ほど、地域おこし協力隊員をコーディネーターということで、この地域おこし協力隊の採用につきましても、その専門性を生かせるような方を採用をできればというふうに考えておりますし、また、その職員につきましても、今後重要でありますので、その移住、それから定住に向けた職員の育成というふうなもの、それから全庁を挙げてですね、その各課が連携をして推進をしていければというふうに思っております。

**○4番議員（井元伸明）** 時間の関係で、3点目の池田湖周辺環境整備についてに移らせていただきたいと思っております。今現在、どういう状況かっていう中では、県事業でございますので魅力ある環境整備ということで、事業を進めるということで、県と協議をし、設計をし、来年辺りから実施に向けていけるのではないかとというような説明がございましたけど、その入り口の段階で指宿スカイラインがですね、指宿、高速道路が全然接しておりませんので、鹿児島市、若しくは空港から特に来られる方は、大阪から1時間で来ても、指宿まで来るのに1時間半と、空港より遠い。飛行機に乗っている時間より車で来る時間帯が長いってということ

で、非常に不評を買っている状況でもありますけども、この環境整備についてですね、指宿スカイラインを何とか高速道路並みに活用できないかっていうことでありましたけれども、その中で大体120か所ぐらい危険なカーブっていうのがありますと。スカイラインの料金徴収がまだ終わっていませんので、返済がですね、それが終わった時点では県としても検討したいっていうことでありましたけど、先の県議会の方でももう返済が既に完済をし、終わっておりますので、先ほど申し上げた年間22億円のこの徴収料ですね、この金額を全て整備に回したということでありましたけど、この整備状況について、指宿の担当課としてですね、どういう整備計画を持っていらっしゃるのか、もし聞かれているのであればですね、整備をどういうふうにするのか、もしお示しできればお願いしたいと思います。

**○建設部長（黒木六海）** スカイラインの整備状況についてでございますが、具体的なその穎娃インターから鹿児島に向けての整備については、まだ示されてはいないところです。現在のところ、大迫のインターに向けて、残りまだ整備が終わっておりませんので、今年度から調査に入っているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 全体的にはまだ示されていない状況であろうかと思いますが、池田湖のスカイラインの大迫の周辺がですね、遺跡が出た関係で遺跡調査をして、やっと終わりました、今年度から本格的工事っていうことでもう始まっております、状況ですね。これが済んでまいりますと、真っ先に目に付くのが池田湖でございます。今まで池田湖はですね、観光で訪れたお客さんの中の大体7割程度はですね、車でただ通るだけ。ここが池田湖かという形でですね、指宿の観光のために本当に大きな観光の目玉でもあろうかと思いますが、そこをですね、今の計画の中でも示しておられましたけど、せめて池田湖で1時間、2時間程度散策できるような整備をしたいということで、いろんな形で観光の資源を持ちながら、今、観光のスピードはものすごい早いですから、指宿に泊まらずに、指宿はもう素通りして、指宿に泊まらずに鹿児島市に泊まったり、霧島に泊まったりっていうのが結構多いように聞いておりますけれども、そういうのをなくするためにもですね、指宿の観光浮揚のためにもですね、宿泊客を増やすためにも、ちょっと池田湖で素通りするのを止まってくださいよっていう形で止まって、最低でも30分、1時間程度はですね、何か散策して、何かの情報を得て帰っていただくと。そこで、ジュースの1本でも買っていただいたり、お土産の一つでも買っていただければですね、またいろんな意味で指宿の観光業者含めて、いろんな方々もですね、大いに潤ってきて、全体に指宿の収益にもつながって来るだろうと思うんですけど、この整備については今、県と協議中であるということでもございましたけど、実はですね、この県の魅力ある観光整備の中で、2・3年前でしたかね、駐車場を造っていただいております。駐車場を造ってはいただいておりますけど、特に今時期、冬場は特にですね、特に女性の方々であればトイレに行きたい、もうないから次に行こうという形で通り過ぎる人も結構多いと聞いております。そういう中で、こういう所によ、やっぱり観光地で人



に止まっていたくためにはトイレの整備も必要ではないかなと思うんですけど、この駐車場の辺りにですね、今すぐ整備してほしいとは言いませんけれども、今後の計画の中ですね、いろんな形でトイレの整備とか、そういうのは考えていけるのかどうか、そこ辺り、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 池田湖にある公衆トイレというか、それを要望ということで今話がありましたけれども、池田湖には公衆トイレとしては売店前と、それとパラダイス前、それからえぷろんはうすの多目的広場の横の3か所ございます。新たな場所にトイレを設置するという事は、近い所に3か所ありますので、今のところは計画がないところでございます。

それから今、池田湖の整備に関して計画はありますけれども、取りあえずは売店前にあるトイレについて建て替える計画ではあります。以上です。

**○4番議員（井元伸明）** トイレっていうのはですね、どこに行っても一番先に、バスから降りても目指すのは、まずトイレ休憩という形でございますけど、大事な部分でありますので、是非考えていただいでですね、それでやっぱりトイレっていうのは、きれいでなければいけないと思うんですよ。先日もえぷろんはうすからトイレの臭いがしだしたということでありましたけど、何だろうかということで一応すぐに対応していただいで、聞きましたらトイレのトラップというか、臭いが逆流しないようなキャップが外れていたってということ、ちょっとしたことなんでしょうけれども、そこ辺りの整備も含めてですね、ちゃんとせんないかんと思うんですけど、これからのですね、やっぱり地域を活性化するためにも、池田湖整備することについてもですね、この池田湖の周辺の業者はもちろんですけれども、地域の方々とやっぱり相談をしてですね、いろんな整備は進めていくべきだろうと思うんですけど、今後の整備については、1回はですね、公民館長さんはじめ地域の代表者に集まっていたいで、いろんな意見も聴いていただいでおりますけれども、これらについても今後もそういう形で進めていかれるのか。もう、県と協議した中で、今まで協議、聴いてるから、それで造っていつてしまうのか、その辺りはどうでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 県の方からは1月頃、実施設計の入札が行われる予定ということで聞いていることから、県の委託事業が決まった後、1月下旬、又は2月上旬頃をめどに公民館で住民の皆さんと池田湖周辺事業者の皆さんにお集まりいただいで、御意見を伺いたいというふうに考えております。

**○4番議員（井元伸明）** 是非、そのような形で進めていつていただきたいと思います。

それに、最後ですね、池田湖周辺にはですね、馬頭観音、それから餓死御前とかですね、大蛇の伝説とか、地域の方々が非常に大切に守ってくださっている。これはですね、今後、観光資源としても大いにいいだろうということで話は伺ってはおりますけれども、まだ全然手付かずの状態でもあります。こういう観光資源になるべき地域のですね、やっぱり文化財

というか、これをですね、教育委員会としても今後いろんな形で、看板の設置等は徐々にではありますけど、していただいております。これらについてはですね、今後この整備状況の中では、もう観光課に任せっきりなのか、それともやっぱりこういう文化財を生かしながらですね、一つ観光にも役立ててほしいというような気持ちがあるのか、そこ辺りをどういうふうにお考えなのか、お伺いをいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 文化財を保護、活用するという視点からは貴重な文化財でもございますので、そういう視点でいろいろ関係部局と相談等はしてまいりたいと思っております。

**○4番議員（井元伸明）** 最後に、その文化財の中でですね、今、餓死御前というのが市の水源地の近くにあります。洞穴が崩れたら危ないということで、入り口を封鎖してありますけれども、あれもですね、早急に何か対策をしてですね、せつかくあそこまで行っても中が見れない。いろんな文化財の中でもですね、ただ看板を見てそれで終わりという方々がほとんどでございますので、あのままでは非常に文化財としては惜しいと思いますので、そこは一つ整備していただくように、これもお願いとして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後0時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○9番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。1年が過ぎるのは本当に早いもので、今年もあと僅かとなりました。いろんなことがありました。そして、いろんなことを考えさせられました。世界中で起きた考えられないような出来事。私たちはこのことから何を学ばばいいのか。命の尊さ、自然の凄さ、怖さ、そして大切さ。そして、北朝鮮の暴挙。今にも戦争が起きるのではないかと心配しております。人は誰も平和を望んでいると思います。二度と悲惨な戦争を起こしてはならないと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりについて伺います。医療の進歩も加わり、長寿社会になりました。100歳を超える方も多くなりました。婿のおばあちゃんも今年100歳のお祝いを施設でしてもらいました。一方、高齢者だけで生活している方や独居の方も多くなってきているように思います。お伺いいたします。本市の高齢者のみの現状について、世帯数と、そのうち独居世帯数は何世帯あるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、若者対策について伺います。先日、某新聞で京都で行われたオリジナル婚姻届の配付という記事を読みました。夫婦の門出を祝福しようと、京都府長岡京市で行われたもので、7月から市の花キリシマツツジと蝶をあしらったオリジナルの婚姻届を配付し、好評を

博しているとのことでした。この婚姻届は市と民間企業が共同して作成、結婚に伴う手続や子育て支援情報をはじめ、結婚式場の広告などが掲載された冊子とセットで市役所の市民課と時間外窓口で配付されているとありました。若者に夢と希望を与えられるように、本市でも何かできないものかと思います。そこで初めに、本市の婚姻状況について伺います。

3点目に、ごみ減量について伺います。提案させていただいた30・10運動は、今、指宿市内では定着してきたと思います。このことについての成果、現状についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からはごみ減量について御答弁をさせていただきます。安心・安全な生活、若者対策については担当部長が回答をいたします。

30・10運動、本市においても定着をしております。特に忘年会シーズン、新年会シーズン、ホテルにおいて宴会のたびに、30・10運動、本市の進めている運動についてはPRをしております。今では、市の職員だけではなく、民間の方々も会の始まる前に、会食が始まる前に30・10運動に努めましょうというような広報をしていただいております。大変ありがたいと思っております。30・10運動、定着してきたと私自身もそう思っております。さて、家庭から出されるごみ量の状況についてでございます。ごみステーション収集分と個人の直接搬入分を合計した家庭系可燃物、不燃物の年間ごみ排出量を1日1人あたりに換算して申し上げますと、平成26年度は576g、平成27年度は569g、平成28年度は565gと僅かずつですけれども減少はしているところでございます。なお、平成29年度につきましては、10月までの状況でございますが540gと更に減少している状況でもございます。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 本市における65歳以上の高齢者のみの世帯数は、平成29年4月1日時点において6,289世帯でございます。そのうち、1人暮らしの世帯数は3,540世帯となっております。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 本市の婚姻状況につきましては、過去3年間の窓口における婚姻の届出件数でございますが、平成26年度が171件、平成27年度が154件、平成28年度が151件となっているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入ります。高齢者が安心して暮らせるまちづくりから行います。

本市の65歳以上の高齢者のみの世帯は6,289世帯、そのうち独居の方が3,540世帯とのことでした。それでは、平成28年度における孤独死の現状を把握しているのでしょうか。また、高齢者の方の見守り体制はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 本市が把握している中で、孤独死として県に報告しております、独り暮らしで誰にも看取られずに亡くなり、亡くなってから2日以上経ってから発見されたというような事案は、平成28年度においてございませんでした。本市では、孤独死の防止に

つながる事業としまして、地域見守りネットワーク支援事業、高齢者訪問給食サービス等に取り組んでいるところでございますが、これらの事業による見守りで容体の変化等に気づき、救急車を要請するなど未然に防止できた事案が、平成28年度には10件報告されているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** いろんな見守り体制によって、10件が未然に防止できたということは本当に素晴らしいことだと思います。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、エンディングノートについてお伺ひいたします。人生の最期を迎えるに当たって、誰しも考えることがあるのではないかと思います。そこで、終活に向けての取組として、市で講習を行ったり取り組むことはできないか、お伺ひいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 超高齢社会を迎え、独り暮らし等の高齢者世帯が増加している中、人生の最期に家族に望むことや伝えておきたいことなどを書き記すエンディングノートの活用は、終活に向けた取組として大切であると認識しているところでございます。現在、県医師会等が作成しましたエンディングノートを個人等が利用できるようになっているところでもあります。本市におきましては、このエンディングノートの活用を周知し、必要に応じて記載方法などについての講習会等を検討していきたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。是非、このエンディングノートの件は行っていただきたいと思います。実は、私が見守りをしてた方が亡くなったんですが、その方からは、身寄りはお兄さんが1人ですってずっと聞いてました。お姉さんもみんな亡くなって、お兄さんが1人しかいませんってことだったんですよね。そこの方の娘さんがいたので、もうお兄さんも90超えて動くことはできないということでありました。その方が70代でお亡くなりになりました。そのときに、そのお兄さんの娘さん、姪っ子さんに相続をお願いをしようということで、指宿まで来てもらったんです、愛知の方からなんですけど。来てもらって、法テラスの方がいろいろ調べてくださっていたんですね。そしたら、その姪っ子さんも自分しか身寄りはないと思ってた。だけれども、法テラスの方が調べたら、そのお亡くなりになったお姉さんとかほかの御兄弟の方に子供さんがいたりとかして、たくさんの相続人が出てきましたということだったんです。それで、もう相続がその姪っ子さんではできないということになって、せっかく愛知から帰って来たのに何もできずに帰ったっていう事例がありました。そういうこともあるんですね。だから、本当にこのエンディングノート、又は遺言書なり、そういうのをしっかりと書いておくということは大事なことでないのかなって。それをしとけば、その姪っ子が相続人になることができたんだけどもって言われたんですね。だから、本当に最期に亡くなってから困らないように、自分でやっぱりそういうものをちゃんと準備しておくことはとっても大事なことでないか。そういうふう思ったところです。だから、本当にこのエンディングノート、もう大事だと思ひますので、しっかりとやってもらいたいな、そういうふう思ひます。よろしくお願ひいたし

ます。

次に、牽引式補助装置について伺います。以前にも質問をさせていただきました。そのとき、市で行われる防災訓練のときに実際に使ってみますとの答弁だったと思います。しかし、その年、一昨年ですかね、天候不良のため市での防災訓練は中止になりました。今年の防災訓練でこれが使われるのかなって思っていたんですが、実際に使われることはありませんでした。そこで、お伺いいたします。この牽引式補助装置を市で採用、また導入する考えはないか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 牽引式の補助装置につきましては、昨年度の防災訓練においても展示を行い、啓発をする予定でございましたが、あいにくの悪天候で訓練中止となり、展示ができなかったところです。本年9月の防災訓練においても、展示スペースを確保したところでありましたが、業者との日程の調整がつかず、展示等に至らなかったところでもあります。平成30年度は本市において、鹿児島県の総合防災訓練が実施される計画となっており、訓練予定会場には防災グッズの展示スペースについても確保される予定でありますので、その際には業者との調整を行い、牽引式車イスの補助装置の展示やデモンストレーションをお願いして、広く県内の関係者にも紹介できたらと考えているところであります。また、市民の皆さんや福祉施設等へ広く周知するため、本市でも配備を検討してまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。この牽引式補助装置を使うことによって、本当に高齢者の方とか障害者の方とか、そういう方たちを災害のときにいち早く助けることができる。そういうことができると思いますので、よろしく申し上げます。そして、福祉施設とか障害者施設にも、今、幅広く周知をするっていうことでしたけれども、それだけではなくて、もしできれば助成をするということ等は考えてないか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** まずは配置をしてみまして、その利用の仕方、それからそのメリット等をですね、体感をしていただければと思っております。また、補助につきましては特例、補装具って言いますか、そういうものに該当しないかどうか、今検討をしております。申請可能であれば自己負担が大幅に軽減されるというようなこともありますので、それらについて検討してまいりたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしく申し上げます。

それでは、2点目の若者対策についてお伺いいたします。最初に、京都府の長岡京市の事例を挙げましたが、東京都の品川区でも今年11月22日はいい夫婦の日ということから、婚姻届を提出したカップルに対し、独自に作成した記念の婚姻届の配付を始めたそうです。今、結婚をしない若者が増えてきております。そこで、本市でも手元に残る婚姻届の作成、さらに記念写真コーナーを設置することはできないか、お伺いします。これをするこ

て、若者が結婚したいなって思う手助けになればと思いますので、よろしく願いいたします。

**○市民生活部長（下吉一宏）** オリジナル婚姻届の取組等についての御質問でございますが、婚姻届書の標準様式は戸籍法に定められておりますが、文字や枠の色、余白のデザインについては自由に決定できることになっております。本市では独自の様式を定めていませんが、インターネット上から無料でダウンロードしたり、雑誌の付録に付いているオリジナルの婚姻届書を提出される方もいらっしゃいます。一度、提出された婚姻届書は手元に残りませんので、提出する前に御自分でコピーをされる方や窓口でコピーを希望される方もいらっしゃいます。写真を希望される方のスマートフォンやカメラで特に場所は定めておりませんが、窓口や庁舎玄関前等において記念撮影のサービスも現在行っているところでございます。また、有料ではありますが、窓口において婚姻届受理証明書の発行もいたしております。新たな人生の門出を迎える方にとって、お二人の共同作業として記入する婚姻届書の提出日は大切な記念日でもあると思っております。希望する婚姻届書を持参していただければ、希望される方には手元に残る婚姻届として、カラーコピーで対応をしてみたいと考えております。なお、記念写真コーナーの設置につきましては、撮影時のバックとなるオリジナルのボードを作成し対応できないか、検討してまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** この記念写真は本当に二人にとって大事な思い出となるものなので、もう是非希望者だけではなくて、写真を撮りませんかと言ったら、撮っていただけるんですかっていうことで撮ってもらう方、多いと思います。今、撮ってくださるということ自体を知らない方が多いのではないかと思いますので、記念写真も撮ってますよって言われたら、撮っていただくこうっていう気になる方が多いかと思っておりますので、よろしく願いいたします。コーナーは設けないということですが、そのバックを造るだけでもいいかなとは思いますが、コーナーがあった方が写真撮影はしやすいのではないかな。そんなに広いスペースでなくていいので、どっか部屋の片隅にでも、ここは記念写真コーナーっていう感じを作っておけば、ここで記念写真撮っていいんですねっていうことが分かるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺は少しのスペースをそういうふうにはできないかなと思っておりますので、お願いしたいと思っておりますけれども、そのことについてはどうでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** ただいまもございましたように、場所等もですね、検討して、前向きにですね、できるように作業を進めてまいりたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** そのオリジナルの婚姻届も、このタブレットとかスマホとか見るといろんなかわいい婚姻届がたくさんあります。それを見て、できたらいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、結婚お祝い金についてお伺いいたします。本市では結いの集いが行われているようです。この前も行われたということをお聞きしました。この婚活の活動を始めてどれぐらい

になるのか。そして、何名の方が参加されているのか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 婚活の関係で、恋のキューピッド支援事業っていうのがございます。

平成28年度につきましては、商工会議所青年部の方で桜島フェリーを貸し切って、クルーズ船で婚活をしております。そのときには、男女合わせて280名が参加をしております。それとあと、菜の花商工会青年部の方で、魅力発見、恋人発見、秋の開聞岳登山婚活ツアーということで、これにつきましては男女15人の計30名が参加をしているところでございます。それとあと、指宿市地域女性団体連絡協議会で結いの集い、それとあと美塾の篤姫の方でも恋活をしております。それとあと、平成29年度でございますけれども、同じように商工会議所、それと地域女性の団体連絡協議会、それとこの間、山川福元区でのコミュニティ移住交流事業をやっておりまして、商工会議所の部分につきましては179名が参加をして、16組のカップルが成立しております。それと、結いの集いの10周年の婚活イベントでございましたけれども、これには24名が参加をして3組のカップルが成立。それとあと、福元の部分につきましては12組中5組が成立したということで聞いているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 皆さん、その婚活に出席して、カップルが結ばれたということを知っていて、嬉しいなと思ったところですけども、もっともっと広げていって、今結婚してない若者がたくさんいますので、その方たちが希望を持って生活できるように進めていってほしいと思います。よろしくお祈りします。

それでは、以前にもこのお祝い金については質問をさせていただきました。今回、重ねて質問をさせていただきます。お祝い金を出すことについての、市としてのお考えをお聞かせください。

**○総務部参与（中村孝）** 結婚祝い金の支給についてでございますけれども、現在市ではですね、後継者対策の一環としまして、漁業就業者や農業就業者に対しては結婚祝い金を支給しているところでございます。本市としましては、まずは結婚の創出の部分についてですね、出会いの場を創出するという支援にまずは努めてまいりたいと思っております。結婚祝い金については、創出の支援に努めていく中でですね、今後検討をしていきたいという形では考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** お祝い金については、今後検討していきたいということですけども、この新聞にあるんですけども、静岡市の事例が載ってました。新婚所帯を応援。お金ではなくて、ほかの部分でお祝い金に充てるっていうのが載ってたんです。静岡市は6月、若者が結婚に踏み出すのを応援するため、住居費、新たに契約した物件の家賃、仲介手数料などと引っ越し費用を最大24万円まで支給する結婚新生活スマイル補助金を創設したそうです。市では、年度当初20世帯の申請を申し込んでいましたが、既に19世帯への支給が決定。11月定例会の補正予算案に40世帯分を追加するとあります。補助の条件としては、一つ、市内在住の39歳未満の夫婦。二つ目に、所得の合計が340万円未満。3番目に、今年度に婚姻届

を出し、新住居への転居の手続が済んでということが条件で挙げられてありました。本当に経済的な理由で結婚に踏み出せない方もいらっしゃるということで、そういう方の後押しになればいいなということ、ここに、この例を挙げさせてもらったんですけども、本当にこのことは大いに助かる、若者にとっては後押しになるんじゃないかなと思います。このことについて、市長、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、指宿市を元気にするという意味からも、そして少子化社会、人口減少を抑えるという視点からも極めて大切だろうと思います。指宿市で生活をして、子育てをして、この地で生きていくという、それが正しく指宿を誇りに思い、この地で生まれ育ってよかったという、そういう1人でも多い若者が育つような、そういう政策、施策を講じてまいりたいと思います。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしくお願いたします。

それでは、ごみ減量についてお伺いいたします。このことも以前にも質問をさせていただきました。高齢者の対策として、個別収集ができないかということ。これも、前に質問をして、経費の面とかいろいろあるのではということでしたが、高齢者はごみの分別をすることも難しい方が多いと思います。この個別収集をすることで分別の指導もできるようになり、ごみの減量につながっていくのではないのでしょうか。私は去年、沖縄に行きました。そのときに、沖縄では各家庭の軒先にごみを出していました。そして、そのごみは毎日のようにごみ収集車が来て持って行ってました。すごいなと思ったんですけど、それをするようになって、本当に沖縄の人たちは喜んでますっていうお話を聞きました。確かに、費用が掛かることだと思います。でも、市民の皆さんのことを考えたら、この個別収集、できればありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。もう1回、このことについて答弁願いたいと思います。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 言われますように、高齢化の進行とともに、今後、自力でごみを搬出できない高齢者が増加することが懸念されてるところでございます。他市の状況を見ますと兵庫県の河西市、西宮市、神奈川県綾瀬市、寒川町など幾つかの自治体が独り暮らしの高齢者を対象とした個別収集を既に行っているところがございます。高齢者宅を個別収集することで、ごみ出しの負担軽減はもちろん、分別の指導も行えるため、ごみの減量化にもつながっているようでございます。また、高齢者等の安否確認も行えることから、福祉の観点からもメリットが大きいものと考えられます。その反面、おっしゃいましたように、先ほど、収集時間や作業量が増えることから、費用が増大するなど財政的な課題も抱えているようでございます。本市におきましては、家庭から出されるごみにつきましては、市の一般廃棄物基本計画に基づきまして、ステーション収集を行っておりますが、今後ますます高齢化が進んでいくことを踏まえ、先進地の事例を調査・研究しながら、高齢者に配慮したごみの収集システムを検討する必要があると考えているところでございます。併せまして、現在、



この市の一般廃棄物処理基本計画におきましては、まず粗大ごみの戸別収集というのを検討することになっておりますので、それも併せて検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非、検討していただきたいと思います。

日置市には、私たち何人かの議員で調査に行きました。そのときに、日置市では生ごみの回収を行っていました。収集所にざると蓋付きのポリバケツを置いて、毎日各個人がそのバケツに生ごみを捨てられるようになっていました。それを集めて、収集所に持って行って、肥料にしたりいろいろ、本当に臭いもなくとってもすばらしい施設だったんですけども、その施設まで造るのは無理であっても、その生ごみだけでも回収できないのかなと思います。燃えるごみの中には生ごみがたくさん入ってます。生ごみが入ることによって、水分がたくさん含まれ、それが重量として加算されていく。それで、生ごみがなかなか減っていかない。可燃ごみが減っていかないということにつながっていくのではないかと思いますので、この生ごみの分別収集、これはどうなんでしょうか。また、本市でもモデル地区をつかって、実際にその生ごみの収集をしていると聞いていますけど、その成果はどうだったでしょうか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 日置市においては約1,200か所あるごみステーションのうち、約半数の625か所において生ごみの回収を行い、専門の処理業者に処理を委託しているところでございます。生ごみの約80%が水分と言われており、ごみの減量化を図る上で、生ごみの水切りが最も効果的であると判断をされます。本市では今年度、生ごみ水切りダイエットと称し、幾つかの水切り器具を使った水切りモニター事業を実施し、効果的な水切り方法を検証中でございます。日置市が行っている生ごみ回収につきましても、今後、調査・研究はしてまいります。費用的な問題も大きな点でございますので、現時点では現在実施している水切りモニター事業において、効果的な水切り方法の検証を行い、これを市民に普及、啓発することで、まずは生ごみの減量化を図ってまいりたいと思います。

それと、生ごみのモデル事業の件でございますが、昨年度、ふれあい団地の方で、戸数が50戸でございますけれども、そこで生ごみを回収して畜産農家とタイアップをして、優良な堆肥ができないかということで検証をしてみたいと思います。そのときに、その生ごみを運搬する受入の容器ですね、容器も二つ配付をしまして、どれが使いやすいのかと、そういった検証もしたところでございますけれども、結果的には畜産農家とタイアップをして、すばらしい堆肥ができました。こういった検証もできましたので、できればこういった取組を全市的に行えれば、生ごみの減少につながりますので、これにつきましても今後また継続してできないか、検討を行ってまいりたいと思います。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非、全市的に広げていって、この生ごみ回収をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

先日、始良市の議員と話す機会がありました。そこでは、先ほど市長がちょっとお話をしてくださいましたけれども、家庭でのごみ減量対策について講演があったと聞きました。毎月1日に冷蔵庫の中の掃除も兼ねて、冷蔵庫の中身を点検するようにしたらどうかとの提案があったそうです。そうすることにより、冷蔵庫の中で腐ることもなくなり、無駄な買い物もしなくなるのではないかと。さらに、ごみの減量につながっていくのではないかとということでした。確かに、そのとおりでと思いました。30・10運動によって、飲食店やホテル業界のごみは減ってきているということですが、あとはこの家庭からのごみをいかに少なくするかということだと思います。このことも考えていただきたいと思います。ですので、この毎月1日なり、日にちを1日決めて、家庭でのごみ減量の日ということで取り組んでいただくということはどうなんでしょうか。よろしく願いいたします。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 農林水産省と環境省の調査によりますと、国内では年間2,775万tの食品廃棄物が出され、このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスが621万tとされており、これは、換算しますと国民1人当たり、まだ食べられるのに毎日お茶碗1杯分の食べ物が捨てられている計算となるようでございます。このため、消費者庁が関係省庁と連携し、平成26年からノーフードロスプロジェクトという国民運動を展開をいたしております。議員が言われますように、始良市での取組は買い物に行く前に冷蔵庫の中をチェックし、賞味期限が切れかかっている食品から早めに食べて、無駄な物は買わないなど、食品ロスを削減することで生ごみの減量化にも効果があると思われ、このようなことから、本市におきましても始良市や他の先進事例を調査・研究し、まずは市民の方々に食品ロス削減の趣旨を理解していただき、冷蔵庫の中身のチェックなど家庭内のできる取組につきまして、まずは広報誌等を利用して啓発を行ってまいりたいと考えております。その中で、状況を見ながら必要に応じて、議員から提案いただきました日の設定につきましても検討をしてみたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、よろしく願いいたします。

質問は以上なんです、今、毎日いろんな方の所を訪問させていただいております。その中で、山川の水の問題、高齢者の年金の問題、障害者の一般就労の問題、そして子ども医療費の現物支給の問題。その他、商店街の活性化等、様々なことを相談されました。今日は通告してありませんので、質問はできませんが、こういうことで悩んでいる方がたくさんいらっしゃるってことを分かってほしいと思います。

寒さも厳しくなってきましたので、インフルエンザや風邪など、皆さん十分気を付けて乗り越えていきたいと思っております。

以上で、終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○3番議員（恒吉太吾）** 皆さん、こんにちは。3番、恒吉太吾です。通告に基づきまして一般質問いたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催まで、いよいよ1,000日を切りました。そして、鹿児島では同じ年の10月に第75回国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体が開催されること、7月に開かれた日本体育協会の理事会において正式に決定いたしました。また、国体後には第20回全国障害者スポーツ大会、燃える感動かごしま大会が開催されます。鹿児島での国体開催は1972年の太陽国体以来、48年振りとのことで、今回の国体をとっても心待ちにしている県民、市民も数多くいると思います。国体の目的は広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与し、国民生活を明るく豊かにすることにあります。また、平成28年3月に策定された指宿市教育振興基本計画においても、生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ、文化の振興が方向性の一つとして示されています。いよいよ、3年後に迫ったかごしま国体、本市としてこれまでどのような取組を行ってきたのか、またこれから行っていくのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 本市では平成28年度にスポーツ振興課内に国体推進係を設置し、併せて第75回国民体育大会指宿市準備委員会を設立して、諸準備を進めてまいりました。その準備委員会の中で、本年度は総務広報専門委員会と競技式典専門委員会を立ち上げ、国体PRなどを進めております。一方、施設等の整備につきましては、国体を契機に施設を利用する市民の皆さんにとっても利便性が向上すること、さらには大会、合宿誘致にもつなげることを念頭に置き、輻射式冷暖房設備の導入をはじめとする指宿総合体育館の大規模改修工事を実施しております。年明けの1月7日にはかごしま国体開催1,000日前を迎えることから、プロバスケットボールチームの鹿児島レブナイズの公式戦を開催する予定でございます。その後も全国選抜ゲートボール大会、国体九州ブロック大会バドミントン競技を開催する予定であります。来年度は表層土の入替をはじめとする開聞総合グラウンドの周辺の整備を計画しており、また準備委員会を実行委員会に移行し、本格的に準備を進めてまいります。今後は国体を一過性のものとせず、さらなるスポーツ振興につながるよう、市民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。これまでの取組、これからですね、本格的に国体に向けて始動していくというのがよく分かりました。先日の地元の新聞紙になりますが、南さつま市の記事が出ておりました。南さつま市はかごしま国体においてはスポーツライミング、ボルタリング、リードが実施されます。その親子体験教室を国体の市実行

委員会が競技のPRと普及、技術力向上のために行ったという内容になっておりました。自分のまちでどういった競技が行われるのか、何なのかを知るためにも必要なことであるし、そういったことに参加する、見ることで興味とか関心も湧いてきます。国体を契機として生涯スポーツとして定着していくことにもつながっていくのではないかというふうに、その記事を見て思いました。そこで、質問になります。まず、本市において市民への広報活動は、どのようになっているのでしょうか。これまでとこれからの国体の啓発活動について教えてください。

**○教育長（西森廣幸）** これまでの啓発活動といたしましては、第75回国民体育大会指宿パネル展を指宿庁舎と開聞総合体育館で開催したほか、ホームページへの掲載、国体のぼり旗の設置、バッジの配布、さらにかごしま国体正式決定後の9月には県主催の燃ゆる感動かごしまスポーツフェスタに参加し、指宿市のPRも行ってまいりました。また、年が明けて1月6日・7日には指宿総合体育館リニューアルオープン及び国体開催1,000日前イベント開催など、市民が多く集まる機会を捉えてPRを重ねるとともに、懸垂幕等の設置や来年度は国体PR用のアロハシャツの製作、国体専用のホームページの製作など、今後様々な国体啓発活動を計画してまいりたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 何度か聞いたことあると思うんですが、実際ですね、本市において国体、どのような競技が開かれるか、再度お答えください。

**○教育長（西森廣幸）** 指宿においては、バドミントンの全種目と開聞総合グラウンドにおいて成年女子のソフトボール大会が行われます。

**○3番議員（恒吉太吾）** せっかく、体育館もですね、リニューアルされるのであれば、バスケットボールではなくてバドミントンを是非持って来れなかったかなと思うんですが、そこら辺の検討はされなかったんでしょうか。

**○スポーツ振興課長（今村将吾）** 1,000日前のイベントをバスケットではなくてバドミントンを持って来れなかったかという趣旨だと思いますが、バドミントンにおきましては、来年、国体の九州ブロック大会の競技を指宿で開催します。また、県民体育大会におきましても、国体の開催年までバドミントンをすることは決定をしております。このたび、1,000日前イベントを開催するに当たり、特に指宿市役所のロビーで、除幕式を行ったりという計画をしておりましたが、レブナイズの公式戦が指宿で行われると。そのタイミングがちょうど1,000日前になったことと、それから体育館がリニューアルするというので、そのBリーグ戦に抱き合わせさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。理解いたしました。先ほども述べました、自分のまちでですね、どんな種目が行われるのかが分かれば、今言いましたように体育館がリニューアルされるから、国体が今後あるからバドミントンと、そういうのが分かりやすいのかなと思ったものでちょっと質問させていただきました。どんな国体の種目が開かれ

るか分かればですね、是非見てみたいと思うし、またその競技に対してして見たいと思う人もたくさん出てくると思います。是非ですね、今後も同様の啓発活動に関しては取り組んでいただきたいというふうに思っております。

国体の成功に向けてはですね、市役所、行政の方、我々の取組はもちろん必要ですが、市民の方の関心、協力が必ず必要になってまいります。見る、する、これは今申し上げましたが、さらに支えるといったことも重要になってくるのではないかとこのように思っております。また、質問になります。この市民の参加、協力体制についてどのように考えているのか、お答えください。

**○教育長（西森廣幸）** 本市では菜の花マラソンをはじめ、各種イベント等で運営やおもてなしのボランティアが盛んに、ボランティア活動が盛んに行われているところです。このような気風を生かして、国体開催に当たってもまずは競技運営、おもてなし、観光案内、花いっぱい運動など、多くの市民の皆様の御協力が必要になるものと考えております。来年度からは国民体育大会第38回九州ブロック大会など、国体に向けた様々な大会が予定されていることから、広く市民にボランティアを募集し、市民一体となって盛り上げていきたいと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、教育長の方からもありましたが、指宿はとてもボランティア、盛んな場所だというふうに思っております。そして、やはりこのボランティアの活動なくして国体の成功はないというふうに思っております。今、ボランティア参加、広く募るといふことではあったんですが、実際にですね、どういったことをしてもらうのか。今、おもてなしという言葉が出たんですが、実際どういった取組、具体的な考えがもし今あるのであれば、お答えください。

**○スポーツ振興課長（今村将吾）** 国体開催前の準備段階から様々なボランティアが考えられます。その一つとして、本市は菜の花をはじめ、年間を通して花で彩られております。国体を迎えるまでに、更に花いっぱい運動による指宿市らしさを演出したいと考えており、そのためには企業や各種団体、市民の皆様の御協力が必要になってくると思っております。国体開催におきましては、試合そのものの、競技運営につきましては、国・県・市の競技団体が中心になって行われることとなりますが、例えばバドミントン競技会場ではモップ掛け、ソフトボール競技会場ではグラウンド整備などが考えられます。これらのことにつきましては、先催県の例を見ましても中学生、高校生が活躍してるようでございます。このほか、主要箇所における道案内、駅前や競技会場での総合案内、競技会場の駐車場整備、案内誘導、会場整備、受付、トイレを含む清掃作業、炊き出し等によるおもてなし等を想定しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、ボランティアの内容を聞きましても、かなり多岐にわたるのではないかと考えてますので、国体はもちろんのことなんですけど、国体後もですね、是非このボ

ランテア活動の活性化。また、この競技に携わる小学生、中学生も含めてですが、スポーツに対する、この競技種目に対してですね、興味、関心の高まりといった期待、効果も期待されると思いますので、誰もがですね、ボランティアに参加できる環境を整えていただいで、国体そのものが他人事ではない、自分も関わっているといった地域にですね、一体感ですね、是非醸成するためにも、熱意を持って積極的にこのボランティアの活動に対してですね、支援をしていただきたいというふうに思っております。

次にですね、園児の皆さんや、今日も来られておりますが小・中学生等の国体への関わりについてお聞きしたいと思います。私は常々、指宿の子供たちが夢を描き、夢をかなえられるようなまちにしたいと思い、議員活動をさせていただいております。今回ですね、この指宿においてオリンピック後の大会ですので、オリンピックに出てメダルを獲得するようなアスリートのプレーを間近で見ることができる、またとないチャンスです。ただ、指宿で開催されるというだけではなく、実際に貴重な体験をしてほしい、関わってほしいと思います。今の課長の答弁でもありましたが、モップ掛けであってもグラウンド整備であっても、間近で接することってというのは子供たちにとって何にも代え難い貴重な経験となりますので、是非検討していただきたいと思います。それがですね、きっと将来役に立つのではないかというふうに思っております。そうすることで、これまであまりスポーツに興味がなかった、関心がなかった子供たちも実際に触れてもらういい機会になると思います。大好きなふるさと、誇りに思うふるさとと思えるきっかけになることも考えられます。そういった意味ではですね、この国体に参加すること、携わることというのは大切な教育活動の一環ではないかというふうに思っております。であるならばですね、是非、授業の中でも競技観戦を行うことも教育の一環ではないかというふうに私は考えておりますが、子供たちの国体への関わりについてどのように考えていらっしゃるのか、また今後どのような計画で行っていくのか、お示し願いたいと思います。

**○教育長（西森廣幸）** 子供たちにとって地元で開催されるかごしま国体は、国内トップレベルのプレーを直接目の前で見るができる、とても貴重な体験で、一生記憶に残ることと思いますので、多くの子供たちが観戦できる機会を計画してまいりたいと思っております。例えば、国体に関する学習を教育課程の中に位置付けて、各都道府県ごとの応援団を決め、のぼり旗や応援ボードなどを作製したり、花いっぱい運動に取り組んだり、直接、児童・生徒が様々な形で国体を体験し、盛り上げていけるような、学校との協力をお願いしてまいりたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。是非ですね、子供たち、間近で見れるような機会をですね、数多く作っていただきたいと思います。私も昨年になりますが、岩手県の盛岡市に障害者のスポーツ大会、そして愛媛県の西予市にはリハーサルの国体、1年前ですね、の方に視察に行かせていただいております。やはり、そこでも今、教育長がおっし

やったように子供たちの関わりっていうのはものすごく大きくて、各都道府県の応援団を作ったりそののぼり旗を立てる。我々がですね、視察には行ったんですが、子供たちの笑顔を見てですね、私たちはとても感動しまして、一生忘れられない、来た選手だけではなくてですね、それに携わる人間全てがいい気持ちで帰ることができましたので、是非この指宿においてもですね、子供たちにたくさんたくさん、この国体に関わっていただいて、一生忘れられない思い出、経験をたくさんしてほしいと思いますので、是非この点については重ね重ね検討していただきたいというふうに思っております。

続きましては、事務局体制についてお聞きしたいと思います。平成28年での組織機構の再編方針において、まず市民スポーツ課がスポーツ振興課に名称が変更されました。国体の推進体制の強化の目的で、国体推進係も設置されております。この取組というのは県内どの市町村に比べても迅速で、いち早く体制を整えた点というのはですね、本市において国体がいかに重要であるか、そして開催に向けていかに本気であるかというのをうかがい知ることができます。以前の一般質問においてもですね、これから国体に向けて万全の準備、事務体制で臨むと明言されております。国体推進係は現在2名体制で行っておられると思いますが、今後平成30年度、平成31年度、何人体制になる予定なのか、現時点で分かっているればお答えください。

**○総務部長（有留茂人）** 事務局の人員体制でございますが、先催県の実績を担当部署と協議をしながらお聞きしております。その実績を参考にしながら、適正な時期に適正な人員配置をしていきたいと思っておりますし、また組織の体制につきましても、担当部署と国体業務について、十分な協議を行い、機能的で適正な体制づくりをしていきたいと思っております。人数につきましては、今後そのいろいろな状況を勘案して、採用の状況等もありますので、その人員については考えていきたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 人事に関しては我々が口出しするのはどうかと思うんですが、今この国体の推進係にいる職員2人、とても熱い情熱を持ってこの国体成功に向けて取り組んでおられます。是非、そういったですね、やる気のある積極的な人間をこの国体推進係に取り込んで、一緒に盛り上げていていただきたいというふうに思っております。

先ほどもありましたが、今回の国体、本市においてはバドミントン、成年女子のソフトボールが開催される。この二つの競技っていうのは東京オリンピックにおいても正式競技に採用されております。昨今のニュースを見ましても、バドミントンは男女ともにとても活躍しております。多くのメダルが期待されております。また、女子ソフトボールにおきましても、一度なくなってしまった競技ではありますが、また正式種目として採用されております。これまでのストーリーから見てもですね、国民の関心というのはとても高いことが予想され、こちらの競技についてもやはり同様にメダルが期待されております。以前の答弁でもありましたが、この国体、本市を訪れる宿泊者だけ、競技関係者だけで見ましても1,400人を

超えるということが予想されております。また、観客、観光客に関しましては、東京オリンピック・パラリンピック後ですね、フィーバーを考えますとその数10倍に上るのではないかというふうに思われます。そのような観点から見ればですね、国体はただ単にスポーツの発展・推進、競技力の向上だけに留まらず地域振興、観光景気浮揚、地域の活性化や観光客の増加、そして経済波及効果も大いに期待できるのではないかというふうに思っております。多くの方がこの指宿を訪れ、名前を目にする機会も増えます。訪れる人に満足してもらい、リピートしてもらい。国体後も観光客が増えるような対策を講じる必要があるのではないかというふうに思っております。また、今ありましたが体育館などが整備され、開聞のグラウンドも良くなります。そういった体育施設が整備され、国体で実際に使われたということになれば、その場所でプレーしたい、練習してみたいと思う方も増えると思います。これから、国体まではもちろんのことなんですが、国体後も大会や合宿の誘致、こういったことにしっかりと取り組んでいってほしいと思っております。先ほど、市長の方からもございましたが、国体をただ単に一過性のイベントとすることなくですね、取り組んでいかなければならない問題、課題だというふうに思っております。今まで申したような大会の合宿や誘致、観光客の呼び込み、地域の活性化、様々な多方面にわたります。様々な事業を推進するためにも、今あります国体推進係は教育部局の中にあると思いますが、そういった枠を超えて活動する必要があるのではないかというふうに思っております。国体推進係をスポーツの分野だけに捉われずに、もっと積極的に活動してもらいたいと思います。具体的に言えばですね、スポーツコミッションの創設、これができないかというふうに思っております。スポーツコミッションについて少し説明させていただきます。スポーツコミッションとはスポーツを通じて産業活性化、交流促進、コミュニティ再生などの課題解決を目指す地域振興の取組のことを表しております。スポーツコミッションの役割として、大会や合宿の誘致、運営支援、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口機能、情報発信やPR活動があります。スポーツを通じた地域活性化により、交流人口の拡大、地域経済の波及効果、地域の知名度向上、地域住民のスポーツ活動の活性化が挙げられます。今、るるスポーツコミッションについてお話をしましたが、その前に一つだけ質問させていただきたいと思います。スポーツにまず何ができるのかという点で言いますと、政策としてアウターとインナーの政策がありますが、今まで教育部局に関しましてはインナーの政策を軸に動かれているのではないかというふうに思っております。インナーの政策とアウター政策、その両方をですね、網羅するような課の創設を国体後に見据えれば、重要になってくるのではないかというふうに思っています。まずは、現在においてはどのようなアウター政策の活動をしているのか、担当課はどこになるのでしょうか。また、教育部局においてはどのようなインナー政策を行っているのか、併せてお答えください。

**○総務部長（有留茂人）** まずは組織の件について、私の方から回答させていただきたいと思



ますが、その組織の在り方につきましては今、本市が推進しております健幸のまちづくり、それから開催されるかごしま国体が一過性に終わらないようにということで、これを契機に合宿等のスポーツ誘致を積極的に進めて、また市民がスポーツと触れ合う機会を創出し、より一層の健幸のまちづくりを推進するための組織としまして、総合教育会議の意見もお伺いしながら、国体に関する事務を市長部局にするのか、そこ辺りのこともその総合教育会議の意見も参考に、今後、組織については固めていきたいと思っているところです。

**○3番議員（恒吉太吾）** ちょっと補足というか、今、組織についてはお聞きしたんですけども、実際、今、体育部局、産業振興部局で分かれて活動されているんじゃないかなと思います。今、どちらが担当してるって私言ったけど、産業振興部局でよろしかったですかね、アウター政策については。改めてお聞きします。

**○総務部長（有留茂人）** 議員のおっしゃる、その合宿等の誘致、そういうふうなもの、それからスポーツの誘致等については、それぞれ産業振興部、それからスポーツの件に関しましては教育委員会というふうなことでやっておりますので、その件についてお答えさせていただきたいと思います。

**○産業振興部長（上田薫）** 産業振興部の方の観光課所管で、そのスポーツの受入れと奨励金も交付しておりますので、それについては産業振興部の方で担当する分野だというふうには考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 具体的にどういったこと、今いろいろ奨励金であったりって言ったんですけど、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** スポーツ合宿の誘致ということで、福岡で大学の方々に指宿の施設関係のPRを行っておりますし、それからサッカーのJリーガーに対しても現地に出向いて、指宿のPRをしてるところでございます。また、先般、弓道の学生の九州大会も開かれておりますので、いろんな面で学生、それと一般も含めてですね、これまでPRをして誘致を図ってきたところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。今、アウターの方だけお聞きしましたので、インナーの方に関してはいろいろ施設の整備であったりとか、そういったことをされていらっしゃると思うので、ここでは答弁はよろしいです。

今、観光課のお話、聞きましたが、まだ例えば教育部局との連携、この国体を契機としてですね、まだ取れてないのかと思います。実際にそれぞれが別々の所で積極的に活動はされているんですが、その横のつながりっていうのはまだ少し薄いのかなというふうに思っております。今後ですね、実際どのような連携とか、協力体制を図っていくのか、もうオリンピックまで3年、国体までももう少しで3年という、3年を切るような状況になっております。先ほどもありましたが、実際、国体の前から様々なプレ大会、リハーサル大会っていうのが開かれます。大会や合宿の誘致をはじめとして、観光面でのPR、地域の活性化につなげる

施策をどのように行っていく考えがあるのか。やはり、そのためにも先ほど申しましたスポーツコミッションの創設、これが必ず必要になってくるのではないかというふうに思っています。その必要性についてどう考えているのか、この点については市長、答弁願えないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 正しく、議員の御指摘のとおりであります。スポーツは単なるスポーツではなくて、競技力の向上を含めてスポーツ交流人口の増大による地域経済への波及効果、その他、子供たちの夢を育てるという観点からも、この大きな国体というイベントは大切にしなければなりません。国体の前に、恐らく競技運営、その方法を探るプレ国体が開かれるはずであります。競技別の競技の役員の在り方、運営の在り方のその国体に備えてのプレ国体。国体が済んだら恐らく、高校のいわゆるインターハイのその大会も競技別として九州大会か全国大会は恐らくバドミントン、それからバレーボールは来るだろうと思います。次の年には、恐らくこれまでの例から申しますと、年齢別の大会、つまりジュニアオリンピック、バドミントンの大会、少女のバレーボール大会、そういうものが国体を軸にして前後2年程度はいろんなイベントが開かれると。これは、これまでの例であります。となりますと、単なる教育委員会の管轄では、この事業というのは乗り切れません。全ての課が、つまり仕事内容を含めて、縦割り行政ではなくて各課に横串を通して、この国体を期に指宿の活性化を図っていかねばならないと思っております。このことは行政だけではなくて、小学生からお年寄りまでがこの国体のため、1人1役という、その役割を果たしていくことも大切だろうと思っております。例えば、各学校でプランターに花を植える。その育った花を会場に飾る。それも子供たちの手でやる。そして、各県の応援の、先ほど言いましたように旗を作って、そして見に行つて応援をする。そういう感動的な国体になることによって、各競技団体はいろいろな大会はあの感動的な市民のもてなしを核とする指宿のこの地でやりたいと、そういうことになるだろうと思っております。ですから、このスポーツコンベンションの在り方についても、国体を契機にした地域づくりについても、官・民一緒になって、つまり議員の皆様からの御意見も賜りながら、地域の活性化、そして観光地指宿としてPRできるような、その契機にしたいと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 是非、スポーツを通じて地域づくり、取り組んでいただきたいと思えます。

すいません、もう一度再度になります。このスポーツコミッション自体の創設はこれからするのか、しないのか、端的にお答えください。

**○市長（豊留悦男）** このスポーツコミッションの立ち上げは、是非やりたいと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。

次に、二つ目の質問になります。指宿市教育振興基本計画について。その中でも指宿市ス

スポーツ・文化振興基金についてお聞きします。この中でですね、かごしま国体に向けて本市から多くの選手が出場することを目指し、競技力の向上を図ること。スポーツ・文化振興基金を活用し、指導者・競技者及び競技団体の育成、支援を通して競技力の向上に努めることがしっかりと明記されております。今日は丹波小の子供たちも来ておりますが、先日ありました、丹波小のソフトボール少年団が出場しまして、予選を勝ち上がりまして、夏休みにですね、沖縄で開催されます九州交歓大会に栄えある鹿児島代表として出場することが決定いたしました。こういった地域の子供たちもしっかりと頑張っておりますので、その点を踏まえて、このスポーツ・文化振興基金についてお聞きしたいと思います。まず、このスポーツ・文化振興基金なんですが、昨年、一昨年の交付実績、どのような事業に交付したのか、お答えしてほしいと思います。併せてですね、今、九州大会の話が出たんですが、全国大会と九州大会で交付のお金が違うのか、もし違うのであれば全国大会、九州大会等に出場した場合の交付金の上限額についてお答えください。

**○教育部長（長山君代）** 指宿市スポーツ・文化振興基金のスポーツ部門における補助額につきましては、初年度の平成27年度は5団体と4人に合計115万6,442円。平成28年度が5団体と10人に合計50万3,312円でございます。補助内容といたしましては、スポーツ団体選手強化費助成や全国大会等出場旅費助成、外部指導者招聘費助成や講習会、スポーツ教室開催費助成が主なものでございました。上限額につきましてはですが、旅費補助につきましてはスポーツ団体選手強化費助成事業の中で、全国大会出場旅費助成事業がございますが、補助額につきましては九州管内が1人5千円、1団体上限5万円、沖縄県を含む九州外が1人1万円で1団体の上限10万円でございます。また、スポーツの普及及び指導者の育成やスポーツ大会の開催に関する事業につきましては、実施する事業費の2分の1以内で1団体30万円を上限としているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。今の上限額、全国大会であれば沖縄含めてですね、1人1万円、上限が10万円ということですので、ソフトボールは何人ですか。その補欠の選手まで考えたら幾らになるのかなとちょっと計算しましたので、また後からそれに関しては質問させていただきたいと思います。

この、実際書類を申請するに当たってですね、この少年団であったりとか保護者会、育成会の方からですね、とてもこう煩雑で書類自体が分かりにくくて、申請するのに大変だという声をたくさん伺っております。この点についてですね、もう少し分かりやすく申請しやすいような工夫もですね、この行政側も必要ではないかと思うのですが、もっと使いやすい制度にするようにですね。そういった書類申請、書類作成の点でもう少し改善する余地はないかどうか、お答えください。

**○教育部長（長山君代）** 申請につきましては、現在、指宿市補助等交付規則に基づきまして手続をさせていただいているところでございます。必要な書類につきましては、事業計画書、収

支予算書，大会要綱，大会結果等でございますが，こちらの方は条例・規則の中の交付規則に基づいて手続をしていただいておりますので，現段階ではその改正部分については，まだ検討はしていないところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** ですから，その交付規則自体がとても煩雑で分かりにくいんじゃないか，一般市民の方にとってはですね。その点が改善，これからできないのかどうか。もう少し，もっと使いやすいような形にできないのか，もう一度答弁をお願いします。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども申し上げましたが，条例・規則等の要綱の中で，書式の中で手続をしておりますので，現段階でスポーツ・文化振興基金のみを改善を図るということにはならないかと考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** もう，せっかくですね，このまちにはこういったしっかりした基金があって，すばらしい制度があるのに，実際にそれを交付規則のせいで使いにくい，使えないってというのはとてももったいないんじゃないかと。実際使えるんですけども，そこで二の足を踏む人もいるのではないかというふうに思っております。ほかの基金と違ってと言いますか，この基金は減ることがこのまちにとってすばらしいことではないのかなと思っております。こういった全国大会，九州大会，いろんな優秀な指導者を招聘するので，この基金を使ってもらおう。これが，このまちの競技力，スポーツ・文化の向上につながると思いますので，是非その点，杓子定規ではなくですね，改善の余地があると思っておりますので，是非お願いしたいと思います。

最後の質問になります。今まで，るこの2020年のかごしま国体について質問をし，説明をいただきました。是非ですね，この指宿からも多くの選手がこの国体に出場してほしいというふうに切に願っております。そして，国体を契機としてスポーツを広く市民に普及させるためにもですね，この基金の活用はとても大切になってくるのではないかというふうに思っております。スポーツコミッションの話もしました。そういった点も踏まえて，国体に向けてスポーツコミッションの設立，またこの基金のもう少し緩和した使い方ができないかどうか，最後に市長のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** やはり，スポーツコミッション，これは単なるスポーツじゃなくて，子供たちにも地域にも元気を与える，そういう組織にしたいという思いがあります。皆さんも御記憶のことかと思えますけど，数年前の市民体育祭で私は東京オリンピックに5名の指宿出身者が出場することになりました，仮想で話をした覚えがあります。それは，私の思いとしては，指宿から全国に誇れる，世界に通用する選手を育てたいという強い思いがあったからであります。そういう意味で，ああいう発言をいたしました。それを契機に，このスポーツ・文化振興基金というのを設立をいたしました。今回の国体で指宿チームが，個人がもし優勝するようなことがあったら，大変なニュースであり，市民に大きな感動と夢を与えてくれるだろうと思っております。例を申しますと，指宿商業高校の軟式テニス部の監督が直接私の所

にまいりました。国体で優勝したいと。かごしま国体のときに優勝したいじゃないか、鹿児島チームは。その一員として、1チームとして是非優勝したいと。だから、行政も手を貸してほしいという、そういう話がありました。私は、必ずや手を貸します、支援をします。だから、優勝を目指して頑張してほしいという、そういう趣旨の話をいたしました。私が今申し上げたいのは、スポーツコミッションというその存在意義と地域への影響であります。そして、そのことが小学生から高校生、大学生まで、よし頑張るぞと、地域の名誉にかけても、母校の名誉にかけても頑張るぞという、そういう青少年の夢を育てたいという思いもあったからであります。ただ、このスポーツコミッションというのは御案内のとおり、スポーツだけじゃなくて、観光、農業にも直結する様々なところに影響を与えるのは、このコミッションであろうと思います。やはり、私たちは観光指宿、食と健幸のまち指宿を具現化するためにも、このスポーツコミッションの役割というのは極めて大きい、私自身が認識しておりますので、国体に向けて、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、あと1,000日程度ですけれども、皆さんとともに市民の理解を得ながら頑張ってまいりたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございました。私自身が任期中、最後の一般質問でして、最後の最後で初めて心穏やかに一般質問を終わることができました。どうもありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時49分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、白山正志議員。

**○2番（白山正志）** 議席番号2番、白山正志でございます。任期4年最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、指宿市望ましい学校づくりについて。今、基本方針素案が出されております。改めて確認したいと思います。教育上の課題の解決となる内容となっているかという視点において、①学校規模の適正化について。②小中一貫教育について。③学校と地域が連携した教育環境づくりについて。

次に、先日、市内小・中学校区17か所でのこの望ましい学校づくりについての住民説明会が開催されております。その住民説明会についての質問を行います。

(1) どのような質問、意見があったのか。(2) 成果をどのように捉えているのか。  
(3) 基本方針にどのように反映させるのか。(4) 今後のスケジュールはどうなっているのか。

次に、ヘルシーランドについてであります。この件については、先日ありました28年度決算特別委員会の中で様々な問題が明らかになってきております。非常に重要な部分も入って

おりますので、再度確認の意味を込めまして質問いたします。

(1) 指定管理者による適正な管理はできているのか。(2) 市として適正な管理はできているのか。(3) 管理者募集について。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からはヘルシーランドの件について、回答をいたします。ヘルシーランドについて、指定管理者による適正な管理はできているのかという主旨の御質問でございます。28年度の決算特別委員会、そして議会による承認をいただいたように、私どもとしては、全体としては適正な管理ができていたと思っているところでございます。しかしながら、一部について問題があったのも事実でございます。そこについては行政、指定管理者一体となって改善してまいりたいと思います。

教育委員会関係については、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 望ましい学校づくり基本方針素案についての御質問でございました。はじめに、市の望ましい学校づくり基本方針の素案は、学校規模の適正化と小中一貫教育の推進、学校と地域が連携した教育環境づくりについて述べているところでございます。

はじめに、学校規模の適正化につきましては、児童・生徒数の減少による学校規模の少規模化が進行する中、開聞地域では平成33年度をめどに2小学校を既存校1校に集約、山川地域では平成33年度をめどに4小学校を既存校1校に集約することとしています。また、北指宿中学校区及び南指宿中学校区は、効果的・効率的な小中一貫教育を実施するため、柳田小学校の通学区域の変更等について関係機関と協議しながら、今後検討を進めるとし、西指宿中学校区は、過少規模校の解消と効果的・効率的な小中一貫教育の実現に向け、今後検討を進めることとしています。

次に、小中一貫教育についてですが、小中一貫教育は子供たちの発達の変化に対応し、義務教育9年間を通して学力や体力の向上、いじめ、不登校など教育上の諸問題を解決するための一つの方法であり、全国的にも、また県内においても年々広がりを見せており、その成果が認められていることなどから、本市においては小学校の新学習指導要領が完全実施となる平成32年度をめどに、市内全ての小・中学校において小中一貫教育の導入を推進していくこととしています。

次に、学校と地域が連携した教育環境づくりについては、これまで学校と地域が連携して実施してきた地域支援によるふるさと学習や世代間交流の実施のほか、子供会活動や郷土芸能の伝承、伝統行事等の継承などについて、更に発展、充実を図る教育環境づくりを進め、子供たちがこれまで以上に地域の一員として地域づくりの担い手となるよう支援していくこととしております。

次に、住民説明会について、出された意見等についてでございます。素案の内容について、10月5日から11月16日までの間、市内の17の会場で住民説明会を開催して、保護者や地

域の御意見を伺いました。住民説明会でいただいた主な意見は、もっと早くこの素案を出してほしかったといったものや、再編が進まないなら転出もやむを得ない。指宿地域を含めて、市全体で考えてほしい。地域に住んでいて、学校再編に賛成と言いつらいといったものから、学校再編までの期間が短い。学校がなくなると地域が寂れる。中学校の再編が先ではないか。開聞・山川地域に施設一体型の小中一貫校を新設してほしい。住民説明会をもっと開催してほしい。具体的な学校名をあげて、どここの学校を残してほしいといったものまで、様々な御意見をいただいたところでございます。

住民説明会は市の広報誌やホームページ、防災無線、回覧板等での周知をはじめ、学校だよりなどでも参加を呼び掛けていただきました。特に、今現在、小・中学校に児童・生徒がいる保護者や市内の幼稚園や保育園に通う園児の保護者にとっては、自分の子供たちに直接関係する基本方針ですので、PTAの会合など保護者が集まる会合に職員が出向いて、教育現状の説明や住民説明会への参加を呼び掛けるとともに、今回は特にPTA役員への事前説明会を開催して、保護者同士が口コミで参加を呼び掛けてもらう取組も行いました。このような取組で、今回の説明会には市内17の会場で712人の参加があり、様々な御意見を伺えたことは、今後の参考になったと考えているところでございます。

今後の取組についてでございますが、今後の基本方針にどのように反映させるかでございますが、住民説明会でいただいた様々な御意見を庁内のワーキンググループや研究調査チーム、また望ましい学校づくり推進委員会で検討してもらい、必要があれば修正を行い、基本方針案に反映させていきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、望ましい学校づくり推進委員会を開催して、住民説明会での御意見等を踏まえた基本方針案をまとめた後、パブリックコメント制度に基づいた意見等の聴取を行い、本年度中に基本方針を示したいと考えているところでございます。また、来年度は策定した基本方針についての住民説明会を開催するとともに、各小学校区ごとに協議の場を設け、望ましい学校づくりに向けた協議をすることになるかと考えているところでございます。

**○産業振興部長（上田薫）** ヘルシーランドについて、市として適正な管理はできているのかという質問でございます。先ほどの答弁と一緒になりますけど、決算特別委員会で御承認いただいたように、全体としては適正な管理に努めてきたものというふうに考えております。しかしながら、一部についてチェックが行き届かなかった部分もございましたので、そこについては行政、指定管理者一体となって改善していきたいというふうに考えております。

それから、指定管理の募集についてでございます。ヘルシーランドの指定につきましては、現在、平成25年度から29年度までの5年間ということで、セイカスポーツセンターがしているところですが、平成30年度からについては、募集をかけているということでございます。それにつきましては2社応募がありまして、ただいま検討中ということでござい

す。

**○2番(臼山正志)** 今日では子供たちが傍聴に来ております。この子供たちに望ましい、本当に学校づくりにという内容になっているかということで、2回目の質問に入りたいと思います。

この素案の中でですね、まず10年後、20年後の児童・生徒数の推移というのが書かれています。確認のために、30年とか40年、もっと長い先の児童・生徒数の推移というのを把握されていますでしょうか。

**○教育長(西森廣幸)** 今後の子供たちの推移についてでございますけれども、今50年後どうなっているだろうかということで少し調査をしてみたところでございます。50年先の推計ではございませんが、市が平成27年10月に作成した指宿市版地方人口ビジョンでは、国立社会保障人口問題研究所が算出した人口推計をベースに市独自の人口減少抑制に向けた取組を実施した結果、西暦2060年時点での市の人口は2万5,312人で、このうち5歳から15歳までの人口は2,254人と推計しており、これは本年度と比較して41%の減少となっております。教育委員会では将来的な人数の減少を考えつつも、現在学校に通う子供たちの教育環境の充実を第一に考え、基本方針を作成していきたいと考えているところでございます。

**○2番(臼山正志)** なぜ、50年先の推移をお聞きしたかと言いますと、やはり今、小規模校、過少規模校。特に過少規模校の課題の解決ということで、再編、統廃合というようなことですね、具体的な提案をされております。50年ぐらい先を考えたときに、もしかしたらまた再編をしないといけないということもあろうかと思っておりますので、やはりそれが根本的な解決になるのかどうかということも含めて、数が多くなれば本当に課題の解決になるのかということであえてお聞きしたところです。

すいません、もう一つ確認したいところがあります。今回、基本方針の素案の中で、大きな柱として小中一貫教育、それから先ほどの規模の適正化ということでの再編、これが大きく二つあるかと思えます。住民説明会の中で市民の皆さんとお話をする中で、やはりこの二つが同じものとして捉えて、なかなか理解がしづらいところをお聞きします。私も同感で、なかなか分かりづらいと感じております。できれば、これは別な施策として、それぞれで取り組んでいきたいと思いはあるわけですが、そこで確認ですが、小中一貫教育は教育委員会として、これはもう導入するというので、これは住民の皆さんに意見を伺いながらする、しないの判断を決めるというものではなくて、教育委員会でもうこれは導入するというものかと私は思っていますが、それで間違いないでしょうか。

**○教育長(西森廣幸)** 望ましい学校づくりの方法として、施策として、学校規模の適正化、又は小中一貫教育の導入、望ましい教育環境作り、3本柱がございました。その中で、小中一貫教育については国や県の教育行政の動向を踏まえながら、指宿市としても今日的な教育課題を解決する一つの方法として、学習指導要領が改定されて、平成32年度に小学校が完全実



施になりますので、その準備期間を経て教育行政の施策として実施します。その実施するに当たっては、保護者や地域住民の御理解と御協力が必要になってきますので、そういう意味で説明会を合わせてさせていただいたところでございます。

**○2番（臼山正志）** 再度、伺います。規模の適正化においては、再編をするかしないかということは、やはり地域住民の方々の協力をいただきながらということだろうかと思えます。この小中一貫教育というのは、駄目だと住民が言えばやらないということなんですか。もう1回お伺いします。

**○教育長（西森廣幸）** 小中一貫教育については、今日的な教育課題を解決するための教育行政の施策として実施していきたいと、そういうことで保護者や住民の方々にはそういう内容等について説明をしたところでございます。

**○2番（臼山正志）** これ、大きな、大事なところで勘違いしないようにということで、あえて私も時間取って、もう1回お聞きします。したいと思っていますということであれば、やらないこともあるということですか。

**○教育長（西森廣幸）** 今、小中一貫教育の導入について、様々な面から調査・研究をし、また新学習指導要領の実施に向けて、各中学校区ではどのような取組ができるのか、いろいろ計画等も練っていただいております。そういうことで教育行政の施策として小中一貫教育は導入したいと。しかし、今、来年の教育行政の施策等については、定例の教育委員会等で承認をいただかないと最終決定となりませんので、事務局としては来年から準備を進めて、32年度には完全実施を図りたい。そういう意味で、したいということでございます。

**○2番（臼山正志）** この素案の中にはですね、10ページのところですが、小中一貫教育を導入するものとするとうたっていますので、市長、この点どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 小中一貫教育はやります。それは、やらなければ未来に羽ばたく子供を育てるために、非常に今後の教育課程を含めて障害があるからであります。なぜ、私が申しますかと言うと、教育会議の責任者であるからであります。

**○2番（臼山正志）** それでは、次はですね、今の規模の適正化について、今、学校規模の分類ということで、これは学校教育法施行規則の中で12学級以上18学級以下が標準とされているということで、この素案の中に記載されております。これは、何年頃制定されたものなんですか。分かっていたら、答弁をお願いします。

**○教育長（西森廣幸）** この適正規模等については、御案内のとおり学校教育法施行規則に盛られて示されているところでございますが、昭和59年の文部省助成課の資料等を見ましたときに、学級はこの示している学級の数、学級数による規模数が分類されているということでございます。

**○2番（臼山正志）** これ、恐らくですね、昭和33年、今から約60年前に制定されたものです。ですので、これは古いものです。それが今、標準とか、いろいろ国からの負担金等の基にな

っているので、この数字がまだ生きてるんだろうかと思いますが、やはり今の子供たちのことを考えるのであれば、これもどれだけ信憑性があるかなと私は思っております。

次にですね、学校規模ごとの利点と課題ということで、いろいろ書いております。その中で、過少規模校では一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行える、一体感ができやすいなどの利点があると。一方で、集団の中で自己主張する機会が少なく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。共同的な学びの実現が困難になるなどの課題もありますとあります。これ、よく聞きます。あえてお聞きします。過少規模校では、本当に集団の中で自己主張する機会が少ないのでしょうか。それから、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくいのでしょうか。共同的な学びの実現が困難になっているのでしょうか、お伺いします。

**○教育長（西森廣幸）** ものの捉え方については、それぞれ個人差もあろうかと思えます。一般的に考えましたときに、学校教育は児童・生徒数が一定の集団で様々な考えや活動をしながら、切磋琢磨して生きる力を付けていくことが学校教育の大きな目標であろうかと思えます。そういうことを考えましたときに、先ほど議員がおっしゃいました、過少規模校等のメリット、デメリット等についても言えることにはあるのではないかと思えますが、全市的に考えたときに、その解決策をお互いに万全を期して取り組んでいかなきゃいけない。そういう立場から、この学校の適正規模は検討してきたところでございます。

**○2番（臼山正志）** 教育長にお伺いします。今現在、過少規模校、その複式学級がある所ですね、の中では、恐らく私が思うには校長先生以下、先生方が一生懸命その辺のデメリット部分をですね、解消するような取組をされていると思うんですよね。ですので、イコールこういうことにはならないかと思えますが、その辺はどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 確かに、議員おっしゃるとおり、それぞれの学校においては学校長の学校経営方針に沿って一人ひとりを伸ばす、そういう教育活動を展開しているところでございます。そのことは間違いございません。しかし、そのことで全てが解決するかと言いますと、課題もあると考えて、その課題解決を図っていくために、学校の適正規模化に努めていきたい、そういうことでございます。

**○2番（臼山正志）** それでは、今その小規模校、過少規模校の課題ということでお尋ねいたします。素案の中で、小規模校や過少規模校の特徴の中に、課題としてですね、少人数の学習集団のため活動も固定化され、多面的なものの見方や考え方に触れる機会が少ないとありますが、先ほどの小中一貫教育、今、教育上の課題を解決するために市長がやるということでおっしゃいました。また、素案の中にも書いております。小中一貫教育でこれって対応できるんじゃないですか。わざわざ規模の適正化を伴わなくても、小中一貫教育の中で十分、課題解決が図られるのではないかと思えますが、その点はいかがでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** どの観点で課題解決ができるか、そこ辺りが少しまた議論をしていかな

ければならないかと思いますが、小中一貫教育は小学校1年生から9年間を見通した中学校3年生までの教育計画を立てて進めていくわけでございます。過少規模校、複式学級の解消については、ある学年、学級集団の問題でございます。学校という全体の集団と、学級の学習活動をする、学級集団とは分けて考えていかなきゃならないと思っております。

**○2番（臼山正志）** 学級の中でのことと、学校、学習全体、市全体としての考え方なのか。すいません、その辺がよく分かりませんでした。もう1回お願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の適正規模化に関わり、過少規模校、いわゆる複式学級を解消したい。複式学級には5年生が3人、6年生が3人という1学級がございます。そうすると、その中では教科によっては3人で学習をし、問題解決を図っていくわけです。そうすると、解決方法を発表し合うときには、3人がそれぞれ解決方法を考えたとしても3通りの解決方法が一般的であろうと思います。そういうことにならないように、ある程度の集団の中で様々な考え方を出し合って、あれがいい、これがいい、切磋琢磨しながら多様な考え方をする機会を作っていく方が、より効果的であるかなということでございます。小中一貫教育はその学級集団もですけれども、学年を縦に見たときの教育を実施していくわけですので、それぞれ学年の学習の内容を次の学年、小学校と中学校をつなぐ、そういうような教育課程編成になりますので、根本的には過少規模校の解消と小中一貫教育は直接的につながらないと思っております。

**○2番（臼山正志）** 学校規模の適正化というのも課題解決であろうかと当然思います。ですので、先ほど50年後という数字もお示しいただきました。足し算をしたって、根本的な解決にはならないと私は思っております。ですので、違う視点からの取組が、それが今後の未来の子供たちの課題解決につながっていくと思っておりますので、この複式学級、その再編をして数が多くなればではなくて、今の現状で半分以上が自学になるとかいう話がありますが、また先生が2学年を持たないといけない、負担感が多いと。であればですね、全国的にはいろんな取組をされてる所があります。当然、教育長も御存じかと思いますが、複式学級への補助教員とかですね、これも全国的に行っております。そのようなことをすればですね、100%ではないにしろ、今現状の解決、何割かはできてくると思っておりますが、その辺はいかが考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 複式学級の解消、学習指導方法の教職員の役割については、解決する部分があるかと思いますが、子供たちの数がそのままでは、多様な考え方に接したり、ゲームや音楽の合奏、演奏活動には解決につながっていかないのではないかと思っております。

**○2番（臼山正志）** 教育長、ちょっともう1回伺いますというか、私今ちょっとびっくりしたんですが、数が少ないと多様な考えができないとか、先ほどはいろいろ課題がありましたが、教育者が本当にそういう認識で僕はいいいのかなと。逆にですね、過少規模校ならではのいい面と、いろいろ出ておりますが、今、池田小学校、先ほど午前中の同僚議員の一般質

問でもありました、学校を存続するために地域を盛り上げようとする。また、そういう地域は積極的に学校の方に地域の方々が協力をしております。その中で様々な世代間の交流、それから様々なコミュニケーション能力もできていると思います。それが本当の意味での人としての基本的なものができているんじゃないかと思っているんです。ただ単に数が多い中で、少ないからできないというのはおかしいんじゃないかと思いますが、もう1度その点についてお伺いします。

**○教育長（西森廣幸）** 今、過少規模校、複式学級のある学校が駄目だということではないわけでございます。一生懸命やっておられる、課題解決に向けてですね。しかし、学級の集団として考えたときに、人数が少ないっていうことは、それなりのデメリットもある。これは、私もそういう完全複式学校を運営した経験がございますので、もっとたくさんの集団の中でいろんな意見を出し合えば、もっとこの子供たちの考えが広がっていくのではないかな、そういう経験もしてまいりました。そういう意味で、やはり指宿の子供たちがもっと多い集団の中で様々な考え方を出し合っていく教育活動ができれば、より望ましい学級集団ができるのではないかと、そういうふうには思っているところでございます。

**○2番（臼山正志）** 私、小中一貫教育はすごく可能性があるかと、個人的には思っております。小学校で先生方がどういう教育をされているか、どういう子供たちがいるか。中学校でも同様にどういう子供たちがいるのか、どういう教育をされてるのか。今までなかなか同じ先生であっても、小学校、中学校で連携が取れてなかったものが、やはり連携が取れるということは、子供たちにとってすごくいいことかなと思います。また、子供たちの特性を知ること、いじめであったりとか不登校とかというのが、幾分か減っていくんじゃないかということ、そういう意味でも小中一貫教育はすごく可能性があるなど。ただ、この規模の適正化、再編を伴う規模の適正化というのはもう少し議論をして、地域も含めて今後の指宿の在り方も含めて、指宿市役所であればもっと部局を飛び越えて、横断的にやっていかないと不十分ではないかと思っております。その理由としてですね、やはりこの学校規模の適正化も33年度に本格実施するというようになっております。30年度からですので、3年間ぐらいですか、準備期間等をもっていくということですが、中身については、ほとんど決められておりません。これからということだと思います。この素案の中にもそのように書いております。指宿市は学校運営協議会を全小・中学校に設置しております。その中で今後協議をしていきますとなり、書いてますが、先に協議をしたらどうでしょうか。中身のある程度議論した上で、それを市民に知っていただいて、本当にそれが今後の子供たちのためになるかどうか。私はこれを先にやるべきだと思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会としましては、平成20年度から学校の在り方等については検討をしてまいりました。その間、市民への説明や委員会、考える会、検討する会を立ち上げて検討し、市民の皆さん方の声も聴いてきたところでございます。そういう経過を踏まえ

て、もうこの辺で教育委員会としての方向性は示していきたいと。そして、その方向性を示した上で、具体的にどういう方法で出来るのか、又は課題が残るのか、そういうことを含めて来年度以降、校区ごとに保護者や市民の皆さんと協議していくことになろうかと思いません。

**○2番（臼山正志）** 方向性を決めるのは全然構わないと思います。ただ、具体的な数字等が盛り込まれておりますので、決まった時点で、もうそれで行くだろうと思います。本当に望ましいかどうかを考えるのであれば、いつから始めようが、何年かかろうが、全然関係はないと思っております。十分時間をかけて、十分議論し、また私たち大人ができることを、変えないといけないことも含めてですね、やっていただきたいと思っております。

次に、住民説明会がありました。私も5か所、6か所でしたかね、行かせていただきました。その中で、やはり印象的だったのが川尻小学校区での住民説明会。160人、新聞では170人ぐらいでしたかね、新聞の方に載っております。やはり、学校を残してほしいと、すごい住民の熱い声がありました。この川尻小学校区、ほかでもあったかと思いますが、このような残してほしいという住民から、あるいは保護者からの声をどのように受け止めたでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** それぞれの校区で特徴的な御意見等がございました。学校を残していただきたいという住民の率直な気持ちだろうと、そのことについては謙虚に受け止めております。しかし、学校を残してほしいというのは、誰のために残してほしいのかという議論の柱もあろうかと思えます。教育委員会としましては、第一には子供たちの教育をどうするか。学校だけじゃなくて、地域の協力もいただきながら子供たちを育てる、そういう体制を作っていくという意味で考えていかなければならないと思う。地域のコミュニティづくりはまた違う視点から、大人の問題として今後取り組んでいくことも一つの方法であろうと。そういう面で、来年度以降は子供たちをどう育てていくか、そういうこと等を中心に据えながら、御意見もいただいてまいりたいと思っております。

**○2番（臼山正志）** 残してほしいというのは、誰のためなのかと。それは、もちろん地域のため、子供のためだろうと思います。分けてという話もありましたが、これは分けられないと僕は思っております。やはり、学校がなくなった地域はですね、統廃合が地域を過疎化するというよりは、やはり拍車をかけるというのは、絶対あろうかと思えます。地域がなくなったら、やはり子供たちもそこに当然住まないわけですね。そういう意味でも、地域のことでも考えて。その中で、今ですね、いい動きが、先ほどの川尻小学校の方ではですね、学校の存続のために勉強会をしていると、立ち上がっているとお聞きしております。先ほどの池田小学校の方でも同様のことが、今後また市の方がそれに対しての支援を、空き家対策等を含めてですね、しようという話がありました。非常にいい流れではないかと思っております。これが、全市的に広がって行って、学校があろうがなかろうが、子供たちが地域に残るんだとい

うところが、一人ひとりが理解し納得すれば、よりよい教育環境、また市にとっても地域にとってもいい形になるんじゃないかと思っております。この住民説明会について、やはり参加した方々が非常に心配しているのが、いろいろ意見は言ったが本当にこれが反映されるのかどうか。結局、決まってるんじゃないかというところがあるかと思うんですが、今この適正化については山川の4小学校を一つ、開聞の2小学校を一つということで、もう33年度からということで具体的に示されていますが、これについて、もうこの住民説明会を受けて、変わるという可能性はあるんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 最初の答弁で述べさせていただきましたが、今回の住民説明会を実施して出された意見等を整理し、庁内で組織するワーキンググループや調査研究チームの御意見、又は学校づくり推進委員会の意見等も聴いて、ここは直さなきゃいけない、そういうようなことがあれば必要に応じて修正することはあろうかと思えます。

**○2番（臼山正志）** 素案の中身がこのままではないということだったろうと思います。十分、賛成、反対とか、単純な考え方じゃなくて、本当に、これはもちろん子供たちにとってということもありますが、私は教育の中に地域を大切に思う、地域に住みたいと、この地域を守りたいと思う気持ちを醸成させることが、大きな教育の役割だと思っています。そういう意味でも、やはり地域も含めてですね、また今回の住民説明会の地域の皆さんの声を真摯に受け止めて、よりよい環境づくり、また基本計画をですね、作成していただきたいと思えます。

次に、ヘルシーランドの方に移りたいと思えます。これについては今定例会の初日に委員長報告でもいたしました。たくさん問題が明らかになりました。まず、井戸水を利用するため配管設備を変更したにも関わらず、県への変更届を7年以上も怠っていたということですが、まずどのような配管設備の変更を行ったのか、また、変更した時期はいつで、目的は何だったのかをお尋ねします。

**○産業振興部長（上田薫）** 保健所の方に先般、その配管の申請がなかったということで新聞報道でもされたところですが、最初、図面についてですね、竣工図、それから最初の設計図あるわけですが、平成23年1月に南菱の方、実際施工をした所が図面を作った所ですが、その図面の内容と実際の管のその流れとか、設置の状況が違うということが判明をし、それでその管理の担当である観光課の施設の方で現地に行って確認をしたところでございます。その確認をした中で、実際行った所にこんなのかと確認を取りましたら、実際と違う所が判明しましたので、その内容を業者の方に改善ということで話をしたところございました。そしたら、内容等検討していただいて、その業者の方で改善をしたということなんですけれども、実際はその改修をする前のことでもございましたが、2点ございました。井戸水と水道と直結をしているということの関係と、それから温泉と井戸水を直結しているということが判明しました。実際、井戸水と水道の直結については、市の水道から受水

槽を経て、流れ込んでるということで、それについては問題はございませんでした。もう一つの方のその温泉タンクと、それと今、井戸水の関係について、実際のその配管図と若干違う所があったということで、その辺について申請をし直したいということで確認をしたところです。実際、改修をした所はその井戸水と水道の直結の部分で改修をして、実際そこを修正をして保健所の方に提出したというところでございます。

**○2番（臼山正志）** 目的については、なぜこのような変更工事を行ったのか。

**○産業振興部長（上田薫）** 目的については、当初22年に指定管理を今の現セイカの方が受託をしてるわけですが、その受託をしたときに、要は温泉の方が温度が高いということもあって、それを水道水で薄めていたということになりますけど、その水道水の経費を削減するというのもあって、井戸水を直結したと。井戸水をその温泉の方に流入をして温度を下げるという目的で、その配管の工事をしたというところでございます。

**○2番（臼山正志）** 井戸水と水を直結、それから井戸水を温泉に直結してたということだったろうと思います。井戸水と水について、今回県の方に申請をしていると。であれば、井戸水と温泉の部分については、これは変更届はまだ出してないということですか。

**○産業振興部長（上田薫）** 井戸水と温泉の部分についてはですね、実際その温泉と井戸水、温泉と井戸水のタンクの所の直結につきましては、その流入水というか、それが洗い場の方のそのシャワーの方に流れ込むルートになっておりましたので、その洗い場の方からの浄化槽の流入について見解を確認したら、その浄化槽の機能を損なわないということであれば問題はないということでしたので、その直結の部分については問題ないというふうに今判断をしているところでございます。

**○2番（臼山正志）** ちょっと整理します。今の話は、浄化槽。通常、浄化槽には温泉は入れません。というのは、そのバクテリア等がもう壊死してしまいます。ただ、その井戸水については温泉成分が弱いということだろうかと思えます。それで、今ヘルシーランドの浄化槽設備の中には入れてもいいですよ。ただ、この県の届出というのは、配管の変更があった場合には届出をなさないとされていると思うんですが、その部分については出さなくてよろしいんですか。

**○産業振興部長（上田薫）** 先ほど、その井戸水の関係の提出をさせていただいたということですけれども、現在、その配管についてですね、全てについてもう1回チェックを、確認をした方がいいということで、今後その配管の正しい図面について委託をして、調査をして、その正式なやつを書いていただくように依頼する予定であります。

**○2番（臼山正志）** まだ全体の配管がよく分かってないということだろうかと思えます。通常であれば、全ての変更分に対して届出をしないとイケない。ただ、現在どこからどこまでが変更部分なのか、その図面等もないということだったかと思えます。そういう現状の中では、今全てにおいて変更届を出せない、今そういう状況であるということよろしいでしょ

うか。

**○産業振興部長（上田薫）** はい、そのとおりでございます。

**○2番（臼山正志）** 先ほど、井戸水をですね、その温泉と直結して浴場のシャワー等に使っているということでした。これはもう、特別委員会の中でも明らかになっております。市民や観光客など不特定多数の方々が利用する上ですね、これ、安全性に問題はないんでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 井戸水についてですね、保健所等にも確認をさせていただきました。保健所の方にはですね、ちゃんとこう井戸水利用について、その大腸菌群とか、そのレジオネラ菌とかそういう検査をちゃんとして、良好であれば問題はないというふうに回答をいただいているところでございます。

**○2番（臼山正志）** これまで、どのような検査、年に何回ぐらいとかされていたんでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** この検査については、公衆浴場における水質基準に関する指針におきまして、ろ過機を使用していない浴槽及び毎日完全に灌水してる、取り換えている浴槽水、浴槽の水については、年に1回以上。それから、連日使用している浴槽水は1年に2回以上水質検査を行うこととなっていることから、年に2回を行ってるところでございます。

**○2番（臼山正志）** 一応、決まりでは年に1回以上ということですが、年に2回ですね、行っているということでした。これは、浴槽水ですね、浴槽の中の水ですね、温泉水を検査だと思えます。シャワーの、先ほどあった温泉水を配管設備の変更を行って井戸水をシャワーの所でも出るようにしてると。そのシャワー、あるいはその水栓ですね、カランの出口の検査というのはこれまで、もう約7年以上です、行ったことはあるんでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** これまで検査をしていた箇所については温泉タンク、それから浴槽、浴槽と言っても和風の浴槽、それから洋風の浴槽ということで、歩行湯、それから家族湯ということで、カランについてはこれまでしていなかったのが実態でございます。

**○2番（臼山正志）** 決算特別委員会の中でですね、これは早急に水質検査を行うべきだということで要請いたしました。それを受けてですね、11月7日に、現場で水質検査を行っております。そのときに先ほど部長が言いました、これまで水質検査を行ってこなかったカランの所からの採取をして、水質検査を行いました。また、同時に残留塩素濃度ということがですね、0.2から0.4mg/lという基準値を保たないといけないという決まりがあるんですが、現場でそれはすぐ採取して測定するんですが、そのときにはですね、ほとんど残留塩素濃度も出ておりませんでした。ただ、そのときは休館中でしたので、それが正しい数値かどうかというのはまだはっきりはしませんが、それから、今のレジオネラ菌が出たということがありますが、これは今、改修工事を行っていて、オープンに向けての検査ということで、これも立会いをさせてくれということで、私たちも同席しました。それが11月21日です。このとき



にもですね、同様のですね、やはり設備の不備なのか、その残留塩素濃度がその場が出ない、何回かやってやっと出るようなことがあったわけです。やはりそういうことを目の当たりにするとですね、本当にこの消毒の行い方や普段のチェック体制、果たしてちゃんとできてるんだろうかと思うところがありますが、この点、ちゃんとできているのでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** その担当の方から聞いているところでは、要はオープン前、9時からですけども、そのオープン前とそれと4時頃か6時頃ということで、これまでしていたということで聞いております。先般、その検査をしていただいたんですけども、残留塩素が0.0以下だったということで、今後は2時間おきにチェックをしてということで聞いてるところでございます。

**○2番（臼山正志）** その辺りはですね、これまで新たな配管ルートで出てきた井水、その水質検査も行っていなかった。そして、それをレジオネラ菌だとか大腸菌群があるときの消毒のための塩素注入をしますよね。その残留塩素自体も確認できなかったとなるとですね、非常に心配です。その点はやはり、オーナーとして今のセイカさんの方にですね、指導、監督をしていただきたいと思います。

次にですね、これは全議員の方にタブレットでアップされましたが、レジオネラ菌がですね、今回残念ながら出てきたということでもあります。これが、白湯タンクから検出されたということですが、いろいろ特別委員会から、それから現地調査から、いろいろな今の指定管理者の管理体制等を知るにつれて、これはもしかしたら当然のごとく出てきたものではないかなと少し思ったりもするところがありますが、今回のレジオネラ菌が白湯タンクから検出された、その辺の原因、それから今後に向けての対策はどうなっているのでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** レジオネラ菌が検出されたということの原因でございますけれども、検査の結果、白湯タンクから基準値を上回るレジオネラ属菌が検出されたところでございますけれども、白湯タンクと連結している温泉タンク、それと水タンクからはレジオネラ属菌は検出されておりませんので、白湯タンクには故障した熱交換機からの配管が接続されており、長く使用していないということもありましたので、熱交換機の配管が原因ということになろうかというふうに考えているところでございます。この配管及び白湯タンクにつきましては、指定管理者の方で専門業者に依頼し、12月2日に配管の洗浄をし、12月4日にはタンクの清掃を行い、12月5日には再度前回と同じ内容で、前回の調査箇所から井戸水の地下タンクを除きまして調査をしたところでございます。その結果、本日、先ほどその担当の方から連絡をいただきましたけれども、レジオネラ菌は検出されなかったということで聞いてるところでございます。

**○2番（臼山正志）** このレジオネラ属菌については、やはり死亡につながるものであります。この公衆浴場の衛生管理上、最も注意しないといけないものの一つだろうと思います。本当にその部分だけが原因だったかどうか。検査の結果がよかったということであろうかと思

ますが、できれば今後もですね、注視しながら、短い期間での検査等を行って、再発がないかどうかをですね、していただきたいと思います。

これについて、ヘルシーランドの改修工事が11月末の予定が延びますよということで、防災行政無線、それからチラシ等で広報を行っていたようですが、その内容はどのような内容の広報になっていたのでしょうか。

**○観光課長（大迫格史）** 点検のために、11月いっぱいまでの休業期間を12月15日まで延長することで放送したところです。

**○2番（臼山正志）** 工事の関係でということだろうかと思いますが、原因はレジオネラ菌ですよ。であれば、これは公の施設です。市民にとっても知る権利は当然あります。もちろん、これは観光客に向けても、正しい情報を正確に伝えないといけないと思うんですが、なぜここは伏せて広報したのでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 正確な情報を伝えるというのが正しい方だと思うんですけど、実際今、ヘルシーランドは休館ということになっております。場合によっては延長ということも考えられましたので、その放送内容について、その住民に対して過度な状況を判断させるということは好ましくないということもありまして、その工事の延長ということで、その休館という、延長ということで放送させていただきました。

**○2番（臼山正志）** それは、誤った判断だと思います。それから、危機意識がすごく甘いと思います。もし、その放送の後、これレジオネラ菌って肺炎みたいになるですよ。だから、その場ですぐならない、あるいは風邪かなと、そういう軽い症状もある。あるいは、その体が弱ってるお年寄り等は死亡につながったりすると、後で分かることもあるんですよ。そのとき、市は嘘をついたと、正しい情報をくれなかったと、そっちの方が問題じゃないかと思いますが、どう思いますか。

**○産業振興部長（上田薫）** 実際、休館中でのその、長い間休館したことによって、管の中にそのレジオネラ菌が繁殖をして、その再開に向けての検査においてレジオネラ菌が検出されたということもありまして、市民の方にはまだオープンというか、再開しておりませんでしたので。その再開に向けて、また再度その検査をいたしまして、先ほど説明をしたとおり、今回についてはまた検出されなかったということになると思いますので、市民の方には安全な方向で運営というか、その検査をして十分安全な状態で、オープンを迎えることができたというふうに考えております。

**○2番（臼山正志）** 休館中であつたから、今回のレジオネラ菌を直接吸い込んだとか、そのようなことはないだろうかというような判断かと思いますが、やはりそこも甘いと言えは甘いか。また、レジオネラ菌が出ましたということで、知って分かって行く。知らずに行つて、先日出たんだってよと聞いたときのその観光客、市民はあまりいい気はしないと思いますよ。それよりも正しい情報を出し、信頼回復のために十分な対策を講じる、そちらの方

がストレートで今後に向けてもいいことではないかと私は思います。

この配管設備の変更についてですね、ちょっと確認をもう1点したいと思います。不信感が残っているということです。決算特別委員会の10月20日の現地調査を行った際、指定管理者であるセイカの方の担当者がですね、問題となっている衛生配管から浴場等への接続された、今問題となってるこの配管の説明の中でですね、現在は使っていませんという発言をしました。しかし、これについては、当初は水風呂にも使っていたが、井戸水に含まれている成分等が理由で現在は水風呂には使っていないと、後日発言の訂正がありました。これによって、大浴場やシャワーなどで井戸水を使用しているということが分かったわけでありませぬ。しかし、11月7日、これは決算特別委員会終了後、議員が特別委員会の中で水質検査を早急に行ってほしいという、そのときの立会いのときにですね、水質検査の際にも、このときにも同様にですね、使っていないと別のまた担当者が言うんですよ。もう、使っているということは明らかになって、これは新聞にも載った後です。その後の水質検査のときに、私たちは使っていると、何も疑いなく。ただ、何も聞かずに、担当者がまた使っていないというようなことを言ったんですよ。ですので、私たち同席した者はですね、おかしいと。これまで聞いてた説明との相違についてちょっと教えてくれということを求めたらですね、今度は使っていないことはない、というような非常に曖昧なことを言ったわけです。何とも不可解で疑いが残ります。配管設備変更工事を適正な手続を踏まず、行った行為自体は問題ではありますが。

**○議長（松下喜久雄）** 白山議員，白山議員。発言時間終了です。もう一言で締めくくってください。

**○2番（白山正志）** すいません。ですので、これ企業努力で普通に安全が担保されていれば問題ないことであつたかと思ひます。ただ、その点がですね、疑いが残っております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** 求めてた答弁。着席してください。着席してください。発言時間はもうありませんから、着席してください。

**○産業振興部長（上田薫）** 確かに、そういう、私もその現場におりましたので、そういう発言があつたことは確かでございます。本人にも確認したところ、機械室にあるシャワー専用の配管で井戸水からの仕切弁を閉じていると認識していたため、その当日は水道水が出ていると思つてそのようなことを言つてしまつたと。水道水が出ていたと、井戸水が出なかつたということで、配管関係についてはバルブで、仕切弁で閉めていたということでございました。実際は調整槽で井戸水と混合されているため、機械室の仕切弁を閉じている場合でもシャワー、カランには井戸水が使用されていることは失念して、失念というか忘れていましたということでございました。私たち自身も、実際使つてゐるのは確認しておりますので、また後で訂正をさせていただいて、本人も一応そういうことを認めて、今いるところで

ございます。以上です。

### △ 延 会

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。  
なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。  
本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 3時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新宮領 進

議 員 外 蘭 幸 吉

# 第 4 回 定 例 会

平成 29 年 12 月 13 日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成29年12月13日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第94号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14 番議員 | 前之園 正 和 | 15 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 16 番議員 | 中 村 洋 幸 | 17 番議員 | 新川床 金 春 |
| 18 番議員 | 下川床 泉   | 19 番議員 | 新宮領 進   |
| 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |        |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長  | 前 菌 千 秋 |
| 産業振興部長 | 上 田 薫   | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 建設部長   | 黒木六海 | 教育部長   | 長山君代 |
| 山川支所長  | 中村俊治 | 開聞支所長  | 川畑徳廣 |
| 総務部参与  | 廣森敏幸 | 総務部参与  | 中村孝  |
| 市長公室長  | 鶴本八郎 | 総務課長   | 川路潔  |
| 税務課長   | 有馬芳文 | 健康増進課長 | 西浩孝  |
| 農政課長   | 松澤敏秀 | 建設監理課長 | 東恵一  |
| 学校教育課長 | 中山義和 |        |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 岩下勝美 | 次長兼議事係長 | 鮎川富男 |
| 調査管理係長 | 嶺元和仁 | 議事係主査   | 上玉利享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、白山正志議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） おはようございます。私は日本共産党の議員の1人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

市長におかれましても、我々議員においても任期中最後の定例会であります。来季を目指す市長にとっては、自らの政治姿勢、ある意味で選挙公約を示す議会でもあろうかと思いません。そこでまず、国民健康保険税について伺います。来年度からの国民健康保険の都道府県化に向け、各都道府県は11月に厚労省の指針に基づく納付金などの試算を市町村に示しています。各都道府県の公表試算を見ると、一般会計からの法定外繰入れ等を反映していないため、多くの市町村で法定外繰入れで軽減している現在の保険料と比べ、大幅値上げになる試算になっています。制度が都道府県化に変わることによって、保険料が高騰することに国自体が危機感を持っています。だからこそ、国は県としても激変緩和措置を求め、さらには賦課決定権を市町村に様々な配慮をしてほしいと求めています。それらを踏まえた上で伺います。まず、県より納付金や標準保険料率は示されているかどうか伺います。

次に、市として保険税率の試算は行っているかどうか、また保険税率を下げるための努力をする考えはあるかどうか、伺います。

次に、子育て支援などに関してであります。これまでもいろいろな角度から提起をし、また要求もしてまいりました。幾つかのことについては、市としても応えてきていただいています。子育て支援は住みよい指宿市をつくる基本でもあり、ひいては人口増にもつながる施策の一つでもあります。通告してありますことについて、一つずつ伺います。

まず、子育て支援都市宣言をする考えはないかということについてです。相生市の例をひいて何回も要求をしていますが、内容とする施策は大事だとしながらも、子育て支援都市をすることそのものについては、なかなかするということにはなっておりません。改めて



子育て支援都市宣言をする考えはないかどうか、伺います。

次に、小・中学校の給食費を無料にすることについてですが、南さつま市ができて指宿市ができない理由はないと思います。問題は、その必要性を感じるかどうかです。小・中学校の給食費を無料にする考えはないかどうか、伺います。

次に、小・中学校の普通教室にエアコンを整備することについてです。一昔前までは普通教室には扇風機もなく、夏は汗をだらだらかきながら勉強にも身が入らない状況でしたが、扇風機が導入された今でも暑いことには変わりはありません。時代の流れからしても、扇風機でよしではなくて、エアコンの設置を望むのは理解できることではないでしょうか。

就学援助入学金を入学前に支給できないかということについてです。これまでも何回か質問をし、要求してきました。今回の議案、補正予算を見ますと、中学校の入学準備金については、新年度から対応する予定のようであります。小学校の入学準備金について、1年遅れということになるのでしょうか。その点を含めて伺います。

子ども医療費助成の現物給付方式と高校卒業、つまり18歳の年度末までを対象にすることですが、これも何回か質問してまいりました。県の制度に上乘せして、何回も市の制度を充実、改善してきていることについては評価をしております。しかしながら、県内市町村を見ましても、指宿市と同じように中学校卒業までを対象にしてきており、幾つかの自治体では高校卒業、18歳年度末までを対象にする所が出てきています。一定の財源が必要であることは当然です。問題は高校卒業、18歳年度末までを対象にすることについて、必要性を認めるのか認めないのかです。それを踏まえて、答弁をお願いしたいと思います。現物給付方式への移行についても、お考えを伺います。

なのはな館問題について。これは、なのはな館は閉館になってから跡地利用や県と市の関係などにおいて、いろいろな課題を抱えてきています。詳細については振り返りませんが、県と市において大体の合意ができつつありました。その内容は、利活用が見込まれる南側については県の費用で修理をし、市に無償譲渡する。残りの北側については、県が解体して土地を市に返すということだったのではないのでしょうか。ところが、設計者が著作権を主張してきたことで、事実上解体ができなくなってきました。このことは、なのはな館とその用地だけの問題だけでなく、市民会館の建替えを含めて、他の施策にも影響が出てきています。既に市の管理下にある南側については、今後どのように有効活用を広げるのか。解体できそうにない北側については、どのようにしていくのか。県に何を求めるのか。それらの基本理念が大事であります。そこで、今後の基本的な対応はどのようにしていくのかを伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 子育て支援についての御質問をいただきました。子育て支援宣言都市につきましては、子育て世代の定住促進、そして少子化対策につながる可能性があることは理解しております。子育て支援の施策は少子高齢化が進む中、本市にとっても非常に大切なこ

とだと認識をしており、これまでも産み育てる環境の充実を図る観点より、関係機関の御理解をいただきながら、平成26年度から産科医の確保を図るとともに、28年度からは不妊治療費助成にも取り組んできたところでもあります。また、本年度から新たに産後ケアや新生児聴覚検査、妊婦歯科検診、さらには病児保育事業の拡充、ファミリーサポートセンターの設置、一人親家庭学習支援事業など様々な支援策に取り組んでおります。宣言することも重要だと思えます。しかし、宣言をするしないに関わらず、様々な子育て支援策に取り組んでいくところでございます。

次に、なのはな館でございます。県有施設の取扱いにつきましては、現状では解体は難しい状況であること。このような状況が続くと施設の老朽化が進行し、事故等の恐れも懸念されることから、利活用構想に基づき譲与を受けた施設を活用している指宿市に対して利活用計画の検討、提示を依頼したいとの趣旨の答弁が、平成29年第3回定例県議会の総務委員会の質疑であったと伺っております。県からは利活用構想に基づき、市が今後も譲与施設を健康づくり、文化活動、地域活力創造支援の拠点施設として活用していく方針であることなどから、市の構想との整合性等を考えると、県有施設を利活用するとした場合、やはり地元の指宿市に計画の検討を依頼することが望ましいのではないかと判断から、市に依頼したとの話もありました。今後、財政支援の在り方を含めて、市民や議員の皆様にも理解していただけるような利活用計画につきまして、県と一緒に検討しなければならないと思っております。

以下、いただきました質問は、教育長及び担当部長が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 小・中学校の普通教室へのエアコン整備についてでございますが、今後、普通教室にエアコンを整備することとし、どのような整備方法が望ましいのか、財源等も考慮して実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 県より納付金や標準保険料率は示されているかという御質問でございます。先日15日、県から示されました本市の国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分が約12億9,306万円、後期高齢者支援金分が約3億2,053万円、介護納付金分が約1億1,487万円、合計で約17億2,846万円が提示されたところでございます。また、標準保険料率につきましては、医療給付費分の所得割率が9.99%、資産割率が21.49%、均等割額が2万6,009円、平等割額が2万4,329円。後期高齢者支援金分の所得割率が2.68%、資産割率が6.58%、均等割額が8,100円、平等割額が6,730円。介護納付金分の所得割率が2.13%、資産割額が5.82%、均等割額が8,099円、平等割額が4,220円と提示されたところでございます。

次に、保険税率を下げるための努力をする考えはあるかという御質問でございますけれども、平成30年度の国民健康保険制度改革に伴いまして、県が財政運営の責任主体となることから、県と市町村が一体となって財政運営、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収などを

共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として、鹿児島県国民健康保険運営方針が策定され、その中で法定外繰入金につきましては、計画的、段階的に解消を図っていくことになっているところでございます。

次に、現物給付方式で高校卒業までを対象にできないかという御質問でございますが、まず現物給付方式への移行につきましては、これまでも県市町長会を通じて県へ要望をしてきたところでございます。また、県におきましては、平成30年10月から住民税非課税世帯の未就学児を対象に、現物給付方式の導入が予定されているところでございます。本市としましては、現在実施しております中学校卒業までを対象に現物給付方式への移行につきまして、県へ要望をしてまいりたいと考えているところでございます。医療費助成の支給対象を高校生にまでできないかということでございますが、本市におきましては平成27年10月診療分より、医療費助成対象を小学3年生までから中学校卒業までに拡充したところでございます。子ども医療費助成の充実につきましては、少子化対策を推進する有効な方法の一つであることは認識しておりますので、財源を含めて、今後、県や他市の動向等を考慮しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 市として保険税率の試算は行っているかとの御質問でございました。本市の国民健康保険税率の試算につきましては、県から示された仮の国保事業費納付金及び標準保険税率を参考に、算定方式を現在の4方式から資産割を除いた3方式に見直すパターンや、法定外繰入れを行わないパターン、法定外繰入れを行う場合においては、その額を複数パターンを設定して、仮試算を行っているところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 小・中学校の給食費を無償化する考えはないかという御質問でございますが、法の規定により食材費分を給食費として保護者に負担をしていただいているところでございます。なお、経済的理由により、児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対しましては、就学援助制度により給食費の援助がなされているところでございますが、今後の子育て支援施策の一環として給食費負担の在り方についても、現在検討をしているところでございます。また、給食費を現在無償化しておりますのは、県内19市で、南さつま市の1市、ほかに長島町、南種子町、宇検村の3町村が実施をしているようでございます。

続きまして、就学援助入学前準備金を入学前に小学生に対しての支給はできないかという御質問でございますが、議員がおっしゃいますように今回、小学校から中学校に入学予定の小学6年生につきましては、補正予算に計上させていただいたところでございます。小学校入学予定の新1年生の支給につきましては、小学校入学前のため、就学援助の認定がされていないことから、保護者からの申請手続、調査及び認定に時間を要することから、来年度以降、小学校入学前の10月に実施しております就学時健康診断等の機会に、新入学用品費の入学前支給についての説明を行い、入学前の支給ができないかの検討をしているところござ

います。

**○14番議員（前之園正和）** 答弁をいただきました。

まず、国保についてですが、保険税率の試算については、現在の4方式から3方式にするパターン、それから法定外繰入れをするパターン、しないパターン。するとしたら幾らするかなど、複数の仮試算を行ってるということでしたが、これは仮試算が幾つもあるという状態でしょうか。それとも、幾つもやって、これというものが大体固まってきたのか、まずその点はでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 先ほど、説明申し上げましたが、いろんなパターンを試算をいたしまして、結果的にこの税率ということでやろうということにつきましては、内部では固まっているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 県が示すものを示して、それに基づいて複数のパターンに基づいて試算をやっているということでもあります。答弁の中でもありましたように、国としては法定外繰入れ、これまで各市町村が住民の要望に応じて、少しでも国保税の高騰を避けるためにということでやってきた法定外繰入れを段々解消する方向という大方針が国の基である下でのですね、試算ということでもありますので、これまで以上に各市町村がどういう立場で臨むのかということが求められると思うんですが、そこで市長にちょっと伺いたいのですが、国保税を下げたいというのは被保険者の切実なる願いだと思うんです。これまでの質問の中でも明らかになったように、大変な国保世帯そのものが、低所得者が比率的にも多い下でのですね、大変な負担割合になってきているということなどから、国保税を下げたいというのは被保険者の願いだというふうに思うんですが、このことについては、そのような認識でいらっしゃいますでしょうか、市長。

**○市長（豊留悦男）** やはり、医療費の問題というのは、大きな行政の課題でもあります。市民が健康で長生きができる、そして医療費を下げることによって国保税を抑えるというのは、今の指宿市の行政の施策であります。この税率が高くなるように、そして負担が増えないように、現在では法定外繰入れをやっているところでもございます。法定外繰入れがないというのが、国保運営の一番の課題でもありますけれども、現実には難しい。しかし、この法定外繰入額をどうするのか、これは議会の皆様も慎重に、いろいろと今まで意見をいただきました。この国保税の率の高さというものについても、一部の方々からは、やはり高いのではないかという意見があるということも事実でございます。声があるということも事実でございます。しかし現在、この税率を下げるために、法定外繰入れを増やして、そして税率を下げるという方法は現在は取っておりませんが、この住民、市民が、特に高齢者が医療費が下がるような、そういう施策を取ることによって、この税率を下げる努力をしたいというのが私どもの行政の方向性であります。

**○14番議員（前之園正和）** 国保税が高いという被保険者の声というのはあつて然るべきと。

そして、その声に応えるのが行政の仕事だという大枠においては、そういう認識だろうというふうに思うんです。先ほど部長の答弁でもありました、幾つかのパターンを出して、内部では一つの方向性を見いだしているということでしたので、それは国は行く末は法定外繰入れを解消しろ、つまりなくしていけという下で、これまでは指宿市は約2億円の法定外繰入れをやっているわけですが、一つにまとまっているというその設定はですね、結局、国保税は上がるということなのか、据え置くということになるのか、一步踏み込んで下げるという試算になっているのか。そしてまた、これまで2億円だった法定外繰入れは、仕組みが若干変わりますけれども、どの程度を見込んでのこととなっているのか。その点、つまり絞り込んだものはどういうものかということです。伺いたいと思います。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 今回、県から示された国保事業費納付金及び標準保険率については、各市町村の保険税率の急激なアップを抑えるために、激変緩和策が取られております。例えば、本来ならば7%程度の上昇率を2%台に抑えるんだと、そういった激変緩和策がございます。そういったことから、私どもといたしましては検討の結果、平成30年度の税率は据え置くということを実際には方向性を出してるところでございます。いろいろ試算をした結果、繰入れにつきましては1億5,000万円という形で、これを最終的にはまだ1月に県の方から確定の係数がまいりますので、それをもって国保の運営審議会に諮って答申を頂いて、そして最終的には決定することになりますが、現時点におきましては、税率の改正は30年度行わないと。繰入れは1億5,000万円を予定していると、そういった状況でございます。

**○14番議員（前之園正和）** これまで、法定外繰入れは約2億円だったんですが、これを1億5,000万円にして税率は据え置くというのが、今の段階での方向性と。手続上は国保運営協議会とかいろいろあるでしょうから、最終的な確定という言葉では申し上げられないというのはその点だと思うんですが、極力、少なくとも上げない、据え置くということに対しては努力の一つとして評価をするものですが、ただ言えるのは、これまで2億円繰り入れていたわけで、据え置くのが1億5,000万円ですとすれば、これまでの苦勞からすれば5,000万円まだあるわけですね。国保世帯は大体8,000世帯だというふうに思いますので、これまでどおり2億円を繰り入れるとすれば、その1億5,000万円との差、5,000万円は引き下げるに回せるわけになります。8,000世帯だとすることにすれば、5,000万円あれば6,250円、計算上はですね、国保税を下げられるということになります。そしてまた、これまで2億円でしたが、これをあと3,000万円頑張ると、2億3,000万円にすれば、つまり1億5,000万円から比べればプラス8,000万円ということになりますので、8,000世帯だと1億5,000万円ですとすれば、単純計算になりますが、2億3,000万円まで増やせば、つまり1億5,000万円に対しては8,000万円プラスですけど、これまでの2億円に対しては3,000万円プラスです。そうすると、国保税を1世帯1万円下げられるという計算になります。そういう道を選ぶかどうかの以前にですね、数字上はそういうことになるということは確かだと思う

んですが、その点はどうでしょうか。数字上の問題です。政策上の問題ではありません。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 確かに、議員おっしゃるとおりの計算方式というか、試算になると思いますけれども、平成30年度の国保制度改正におきまして、法定外繰入れにつきまして容認はされているところですが、計画的、段階的に解消していく必要があります。赤字団体の場合は、財政健全化計画というものを作りまして、その法定外繰入れを入れない取組を必ずしなければならないというような方向が示されているところです。法定外繰入れは容認されているとはいえ、法定外の繰入金でありますので、削減対象として解消を図るべきと考えますが、医療給付費増加分についての財源確保のための計上をせざるを得ない状況であるところであります。決算補填等を目的とした法定外繰入金は本来、国保の被保険者の保険料から賄うべき費用ということになるわけですが、広く市民から徴収している、一般会計の方から繰り入れているわけですが、削減していくべき費用であると考えているところであります。先ほど、市長の方からも答弁を申されましたとおり、法定外繰入れを計画的、段階的に解消するために、今後も引き続き健幸のまちづくりの強力な推進と特定健診やがん検診の受診率アップ、医療費適正化の施策等をしっかりと展開していかなければならないと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 国保税が高いという住民の声は、それはもう、そういう思いを持つのは当たり前だろうと。そしてまた、その声に応えるのが行政の務めだろうというところまではそうだといいことですね。

それから、納付金は県が示すわけですが、それをどう集めるかということについては、市町村が決めること。その中には税で集める分、そして法定外繰入れも容認されているということで、それを合算して、単純に言えば納付金を確保できればいいということで、市町村の権限の中に入っているわけです。私が提起しましたように、1億5,000万円の繰入れで据え置きができるという計算であるならば、これまでどおり、2億円を確保すれば6,250円、あと3,000万円、1億5,000万円に対しては8,000万円ですが、頑張れば1万円の世帯当たり引下げができるという、計算上はそういうことだということは答弁の中でもありました。ただ、政策上はそうではないんだということのようですが、そういうことですので、国保税の引下げについてはですね、重ねて言いますが、これまでに対して、2億円に対して3,000万円増やせば8,000万円確保できますから、世帯当たり1万円下げられるという計算上は成り立つわけですので、そのことも含めてですね、一つの方向ではありますけど最終ではありませんので、今後引き続きその点は努力されるよう要求しておきたいと思うわけです。

それから、子育て支援についてですが、今日もやはり宣言こそしてないけれども施策は大事なのでいろいろやってると、一言で言えばですね、いうことでした。宣言をすることも重要だが、要は中身はやってるんだというようなことですが、1回質問をしてそういう答弁であればですね、そうかということになるんですが、私自身も繰り返しこの問題を要求

しているわけで、それにも関わらず言えば頑なに、施策の必要性は認めながらもですね、宣言することについてはなかなかすると言わない。なぜ、しないのかと。するとしないとに関わらず中身はやるんだということは、それはそれでいいんですけど、なぜ宣言をしないのかと。やっぱり、大きな看板を掲げて、我がまちは子育て支援に力を入れてますという大看板になればですね、それはまちの人口を増やすということも含めて、魅力的なものになっていくんじゃないかと思うんです。宣言をしたから、100のうち100全部一気にやらなきゃならないというわけではないわけで、そこにはできるもの、できないものがあり、順番を立ててやるものもあるでしょう。そういうことも含めて、宣言をすることはまず大事なことだと思うんです。なぜ、ここを踏み切らないのか。その点は理由があるんでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 議員おっしゃるとおりの考え方もあろうかと思いますが、本市におきましては、子ども子育て支援事業計画に基づいて、子育てに負担にならないような取組、施策に取り組んでいるところですが、資料的にはちょっと古いんですけど、2012年で全国45の自治体の子育て宣言をしておられるみたいですが、本市におきましては、この子ども子育て支援事業計画を基に、子ども子育て会議におきまして十分議論しまして、子育てのことにつきまして地域福祉課はもとより、健康増進課、あるいは教育委員会と連携を図りながら取り組んでいる状況でございますので、そういう御理解をいただければと思います。

**○14番議員（前之園正和）** 市長に伺ったつもりなんですけど、市長に改めて伺いますが、何回もこの問題は、宣言についてはこの場で提起をしてきてるんですが、2年前に質問したときに、市長はこのように答えてるんですね。行政だけでなく、地域や家庭の気運が高まった段階での子育て支援都市宣言については、研究していきたいというふうに答えているんです。この答弁は、行政はやると思うが、地域や家庭の気運が高まってないとも読めるんですね。行政だけではなく、地域の家庭の気運が高まった段階で検討するということはですね、行政はやると思っているが、地域や家庭の気運が高まってないとも読める。市長、そこはということでしょうか。そういう判断なんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 正しく、おっしゃるとおりであります。制度的に、例えば放課後児童クラブの制度を創設したときの本市の取組、もう議員も御案内のように、保育園等でこの事業は依頼をし、お願いをして委託をしてみました。やはり、放課後児童クラブにしろ、様々な児童支援の取組、それを変えなければならぬところもあります。それは、制度が、例えば放課後児童クラブはこれまで3年生まででした。それが、6年生までに拡充をされました。それを保育園でやっております。果たして、この事業がそれでいいのかという、私の思いもあります。保育園で小学6年生が安心して遊べるのかとなりますと、制度そのものを、これまでお願いした保育園と協議しながら制度を変えなければならぬ。しかし、保育園等はその予定で、児童クラブの運営ということで職員を増やしたり、様々な取組をやっておりま

す。ですから、市として理想的なものは追い求めながらも、これまでの経緯を大切にしながら、宣言都市にふさわしい取組をしなければならないとされているところであります。

**○14番議員（前之園正和）** 児童クラブの例が一つ出ましたけど、例えば児童クラブなりファミリーサポートセンターでもそうですけど、具体的な政策については、住民の要望があるかどうか、その程度はどうか、ということを含めて、地域の声や家庭の要望の度合いというのを考えるということは当然だと思うんですね。一つ、具体的なことについては。ただ、今提起をしてるのは子育て支援の宣言という、大看板ですよ、言ってみれば。そのことについては、地域の声とかいう段階ではないと思うんですね。行政の方針をやっぴり示すものだと思うんですよ。具体的な一つ一つについては地域の要求があるか、家庭の要望があるか、その程度はどうかということは検討は必要ですけど、その子育て支援の宣言をするという大看板については行政がリードして、率先してやるということが必要なんじゃないかと。そういう角度からすればですね、私は地域の声や家庭の気運ももちろん大事だと思えますけど、宣言とはそういうものではないでしょうか、市長。

**○市長（豊留悦男）** やはり、宣言をするとすると、それにふさわしい取組もしなければなりません。ある取組、例えば放課後児童クラブを先ほど例に出しましたけれども、宣言都市としたらどのような取組をしているか、他自治体の参考、つまり模範になるような取組をしなければなりません。そういう意味で、ある程度、学校や保育園、親、地域の取組等を今後まとめると申しますか、意見を聴きながら、子育て宣言都市にふさわしいような、人・物・金と言っているのかもしれないかもしれませんが、場づくりと言ってもいいのかもしれない。そういうのを作ってから、宣言都市にふさわしい指宿の子育て支援の取組になるように努力をしてまいりたいとは思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 全体との関係ありますので、次に行きます。

小・中学校の給食費無料化については、答弁としては施設は行政、材料費は保護者ということになって、それに基づいてやってるということでした。そしてまた、就学援助で生活困窮者に対しては対応をしてるということでもありましたが、それはそれでいいと思うんです。先ほど言いましたように、南さつま市では無料にしてる、答弁によればほかにも3町、加えて1市3町が無料にしてるということでしたので、法律で無料化してはいけないということはないということがはっきりしてるわけですね。現にやってる所もあるわけですので、そのことは申し上げておきたいと思うんです。だから、できない理由はないわけですね。やるかやらないかの問題です。それでは、仮に指宿市で無料化するためには、小学校の児童、中学校の生徒数から概略は計算できるというふうに思うんですが、指宿市で小・中学校無料化するとすれば、財源は幾らぐらい掛かるという試算はなされていますでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 本市において、昨年度、平成28年度に保護者に負担をしていただいた給食費は、年間約1億2,900万円でした。



○14番議員（前之園正和） 南さつまも含めてですね、ほかでやってるわけで、決して南さつまが財源的に余裕があるとか、ほかの3町が余裕があるという状況ではない下での施策上の問題ですので、このことも併せて要求しておきたいと思います。

それから、就学援助の入学準備金については、中学校については小学校で判定がなされているので、比較的スムーズにいくということもあって、来年度からはやると。小学校については、必ずしもそういうふうにはいかないの、手続上ですね、あるのということ、後もってってことなんです、中学校は来年度で、小学校については再来年からということが確定してるんですか。そのために努力も含めて間に合うってということなんです。それとも、今後ということでもまだ漠然としてるんでしょうか。まず、その点を伺います。

○教育部長（長山君代） 先ほども申し上げましたが、小学校の入学前の実施につきましても、現在、支給ができないかの検討をしているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 中学校は来年度からということがはっきりしております。小学校については再来年度からって決まってるのか、それとも期日は決まってないのかってことなんです。今の努力というのはどういう意味でしょうかということなんです。

○教育部長（長山君代） 小学校入学前の10月に実施しております就学時健康診断等の機会に手続の説明等を行い、31年度から実施をできないかどうかの検討をしているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 中学校は30年度から、小学校は31年度からって確定してるのか、10月に手続を間に合わせる段取りをするってわけですので、31年度からできる見通しなのか、それともまだ分からないのか、その確定的なものがあるのかどうかです。中学校は30年度、小学校は31年度なのか、31年度以降なのかってということなんです。

○教育部長（長山君代） 現在、31年度からできるかどうかも含めまして、検討をしているところでございます。

○14番議員（前之園正和） ですから、来年度の10月に入学前のそこで一定の調査を含めてやるということですので、となれば、そこでやればですよ、実際には間に合うんじゃないですか。どうなんです、31年度に。

○教育部長（長山君代） 31年度の当初予算というのがまだ準備をしてございませんが、準備に向け、支給ができるように、私どもといたしましては今現在準備を、来年の10月からは進めて、支給ができるように検討をし、準備を進めていきたいと考えているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 中学校はもうはっきりしてる。30年度から。小学校については、31年度から実施ってということで準備中ということよろしいわけですね。

○市長（豊留悦男） ただいま、教育部長が答えたとおりであります。やはり、中学校でそういう取組ができるとしたら、教育委員会としてもできるだけ早急にそのような手立てを講じた

いというのが、来年度予算の査定の中でも出てまいりました。そこで、財政としても、そのことは来年度を含めて財源の措置を今考えておりますけれども、私としたり、この事業はよっぽど慎重にやらないと大変だよという、そういうことを申し上げました。すなわち、就学援助制度というのを考えたときに、今年、この就学援助を適応されている児童・生徒というのは、昨年度の課税状況ではなくて、親が失業したり、様々な事情によって就学援助の必要性がある子ども、その認定は、保護者からの認定に基づき調査し、必要があれば民生委員等の意見等をいただきながら5月・6月・7月頃に決定するわけでありまして。つまり、失業している人たちもその中に、認定されておりますけれども、本年度中に新たな職が見付かって収入が得られる、そういう場合の子どもでも来年は認定される可能性もあるわけでありまして。ですから、民生委員とか全ての状況を把握した上で、この就学援助制度というのは考えないと。一旦支給して、いわゆる30年度に29年度収入があつてこうだったからといって、その返還を求めるわけにはいかないわけでございます。ですから、この就学援助制度というのは、民生委員、学校、家庭状況というのをしっかり把握した上で認定をしなければなりません。ですから、慎重にやった方がいいですよ。やることに対しては賛成だけれども、その過程においては、教育委員会の方で慎重に認定作業は進めていただきたいという、そういう意見を付したところであります。

**○14番議員（前之園正和）** 現在は新年度明けてから、諸手続を取るということもあるので、初回の就学援助の保護者の元に届くのは8月頃なんですかね、だというふうに理解、現在の8月が入学前になると。入学前っていうのは3月中ということによろしいんですか。それとも、4月に入ってからってことなんですか。その辺は具体化されてるんですか。3月か4月か。

**○教育部長（長山君代）** 支給につきましては、3月中に支給をする予定としてしているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** それから、小・中学校の普通教室にエアコンを整備する考えないかということについては、今後整備することとし、実施に向けて検討していくということですが、これはなかなか全学校一斉にということにはならないとは理解しますが、こういったプランで考えているんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 今、教育委員会では子どもたちの安心・安全な環境づくりのことを最優先して、体育館等の非構部材の耐震工事とか、大変大きな事業をやっております。そういうことも考えながら、財源の確保等も図っていかなくちゃならないと思いますし、また教室においてもオープンスペースのある学校があつたり、普通教室、一つの部屋になっている教室等もあります。そういうような状況等を総合的に勘案して、今後どのような方法で設置をしていけるのか、検討していくということでございます。年次計画とか、そういうところは今のところは持っていない、そういう現状でございます。

○14番議員（前之園正和） それから、子ども医療費の方に行きますが、現在、高校卒業までって言葉を使ったり、18歳の年度末という言葉などを使ったりしますが、これは必ずしも高校に行くわけではないので、18歳年度末という言葉は錯綜してますけど、要は18歳年度末という意味であります。この高校卒業、18歳年度末までを対象にしてる自治体は出水、薩摩川内、曾於、志布志の4市、そして七つの町と一つの村ということになっているようです。この指宿においてもですね、その意義については認められるというふうに思うんですが、ほかの市の動向やらということから言えば、もう既にこれぐらいやっているわけですので、最後に、もう1回ですね、この方針上の問題として、市長はどのように考えているか伺いたいと思うんですが。

○健康福祉部長（前園千秋） 議員おっしゃるとおり、市におきましては5市あるようがございます。本市におきましては、平成27年10月診療分より医療費助成対象を小学3年生までを中学校卒業までにした経緯もございます。併せて、本市の財政状況、加えて近隣市の状況辺りも勘案しながら、検討していきたいと思うところであります。

○14番議員（前之園正和） 単に子ども医療費と言っても、病院にかかるのは未就学児、そして小学校、中学校というふうになっていくとすれば、高校となれば大人にもう半分になっているわけですので、医療費も必要な分が随分減ってくるんじゃないかなと思うんですが、新たに、今現在中学校卒業までですが、高校、18歳までとした場合に、どれぐらい掛かるか試算はあるんでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 子ども医療費助成を高校生まで拡充した場合の医療費につきましては、平成27年分の国民健康保険の医療費データを基に推計いたしますと、年額2,100万円程度の増額となる見込みでございます。

○14番議員（前之園正和） ちなみに今、中学校卒業までになってますが、ここまでで幾ら掛かってますか。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（前園千秋） 平成28年度の医療費の助成状況といたしましては、15歳までということになりますが、受給資格者が4,485名、年間支給件数が3万6,264件、支給総額が約1億1,750万円となっているところでございます。

○14番議員（前之園正和） この、今示した1億1,750万円というのは、全てですか。それとも、県からの分は引いてですか。全部ですか。未就学については県からの分があると思うので、その分が入ってるのか。除いて、単純な市の分がなのかです。

○健康福祉部長（前園千秋） 市の分でございます。

**○14番議員（前之園正和）** これについても、改めて要求しておきたいと思うんです。

あと、時間もありませんので、なのはな館の問題についてですが、基本的なことについて伺いたいと思うんです。無償譲渡を受けた部分、そして解体予定であった部分、大きく二つに分かれるわけですが、まず無償譲渡を受けた分についてです。市民会館の建設予定地にするかしないかを含めて、今後受けた部分についてはどのような利活用を考えていくのか、その際に市民の声をどのように反映していくのかという点はのでしょうか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 今、来年度より市の執行機関も一緒に入って運営するというところでやっております。そしてまた、今、県の方から交付金事業で施設を補修しておりますけども、体育館、並びに屋根付きゲートボール場、芝生広場等々、市民の健康増進施設という形で使っていきたいというふうに考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 市民会館についてはどうなってるんですか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 現在のところ、県の方からまだ高崎さんの方の解体ということは、返事が来ておりません。そういう中において、以前にも議会の皆様方にも御説明しましたとおり、高崎氏の了解をいただいた中で、なのはな館を複合施設として活用しながら、市民会館を建設していきたいというふうに考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 私が伺っているのは、解体部分、予定部分が解体できないという見込みの下で、今のグラウンドゴルフの一角って言いましょうか、その案も示されたわけですので、そのことを指してるんです。その、受けた部分についての市民会館というのは、やっぱりそういう計画なのか。議会からも一定の批判がありましたので、その話はなくなったのかということです。解体した所という話じゃなくて。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 現在のところ、芝生広場のヘリポートのランデブーポイント、その所に建設するというところで、今現在検討をしているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 何う程度にそれはしておきたいと思うんです。

それから、解体できずにいる部分についてですが、この基本的な点を言えばですね、県としてはそこについても市として利活用検討を望むということのようですが、それを拒否しろということではないんですが、利活用の方策は見付け、それを解決するための一義的な責任というのは、やはり県にあることには間違いないと思うんですね。その下で、市が協力するものはするということになるでしょうけど、その一義的になっていう意味では、解体予定部分については県に責任と言いましょうか、やるべきだということはちょっと確認しておく必要があると思うんです。その点はどうでしょうか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** そのように、我々としても解釈しております。

**○14番議員（前之園正和）** そのことを置いた上で、市が協力できる場所があればということについては、それは当然、それを否定するものではありません。ただ、その際にもです、またさらに幾つかこの押さえておかなければならないことがあるのではないかと思います。

んです。将来のことについて、解体が結局できるのかできないのかということもありますが、指宿市にとって何らかの負担をですね、将来にこの、負うというようなことがあってはならないというふうに思うんですが、その点では、やはり今解体予定の所はできない。その部分について市が何か利活用するとしても、将来への財政負担を残してはいけないと思うので、やはり何らかの担保と言いましょか、そのことは必要だと思うんですが、その点はどうにお考えでしょうか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** やはり、財政的な問題というのは非常に大事なことになっておりますので、我々といたしましても県の方に対しまして、仮に譲り受けとなった場合には、どの程度の財政支援ができるのか、またそのほかの指宿市への貢献というものはどういうものができるのかということ、今、県の方に投げ掛けているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** それから、解体をできるのかできないのかは、できない方向が強いと思うんですが、今、仮に市が受け取る場合にも一定のものが必要だろうと、担保ですね、いうことが出されましたけど、それでその指宿市が受けることが仮にあるとしても、そのときには利活用の方向性が具体的なものとして見えてからだというふうに思うんですね。先々、どう使えるか分からぬのに受けるっていうことがあってはならない。利活用の方向性が見えてからということについても、ここもやはり押さえておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 当然、県の方もどのような利用をするのかということ、市の方にも尋ねてくるということは想定しておりますので、我々としましても現在ある健康増進施設、宿泊施設等を今後、市の施策の中でどのような形で利用できるかと。これは今現在、隣にサッカー・多目的グラウンド整備を今予定してるわけですけれども、そのようなところも含めまして、なおかつまた市民会館のところも含めまして、全体的な利活用というものは当然策定し、そしてそれを議会の方にも御報告しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 議会の方もいうことが出されましたけど、もう一つはやはり利活用の方向性についてはですね、広く市民の声を聴き、これが反映されるということも大事な点だというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。市民の声が反映された使い道にあるべきだと、そのことについてのお考え。また、具体的にそのためにどうするかということについて伺います。

**○市長（豊留悦男）** そのことについては、私の方から答えさせていただきます。やはり、市民会館、そしてなのはな館、これは関連して市民の大きな関心事でもあります。市民会館をなぜなのはな館の敷地内に建てたいかっていうのを、まず市民に理解していただく。そして、市民会館が出来たら、なのはな館を複合的に、どう市民会館となのはな館がその機能を補完し合いながら、施設として市民に喜ばれるものとするかという観点でもあろうかと思いま

す。市民会館，御案内のようにホールと会議室がございます。もし，この市民会館を別の場所に造るとなりますと，会議室を造る，数億円が余計に掛かることとなります。そして，駐車場も恐らく5・600台確保しなければなりません。となりますと，土地の問題，経費の問題，時間の問題，かなり大きな負担がございます。そういう意味で，市民会館の跡地に，後ろの施設は県と交渉し後年度できるだけ負担が掛からないように交渉しながら，市民会館は芝生広場に造りたいというのは私の思いであります。そのことによって，グラウンドゴルフができなくなるということはありません。恐らく，現在の規模でできるだろうと思っております。市民会館の広さからして。そして，グラウンドゴルフの関係者には，多目的グラウンドができますと，そこに4面はできる可能性があります。となりますと，あの界限で一気に10チームでしょうか，10か所と言っているのかもしれませんが，それぐらいのグラウンドゴルフ愛好者にとってはすばらしい地域であり，県大会，全国大会も開かれるような場所になるだろうと思います。そういう意味で，なのはな館も活用したいと。その活用方策については幾つか案はありますけれども，しかしその活用の具体的な例を今挙げながら，宿泊施設を含めて譲渡していただいた場合に，市民に喜ばれるのかどうか。そして，その譲渡の後の活用方法についても，幾つか例示しながら，市民に喜ばれるような施設にしたいというのが，現在の考え方でもあります。

**○14番議員（前之園正和）** 市民の声と言いましょか，何に使ったらどうだというようなことを，この集める，聴くということについて，具体的な方策というのはお考えなんですか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 市としましては，ふれあいプラザなのはな館の利活用構想というものを，平成27年度に，これは公募の一般市民，並びに各種団体の長というものを入れながら検討をしております。その中で，やはりなのはな館を全て使うとなった場合にはこういう形があるというような一定の方向性が示されておりますので，やはりこれをベースにして，今後も各種団体等の会合があった場合には，様々な意見を拾っていきたいというふうに考えております。

**○14番議員（前之園正和）** よく，検討委員会とかその種のものができて，それで住民の声を聴いたってということになりがちなんです，例えばある団体の長を入れてた場合にですね，何々団体の長が入ってるとしても，その方はその団体で，例えば総会なり開いてですよ，意見を集約してその代弁者という形ではなくて，その方個人の考えが反映されるケースが多いと思うんですね。そういう意味では，何々検討委員会というのは全体を把握しているようになるけれども，必ずしも市民全体の願いが集約されるかということ，必ずしもそうではないというふうに思うんです。その点で言えば，何々検討委員会で済ますことについてはちょっと疑問符が付くんじゃないかなと思うんですけど，その点はどのようにお考えでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 先ほども申し上げましたように，一応この検討委員会で策定された利

活用構想をベースに、今後、市民のそういういろいろな会合等で説明ができる場を設けていきたいというふうに考えているところです。

**○14番議員（前之園正和）** 時間もありませんので、まとめて言いますが、やはりその市民、議会もそうですが、心配してるのは今解体予定の所が事実上解体できなくなっていると。それをどうするのかということについてですが、今2・3伺いましたけれども、一つは財政的な不安を将来残してはならないと。これについては、それをカバーするためには県の財政的な担保と言いましょかね、それが必要なのではないか。それから、有効利活用という点では具体的な有効利活用の道筋を付けることが必要だと。それから、市民の声もよく聴き、議会の声も聴きということが必要だということだと思っんです。それらが一つでも揃わないと、全部必要だということですね、揃わないと、確保されないと、県から譲り受けることはないということであるべきだと思っんです、そういうことでよろしいでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** なのはな館の利用については、市民だけじゃなくて、高校とか中学校の主体連、高体連からのあそこを利用させていただきたいという話もありました。具体的に申します。西陵中学校と始良のある中学校、野球の決勝がありました。指宿、土曜日、泊まりたいんだけど、ホテルはほとんど空いてない。しかも、高い。土・日合宿が指宿ではできないと、それが現実だと。宿泊施設があるけれども、できないのだと。高体連、いわゆる長距離部の方々も土・日練習に来るけれども、北薩の有力校は夜遅くまでかかって帰らなければならない。となりますと、市民もそうだけれども、あそこを利活用するためにはそういういろいろな思いもかなえる指宿市であってほしいという、そういう話もいただきました。陸上競技やその他のスポーツ合宿で、年間どれほど指宿においでくださっているのか、それでどれぐらいの経済効果があるのか。スポーツだけではありません。文化の方々もそうおっしゃってくださいました。ありがたいことであると同時に、その意見も聴きながら、市民の意見も聴きながら、皆さんに、つまり議員の皆様を含めて多くの方々に、あのなのはな館を引き受けてよかった、そのおかげでスポーツ施設も非常に利用されているし、また市民にとっても地域の活性化に役立ったと言えるような、そういう施設にしたいという、私の強い思いもあります。しかし、行政主導ではできませんので、市民の様々な方々、団体の考えをいただきながら、このなのはな館の利用については慎重に、そしてできるだけ早く解決したいと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 私が市民の声の反映と言ったのは、市民とは個人も含み諸団体も含むという理解であります。それから、最後に問うたのは財政的な将来不安をなくす、具体的な有効活用の確保、そして市民の声、今言ったのを含めてですが、ない下では引き取らないということが確認できるかということをお伺いしております。最後に。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 当然、県有施設を市が引き受けるとなれば、今現在あるなのはな館の設置条例の方も、使用料とか利用施設等の範囲等も条例改正をする必要がございます。そ

の中で、やはり議会で説明する段階においては、当然今議員がおっしゃった市民への声、財政的なもの等もその中で全て御説明をして、議会の方の御判断というものをいただいでいくというふうに考えております。

○議長（松下喜久雄） 3秒です。

○14番議員（前之園正和） 3秒。終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 私は日本共産党の一人の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。今期、最後の一般質問になります。よろしく願いいたします。

日本の農業は、農地は荒廃し、減り続け、農業の若い担い手も増えていません。直近の2016年ではカロリー自給率は38%に低下しました。日本の生産基盤は安倍農政のため、衰退の道を進んでいます。農水省の調査によると、2017年7月の田と畑の合計の耕作面積は444万4千haとなり、前年度より2万7千ha減少いたしました。近年では、年間2万から3万haの減少となっており、歯止めが掛かりません。減少要因のうちで、最も多いのは荒廃農地で、1万9,300haでした。作っても赤字になるため、山や原野になった農地が2年連続で増えていきます。最も耕地面積が多かった1961年の608万6千haに比べ、164万2千haも減りました。安倍首相は今の国会の所信表明演説の中で、40歳以下の新規若手就農者は、調査開始以来初めて3年連続で2万人を超えたと言い、成果を誇っています。これは、2016年の新規就農者調査の結果ですが、民主党政権時代にできた年間150万円の助成金制度などで就農に挑戦する若者が増えているからです。一方では、農業の定着が課題です。2017年の農業構造動態調査を見ると、逆に減っています。自営の農業を生活の中心とする49歳以下の基幹的農業従事者は2015年が17万7,500人でしたが、2016年度は16万2,300人、2017年が15万8,600人と2年連続して減ってしまいました。農業法人などに雇われる形で就農する49歳以下の農業従事者も、2017年には前年より3,400人減っているのが現実です。いかに農業経営が厳しい状況に置かれているかが伺えるのじゃないでしょうか。そこで、農業問題について質問いたします。

1番目に、償却資産税の問題はどうなっているのか。

2番目に、青年就農支給制度は今年から制度が変わり、農業次世代人材投資事業になっています。制度が導入されてから今年までの制度利用者はどのようになっているのか。

なのはな館については、先と同僚議員の質問の中で、多くの答弁がありました。一つだけ確認しておきたいことは、利活用について県としては検討しているのかどうか、どうなっ



いくのかお聞きいたします。

次に、サッカー場については、ヘルシーランドの多目的広場と陸上競技場のサッカー場について、公共施設の在り方調査研究特別委員会で熊本県の大津町の職員に調査を依頼し、芝管理の年間計画書が提案されていますが、どのように受け止めているか質問し、1回目いたします。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からはなのはな館の件について、回答させていただきます。農業問題、サッカー場については、担当部長等が回答をいたします。

なのはな館の県有施設の取扱いについては、御案内のように県の責任において対応するということでしたので、市といたしましては、平成28年3月31日付で譲与契約を結んだところでございます。その後も、県は解体の方針に変わりはないということで、引き続き設計者の理解を求めていくという、そういうスタンスでございました。事務手続としては、一義的には解体という覚書どおりに進んでいただきたいという、そういう思いもありました。県有施設の取扱いの方向性を県には示していただきたいということも申し入れてきたところでございます。しかしながら、設計者の同意が得られない現状やなのはな館が世界的に評価の高い近代建築物であるという事実を踏まえ、契約は大切にしなければなりませんけれども、私としては解体は恐らく難しいのではないかと。であるならば、何とか知恵を出して、市民に喜んでいただけるような活用策を検討をし、解決の道を探るべきではないかと、そういう思いも度々この議会の場で述べていたところでございます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 償却資産税の問題はどうなっているのかとの御質問でございました。合併に伴い課税された硬質プラスチックハウスに対する固定資産税の件だろうと思っておりますが、その収納状況につきましては、課税した平成23年1月末時点では26名となっておりますが、平成29年11月末現在では21名の方が完納され、現在5名の方が納税相談をされた上で分割納入を継続中でございます。

**○農政部長（宮崎英世）** 農業次世代人材投資事業についてでございます。昨年までの実績といたしまして、平成24年度から平成28年度までの5年間の給付金の受給者は85組、88名となっているところでございます。

**○産業振興部長（上田薫）** ヘルシーランドの多目的広場の管理につきましてですけれども、指定管理者と協議の上、11月6日に肥料散布。それから、16日に除草剤の散布。それから、17日に殺菌剤の散布を、いずれも指定管理者の負担において実施したところでございます。今後も指定管理者と協議しながら、適切な芝管理に努めたいと考えているところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 陸上競技場の芝生管理についてでございますが、今後も更に良い土壌になるように、管理をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 農業問題から。償却資産税については、23年度の時点では26名の方が

まだ納めてないという。あと21名が完納して、5名だけが納税相談に乗りながら、今後納めていくという方向ですけど、これまで21名の方の納税相談について、農業の経営そのものは非常に厳しいという中で納めてきていると思うんですけど、その納税相談そのものはどのようなことがなされてきたものなのか。

**○税務課長（有馬芳文）** この納税相談につきましては、納税につきましては一括納付というのが原則でございますが、なかなかそういう一括で払えないという方については、税務課の方に来ていただきまして、どういった形で納税をするのかということの相談をして、分納の計画を立てていただいて、納付していただくということで相談を受け付けているところがございます。

**○5 番議員（吉村重則）** 農家との話をしていけば、非常に厳しい経営の中で、借入をして納税している農家もいるんですけど、その辺は掴んでおられるんですか。

**○税務課長（有馬芳文）** 税が未納になっておられる方につきましては、そういった納税相談を、相談されにいられた方につきましては、そういった事情も聴きながら対応しているところがございます。

**○5 番議員（吉村重則）** 合併当時、山川・開聞、合併前は償却資産税については、もう農業振興の一環として取ってなかったと言ったらいいんでしょうか、これはもう事実だと思うんですよ。農政として農業振興のために、この硬質ハウスの施設を推進していると思うんですけど、現在非常に厳しい状況に置かれてるんですけど、そういう農業振興という立場から考えたときに、本当にこれがよかったのかどうか。この辺は農業振興という立場からどのように捉えていますか。

**○農政部長（宮崎英世）** 今、おっしゃる償却資産税の関連、活動火山周辺地域防災営農対策事業、いわゆる降灰事業と呼んでおりますが、これにつきましてはほかのですね、農業関係の補助事業と比較しても補助率が高い。また、補助残につきましても、近代化資金といった低利な資金を借りることができるということで、非常に有利な事業であるということを認識しております。この事業に対する農家の期待も大きくて、毎年多くの農家の方から事業申請を出されている状況があります。本市といたしましても、農業振興に大いに役立っているということを感じており、今後も引き続きこの事業推進には取り組んでいきたいと考えております。

**○5 番議員（吉村重則）** オクラハウス、硬質を除けばそれなりの収入もあり、農業振興という面からすればすごく大事な事業だと思います。だけど、硬質ハウスという部分から考えれば、本当に償却資産税そのものは年度の限度額が大きいですから、例えば5年後とか、10年後になれば、今の経営の中でも支払いそのものはできていくと思うんですけど、造って即掛けられた、100%掛けられた農家もいるわけですよ。そういう中で、平均化、平等のために取ってるんだということで、これまで議会で私が質問する中でそういう答弁がされてきてる

わけですけど、硬質のハウスをする農家は、本当に優秀な農家は取り組んできてますよ。そういう中で、現在においてはかなり厳しい状況になってきていると思うんです。硬質ハウスでいいんですけど、当時、最高、マンゴーとか花きとか、農家が取り組んできたと思うんですけど、農家戸数についての変化はどう変化してきてますか。

**○農政部長（宮崎英世）** 硬プラハウスは、導入して農業を営む方々、今議員がおっしゃるようにマンゴーの栽培、そのほかにバラとかキクとか、観葉植物とか、という農家の方々が取り組んでいるところでございます。この中で、数に関してお聞きだと思いますので、農家数のお話をしたいと思います。例えばマンゴー農家の方々の数をですね、農政課の方で農業生産額を調べる段階で調べた数字がございまして、回答したいと思います。まず、合併の前、平成17年度で確認をさせていただいたら、マンゴーの農家は15戸いらっしゃいました。今現在、最新の情報では平成28年度の数字があるんですけど、ここでマンゴー農家の方は16戸ということで把握をしております。数としては1戸農家が増えているという状況でございます。

**○5番議員（吉村重則）** 花きとか観葉とか、そういう部分ではどうなんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 花き、観葉の方々につきましては、今現在で32戸の農家の方々が硬質プラスチックを使って栽培をしているということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** マンゴーについては1農家増えてると。これは、合併後硬質、もう償却資産税は取られるという前提の中で、硬質ハウスを導入したという捉え方でよろしいわけですね。

**○農政部長（宮崎英世）** はい、そのとおりでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 納税相談をして、分納なり納めていただいているということですけど、農家に見れば、花き農家にしてもかなり厳しい中で、資金を借り入れて納めている農家もいるのは事実なんです。そういう中で、納税相談に来て、本当借金を増やしながら農業経営していくと、現実の中で納税相談に来て、簡単に納められる金額じゃないと思うんですけど、何か誓約書とかそういうものについて取ったりとか、誓約書に代わる、そういうものを取ったりすることはしてないんですか。

**○税務課長（有馬芳文）** 納税相談に来られて、一括で払えないという方につきましては、そういった分納、分割して支払うということで誓約書を取って対応しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** その誓約書については、行政の方はそういう誓約書そのものを作って、氏名、捺印させるという方向での誓約書になるんですか。

**○税務課長（有馬芳文）** やっぱり、双方が実際そうやって決まったことについて、履行していただくということで、お互いその誓約書を取り交わしてですね、それで分納をしていただくということでございます。

- 5番議員（吉村重則） その誓約書の内容について、どのような内容になってるんですか。
- 税務課長（有馬芳文） それはお互い、相談に来られた方が、例えばどういった形で今から税額について納めていくかというようなことを、具体的に書いたものであります。
- 5番議員（吉村重則） その具体的な内容について、教えてはいただけないんですか。
- 税務課長（有馬芳文） 例えば、滞納額幾らに対して、月々いつ頃幾らずつ払うといったような内容でございます。
- 5番議員（吉村重則） 農家との話の中で、いついつまでに納めなければ延滞金が、償却資産税のあれは幾らです。それに対して延滞金は幾らだと。いつまでに納めなければ、この延滞金が掛かりますよというような内容にはなってないんですか。
- 税務課長（有馬芳文） 延滞金につきましては当然、納税相談に来られたその時点での延滞金は当然お示しをして、分納の誓約書を作成するわけでありましたが、最終的には延滞金については、本税が完納した時点で延滞金というのは確定をいたしますので、延滞金についてはその誓約の時点では、その確定をしていないということになります。
- 5番議員（吉村重則） 相談に来た時点で、例えば27年なら27年の3月いっぱいまでに納めなければ、延滞金が300万円発生しますよと。だから、納めてくださいと、本税を。納めて、延滞金を取らないと。それは、納めてない農家に対して、皆さんにそういう誓約書になってるんじゃないですか。
- 議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 市民生活部長（下吉一宏） ただいま、議員の質問がございましたが、質問の趣旨を確認したので、反問権の許可を願いたいと思います。
- 議長（松下喜久雄） 許可します。
- 市民生活部長（下吉一宏） ただいま、議員から質問がございましたが、趣旨がちょっと理解ができませんので、今一度その詳細を、趣旨の内容を御質問いただきたいと思います。
- 5番議員（吉村重則） ある農家の場合、本税が600万円、例えば残金があったと。延滞金が300万円になると。27年の3月までに納付しなければ、900万円納めてくださいということで、農家としては農業経営は厳しい中で、600万円納めるわけですよ。そうしたときに、ほかの農家に対してもやっぱりそういう延滞金は幾らだから、納めてくださいと。納めた後にほかの農家に対しても、やっぱり同じような内容で延滞金は取らないんだけど、そういう脅しをかけてるという話を聞いてるんですよ。だから、その実態をちゃんと出してくださいよ。
- 議長（松下喜久雄） 趣旨は分かりましたですか。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

- 議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 税務課長（有馬芳文）** ただいまの硬質プラスチックの償却資産の関係につきましては、裁判中であったということもございまして、平成26年度課税分までにつきましては、一定の誓約書をいただきまして、29年の3月までに本税を全額納付していただいた場合には、延滞金は免除するというようなことにしているところでございます。
- 5番議員（吉村重則）** つまり、29年の3月以降、滞納になってる方については、延滞金も課税していくということになるんですか。
- 税務課長（有馬芳文）** はい、議員のおっしゃるとおりでございます。
- 5番議員（吉村重則）** ある花き農家なんですけど、農業をするのに資材が全然安くはなってないんですよ。農薬にしても、何でも値上がりをしている状態で、ある農家の話では6月から8月の花については、毎日農薬をかけなければ花が黒くなって、出荷はできないと。そうなった場合に、そんだけ農家はちゃんとしたものを生産するんですけど、花の値段は今年はずっと赤字続きだと。経営に2,000万円の資材費が掛かるという中で、農業経営そのものは、生産、収入の方が出荷した物の値段がしないために、非常に厳しい状態なると。農業経営が存続できないというような中身。だから、行政の方は最初から償却資産税を取ると決まっていたら、それは農家の責任ですよ。計画の段階では償却資産税を取らない、山川・開闢については取らないという方向の中で、農業経営を一生懸命してるんですよ。そういう中で、その資材費に掛かるお金を2,000万円は準備をしなきゃならないわけなんですよ。再生産ができない状況の中で、税務課の方は農業の振興という面から、全然考慮をしないんですか。
- 市長（豊留悦男）** ある特定の方を参考に、議員が農業振興という観点で質問されてるということはよく分かります。私の方にも、11月、何回もそのお願いと言いますか、思いを伝えてまいりました。その方は、これまで払っていなかった本税を銀行から借り入れてでも一括して払うということで払っていただきました。私はそのときに、厚く厚くお礼を申し上げました。償却資産の問題というのは、裁判、法に訴えてでも解決をしなければならないという、極めて苦渋の選択でありました。議員が今、るる質問をしておられます償却資産のこの問題というのは、正しく合併当時の18年に返った時点での質問であります。つまり、合併協議の中でどうしていくかということで話合われて、その結果、硬質プラスチック等のこの償却資産については、ある程度方向性というのは協議の中で見いだされただろうと思います。少々長くなりますけれども、私はこの問題、13年経っても解決できない問題でしたので、ここで2期、8年のうちに解決しようという強い思いもありました。もちろん、悔しい思いもありました。市長になって1年目、忘れもしません、12月の31日です。呼ばれて2時間、その方と語

り合いました。産業振興部長、当時の。そのときに、税の趣旨を考えて、是非払っていただきたいと。払えないときには相談に来ていただきたいという趣旨のお話をしました。しかし、なかなか理解が得られずに、つまり法的な手段に訴えました。私もいろいろ悩みましたけれども、この償却資産の問題はあるところで結論を出したら、つまり足並み、スタートラインが揃ったら、次の農業支援策を考えようという、そういう思いもありましたので、今回全ての方々が何らかの形で納税していただきましたので、新年度は新しい支援の方向を、今、農政部に提案をさせていただいているところでございます。この償却資産の問題というのは、議会のたびに様々な意見があるのは承知しております。議員の農業の経営者、農業従事者としての立場も痛いほど分かります。しかし、いつも繰り返しになりますけれども、どこかで結論を見いだして、新たな農業支援の方策を考えない以上は、なかなか解決ができません。私は先日、全額払っていただいた方には、これ硬質プラスチック、つまり償却資産の問題は私の時代に解決できてよかった、ありがとうございます。そして、滞納金の問題については、話し合おうというふうにして電話を切ったところでございます。つまり、この問題というのは、合併後13年、ようやく決着した問題でもあります。議員のおっしゃるとおり、非常に苦しい経営をしている農家の方々の立場を分かっているわけではないわけではありません。この償却資産の問題で、豊留という市長は農業に全然理解がないとか、いろいろ言われました。しかし、私としてはスタート地点を揃えていただいたら、次の所得補償制度を含めて、いろんな場で支援の在り方を考えようということで、農政部長含めて、農政部も今いろいろ考えているところでございますので、是非この償却資産の問題については、今回議員がおっしゃっていただきましたそのことを重く受け止めて、次にどのような形で農業支援を行っていくかという観点で議員にも理解をいただきたい、そう思っているところであります。これまで、納税をしていただいた方、苦しい中にも分納していただいている方、全てのスタートラインが揃ったところでありまして、私もああよかったな、13年かかったのか、実は私も安堵し、感謝をしたのも事実でございます。以上でございます。

**○5番議員（吉村重則）** 農業経営って農家が価格を決められないんですよ。それは、相場によって、もう農業の経営は決まってくると。それと今、異常気象の中で、例えば雹で天窓をやられたりとか、異常気象の中で災害もかなり発生してくるんですよ。台風被害もあり、そういう中で、そういう負の遺産を引き継ぎながら農業経営をしていかなきゃならないという面からすれば、やっぱり、当初私が前、一般質問で取り上げたときにも、農業振興策の一環としてやってるのは事実だということを認めてるわけですよ。そういう面からすれば、やっぱり100%納めてる方、合併当時に造った人は100%ですよ。ですから、そういう方々に対しては、例えば3年前までについては5年間は免除するとか、そういう方向でやっぱり農業振興という面で、やっていただかなければ、農業経営として成り立っていかないんですよ。ですから、償却資産税は100%納めてくれと。後の振興策はやりますと言われますけど、農業経

営にとって一番、価格の問題があるんですよ。収入が減っていけば、資材費はどんどん値上がりをする中で、投資をしなければいいものがないという中であるわけですので、やっぱりその辺は今後検討すべきであるし、延滞金について、29年3月以降については取っていきと言われますけど、延滞金を取っていけばなおのこと、農業経営そのものは厳しくなるわけですね。そういう面で、やっぱり延滞金については、今後も取るべきでない、その辺ではどうなんですか。

**○市長（豊留悦男）** 制度として、この延滞金というものについては、大切にはしなければなりません。ですから、先ほど申し上げましたように、経営状況とか天候により収入、価格が安定しない等のそういう理由があったときには、ここに相談に来ていただきたいという、そういうお願いをしてあります。今まで払わなかった、つまり払えなかったと言っているのかもしれないけれども、そういう方々についても、ここに相談においでくださいと言っても、なかなかおいでいただけなかった。つまり、税そのものについて、議員がおっしゃいましたように、旧山川・開聞のときはこうだったから、なぜしなきゃいけないのか。納税というものに対する認識というのにずれがありました。そういう意味で、これまで、13年もかかったわけでありまして。私が最初、この硬質プラスチックの、いわゆる償却資産の問題については、南薩地域振興局の経営指導者の会があったときに、私が直接まいりました。そして、皆さんに制度として合併後こうなっているのをお願いしますということで、深々と頭を下げたこともあります。それが、市長になって3か月目でございます。そのときにもいろいろ言われました。議員がおっしゃることはよく分かります。しかし、この償却資産、硬質プラスチックの問題については、議員の農業を守る、支援するというその重みを受け止めますので、もうこの硬質プラスチックのことについては、方向というのも議員も御理解いただいて、問題点があったらその都度、経営者と共に相談においでいただければ、払えない、様々な自然災害によってできないのに無理やりどうだこうだということは、行政としてはないだろうと思います。そういう意味で是非、この問題については議員がもう何回も質問をしていただいておりますけれども、つまり農業を守るという観点からありがたい質問でもありますけれども、議員にも是非理解していただきたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 償却資産税の問題については、合併協議会でちゃんと審議をして取るように決めましたということですけど、農家との計画を、もう作って、17年に計画を作って、18年度作った農家の皆さんからの意見なんか全然取り入れてないわけですよ。合併協議会で審議をした中身は、協議会で取るようになりましてとなってから、農家へ説明するという部分があります。その点はちゃんと捉えておいてください。

次の問題に入っていきます。青年就農資金について、85名の方が利用されてるということでしたけど、今年度は何名ほど、申請がなされてるんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 農業次世代人材投資事業のことに關してでございます。本年度に關し

ては11月末現在で13件の相談をいただいております。申請の準備を今している状況でございますが、現時点ではまだ申請はないということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 制度そのものが変更されてますよね。その変更の内容について、どのように変更されているものなのか。

**○農政部長（宮崎英世）** この人材投資事業の改正点、これは主に4点ほどございます。まず1点目が、これまでは交付した資金に返還要件がなかったというところですが、今回の改正で交付期間中に離農した場合は全額返還、交付終了後に交付した期間と同期間、営農を継続しない場合は営農を継続しない期間分が返還が生じるということになっております。

次に、2点目に、交付期間2年終了後に中間評価を実施いたします。その後、支援の方針を決定するというふうに変っております。

3点目に、早期に経営確立し、事業を卒業するものに対して、資金に変えて更なる経営発展につながる取組を支援していくということになっております。

もう一つ、4点目に、サポート体制の強化として、交付主体である市が経営技術、営農資金、農地の各問題に対応できるようにサポート体制を構築することが明文化されていきます。

以上の4点が主な改正点でございます。

**○5番議員（吉村重則）** 13名の方が相談に来て、まだ申請はされてないということでしたけど、今度制度が変わって途中で辞めた場合には全額返納とか、5年間もらって、次の5年間農業を続けられなかった場合、残存期間については返還という、そういう本当にこれまでだったらそういう制約はなかったのに、そういうのが出てきたために躊躇してる部分があるんじゃないですか。

**○農政部長（宮崎英世）** この改正点で、先ほど議員がおっしゃいました返還要件というものが新たに設けられたということが大きな要因の一つにはなっているかと思えます。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、その申請について、躊躇してるということなんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 一つの大きな要因になっているということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 最初に安倍首相が45歳未満の方が2年連続、3年連続ですか、2万人を超えたということで所信表明の中で言ってるわけですけど、つまりそういう、厳しくすることによって、利用される方が減っていくんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** この制度の改正によりまして、今お話したとおり、申請に躊躇される方というのは出てくるかと思えます。これに関しましても、今後もこの制度の内容等を実施をしながら検討はされていくべきものと考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 今年度も13名の若い農業をやりたいという方が相談に来ているわけです。制度を利用しなかった場合、若者が本当、指宿で農業して人口が増えていくことが、将



来的には結婚して子どももつくっていけば、人口は増えていくわけですけど、その制度を利用されない、相談には来たけど躊躇してる、例えば辞退した人がいた場合に、そういう農業経営に対する支援の在り方、その辺はどのように考えてるんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 新たにこの就農を希望する農業者の方々に关しましては、関係機関と連携をして指導を行い、認定新規就農者へ誘導しながら、有利な制度資金、経営体育成支援事業等の導入を進めているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** あと、85名の方がこれまで制度を利用されてると。これまでに、この制度を辞退された農家も、途中で辞めた方もいるんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** はい、途中で離農された方がいます。

**○5番議員（吉村重則）** その辞退された方は、何が理由で辞退されていますか。

**○農政課長（松澤敏秀）** これまで、88名の方が交付を受けているわけですが、そのうち4名の方が離農をしております。理由につきましてはですね、1名の方は家庭の事情、奥さんの方の跡を継ぐというようなことで離農された方。それと、もう1名の方は病気による離農。あと、2名の方はですね、農業の不安定さと言いますか、それが不安ということで、総合的に判断して離農をされた方が2名ということで、4名おられます。

**○5番議員（吉村重則）** 2名の方はこの間の冷害とか台風被害とか、そういうことで不安定だということで辞退してるんじゃないかと思えますけど、制度を使わない農業後継者もたくさんいるわけですよ。そういう農家は子どもを、多い人は5名ぐらい抱えながらやっけるのが現実で、冷害についてはもう一晩で全滅していくわけなんです。そういう方への支援の在り方、どのような支援がなされているのか。

**○農政部長（宮崎英世）** 交付金を受けていらっしゃる方々に関しましても、指宿市の担い手育成総合支援協議会を中心といたしまして、関係機関と連携をして巡回訪問を行ったり、ニューファーマー講座等の開催などを行って、きめ細かな相談、指導に努めているつもりでございませう。

**○5番議員（吉村重則）** 技術的な支援になってくると思うんですけど、農家にしてみれば収入源が絶たれてしまう。一晩で冷害に遭って全滅になった、2年前でしょうか。あのときは20億円以上の被害が出てるわけですよ。そういう中でも、農家はどうかやり繰りをしていかなきゃならないという面で、そういう経済的な支援って言ったらよろしいんでしょうか、その辺ではどのような支援がされているものなのか。

**○農政部長（宮崎英世）** 経済的な支援という部分で申しますと、平成31年の1月から、この新たな保険制度、収入保険制度でございませうが、これが実施をされることが決まっております。この制度に関しましては、品目の枠に捉われずに、議員がおっしゃいました自然災害による収入の減少、それだけではなくてですね、今度は単価の低下を含めた農家の農業経営全体の収入減少を補填する仕組みとなっております。この31年1月から実施をされますので、

これが実施をされますと農家のセーフティネットとして大きな役割を果たすということが期待されているところでございます。市としましては、この制度を進めていこうと、加入推進によって、農家の経営安定策に更に努めていきたいという考えてでございますので、何らかの支援策というのを、ただいま検討しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** この、収入金補償制度って言ったらよろしいんでしょうか、これについては青色申告でなけりゃ駄目だとか、過去3年間でしたっけ、5年間でしたっけ、の収入が基本になっていくということになった場合に、自然災害が毎年来れば、収入源は減っていくわけですよ。ですから、しまいには価格的な補償、例えばキク1本が40円なら40円、50円なら50円っていう補償の中で、これがされるんだったら、安定的にそれは収入が補償されてくるんですけど、過去の5年間の収入に基づいて、それが基本になってくるのであれば、将来的には異常気象の中で災害がどんどん発生してくれば、収入そのものは補償されないというような状況もある、問題点もあるわけです。あと、地方交付税の問題で言った場合に、人口割とか、農地の耕作面積なんかは地方交付税に加味されてきてるんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額によって算出をされます。農業に関する基準財政需要額の中には農業行政費がございますが、測定単位といたしまして農家数を、それから補正係数として田畑の面積や農道延長を用いて算定をしております、平成29年度の普通交付税に係る農業行政費の基準財政需要額は、約2億5,800万円となっております。そのようなことから、農業に関する29年度の当初予算につきましては、地方交付税のこの基準財政需要額を上回る金額を計上をしているところでございます。人口に対する交付税措置でございますけれども、平成27年国勢調査人口を測定単位とする基準財政需要額の合計として約57億円。人口に関する数値としましては、児童・生徒数、それから65歳以上の人口、世帯数などを測定単位とする基準財政需要額の合計として約25億円。人口に関するこの交付税措置としましては、合わせて約82億円が人口に係る基準財政需要額として算定をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、子どもが多ければ多いだけ、地方交付税も交付されるということになるわけですね。

**○総務部長（有留茂人）** 基準財政のその需要額というものに対しまして、測定単位として人口、それから児童数、学級数とかそのようなものが測定単位として勘案されておりますので、それが反映されるということになります。

**○5番議員（吉村重則）** 農業問題について、今回取り上げている中で、子どもを抱えて農業をしている、自然災害で被害を被って、ほとんど収入源が絶たれている中で、本当多い人は5名の子どもを育ててるのは現実なんです。収入源を絶たれながら、そういう生活をしなければならぬ。貧困がどんどん進んでいるのが現実なんです。だからこそ、例えば学校給食とか保育料については2人目は半額、3人目には無料にするとか、そういう支援をしていく。本

当に農家がどんどん経営がうまく行けば、子どもも増えてくるし、人口も増えてくると思うんです。今年、そういう青年就農資金の問題でも13名の方が相談に来てるといふ、本当に農業に対して、今、指宿では若い青年がどんどん入ろうとしているわけです。ですからこそ、やっぱりそういう面で、給食費、保育料、子育て支援について、本当に支援する必要があると思うんですが、その辺はどのように考えますか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 私の方からは保育料のことにつきまして、御答弁させていただきまます。本市の保育料につきましては、平成28年度から幼児教育の段階的無償化に向けた取組としまして、年収約360万円未満相当の多子世帯につきましては、算定年齢制限が撤廃されまして、2人目は半額、3人目以降は無料で実施しているところでございます。さらに、平成29年度から住民税非課税世帯につきましては、第2子を無料にするなど、低所得者や年収約360万円未満相当の一人親世帯等について、より保護者の負担軽減が図られているところでございます。現在、議員も御承知のとおり、国においても3歳から5歳までを無償化するなどの取組に向け検討されておりますが、先日8日には5歳児の無償化について、平成31年4月からスタートすることが閣議決定されたところでございます。従いまして、本市におきましては引き続き国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 給食費についてでございますが、法の規定によりまして、食材費分を給食費として保護者に現在負担をしていただいているところでございます。経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対しましては、就学援助制度により給食費の援助がなされているところでございますが、今後、子育て支援施策の一環として、給食費負担の在り方についても、現在、検討をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 給食費については就学援助の中で無料化されてると。援助がされてるということですけど、例えば農業でそういう、一晩でやられた場合、税申告が1年間の収入に関わって所得が確定するから、できないということになるわけなんですよ。そういう面からすれば、本当に急激的、一晩でやられた場合の対応としてそういう処置の仕方とか、そういうことはできないんですか。

**○教育部長（長山君代）** 就学援助費につきましては、申請をしていただきまして、現在、要保護、準要保護制度児童・生徒として認定をして援助をしているところでございますが、そのほかにも、基本的には、生活保護を受給している世帯、前年度、又は当該年度に生活保護の停止、又は停止のあった者、当該年度市町村民税の非課税世帯、申請日現在、児童扶養手当を受給している世帯、この四つの項目には該当いたしません。生活状況の悪化等により援助が必要と認められる世帯が対象となるところでございますが、近々の生活の状況がございましたら、まずは担当の方に御相談をいただいて、その申請ができるかどうかも含めまして御相談をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 2年前の冷害のときにも、前年度の所得がいいと。その1月にやられた

場合に、住民税にしても1年間の収入の関係でどうなるか分からないから申請はできないというような状況もあるわけです。ですから、給食費については本当に緊急な対応として、そういう制度的なものは創設できないものなのか。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども申し上げましたが、給食費負担の在り方については、現在協議を進めているところですので、御理解をいただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 検討してるということで、理解してくれと言われるんですけど、本当にサラリーマンの場合は毎月、お金が入ってくるわけですよ。農業の場合は作付けをして3か月後、半年後に入って来る。収入源が完全に絶たれてしまう状況なんです。自営業の場合は、そういう中で、生活をしろと言ってもできないんですよ。だから、緊急的にそういう制度的なものは設けられないのかどうか。

**○総務部長（有留茂人）** 地方公共団体の予算編成については、各事業、緊急度、優先度等を勘案して、またほかの事業とのバランスを考慮しながら判断をしていきたいと思っております。ですので、予算編成を図っていく中で考えていかなければならないと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** この青年就農資金については、県内でも鹿屋を超してるんじゃないかと思うんですよ。若い農業青年が県内では一番増えてるという状況の中で、今までの関連でそういう制度的なものを見ていくのか。そういう、本当に農業をやりたいという若者は指宿に来れるような状況を作る。そこをやっぱり行政として、やっていくべきではないんですか。市長、どのように考えますか。

**○市長（豊留悦男）** 農業の振興という、極めて基幹産業の一つでございますので、今いただいたことは承っておきたいと思っております。制度は制度として大切にしたいし、そして農業の経営の安定化を図るためにどうしたらいいのか。やはり、災害等に強い、足腰の強い農業の支援策を考えるというのが一つでありましょうし、やはり経営者としてもそういう事態に備えての蓄えと申しますか、そういうのもかねてからやるべきだろうと思っております。このことは、冷害があったときに小泉農林部会長においでいただいて、農業経営者、若手と意見交換をしました、大山の支所で。そのときに、給食費も払えない、どうだっていうような意見が出ました。もう、議員も御案内だろうと思っております。そのときに、預金は幾らありますかという部会長の話でした。今、5・600万ありますと。これは農業に備えてのものですというような答弁でした。取りあえずは教育という分野では、極めて大切なので、そういう蓄えをかねてからやって、農業の経営の安定化とともに、教育、福祉、医療という、それにも備える必要があると。つまり、そういうのに備えられるような基盤整備、農業基盤、収入の安定化を図るような政府としての施策も打っていきたいというようなことでした。大変印象に残っている言葉ではあります。市といたしましても、今、農業政策、お聞きになりましたので、できること、できないことを峻別しながら、しかしこういう豊饒な指宿の大地で頑張る農業者には、支援をしてまいりたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 農業経営の中で、そのぐらい蓄えができていけば、何も言うことはないです。しかし、早く植えたら高温障害で、スナップエンドウなんかも芯がやられてしまう。今度は遅く植えたら、3月にはもう、暑い雨の中で病気が入って商品化がされていかない。しかも、冷害が来れば、もう一晩において全滅してしまうと。オクラについても台風被害、価格についても全然補償がされていないという状況の中で、決して楽な、そういう簡単にできる農業経営でないことは理解してください。

それでは、サッカー場の問題について質問いたします。

陸上競技場、ヘルシーランドについて、大津町の方から計画の提案書も。そういう面で、今後、サッカー場一括として管理する計画などはないものなのか。

**○総務部参与（中村孝）** 今現在、本市の方でサッカー・多目的グラウンドを計画しておりますけれども、芝管理につきましては、基本構想の段階から、市で専門のグラウンドキーパーを養成していくことを基本に検討する方針としております。ですから、専門的な知識、技術を持ったグラウンドキーパーがリーダーとなって、市営陸上競技場であるとか、ヘルシーランドなどの多目的広場の芝管理につきましても、統括して行っていける体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

**○議長（松下喜久雄）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第94号上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第3、議案第94号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。議案第94号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ16万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を258億7,407万2千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第94号、指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。別冊の平成29年度指宿市一般会計補正予算書の3ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ16万8千円を追加して、歳入歳出予算の総額を258億

7,407万2千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、15ページをお開きください。款4衛生費、項1保険衛生費、目7環境衛生費、節8報償費から節11需用費までの合計16万8千円の補正につきましては、鰻池水質改善提案業務委託に伴う報償費及び旅費等を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。款18繰入金16万8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時31分 |
| 再開 | 午後 | 0時31分 |

#### △ 議案第94号（質疑，委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第94号については、文教厚生委員会に付託いたしますので、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

**○議長（松下喜久雄）** お諮りいたします。

12月14日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、12月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて、散会いたします。

散会 午後 0時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 白 山 正 志

議 員 恒 吉 太 吾

# 第 4 回 定 例 会

平成 29 年 12 月 20 日

(第 4 日)



## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成29年12月20日 午後2時09分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第82号 指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第81号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第83号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第84号 指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第85号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第7 議案第86号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第8 議案第93号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第87号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第88号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第89号 平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第94号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第12 議案第90号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第91号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第92号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 審査を終了した陳情（陳情第16号～陳情第20号）

- 日程第17 閉会中の継続審査について（平成28年陳情第4号及び陳情第5号）
- 日程第18 議案第95号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第96号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第97号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第98号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第22 議案第99号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第100号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第101号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第102号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 ICT推進に関する特別委員会調査結果報告の件
- 日程第27 公共施設の在り方調査研究特別委員会調査結果報告の件
- 日程第28 議員派遣の件

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 ちよ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
14 番議員	前之園 正 和	15 番議員	木 原 繁 昭
16 番議員	中 村 洋 幸	17 番議員	新川床 金 春
18 番議員	下川床 泉	19 番議員	新宮領 進
21 番議員	松 下 喜久雄		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	下吉一宏	健康福祉部長	前菌千秋
産業振興部長	上田薫	農政部長	宮崎英世
建設部長	黒木六海	教育部長	長山君代
山川支所長	中村俊治	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	廣森敏幸	総務部参与	中村孝
総務課長	川路潔	財政課長	坂元一博
環境政策課長	鳥越克史	観光課長	大迫格史
水道課長	黒岩道広		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
調査管理係長	嶺元和仁	議事係主査	上玉利享

## △ 開 議

午後 2時09分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び吉村重則議員を指名いたします。

## △ 議案第82号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第82号、指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） 総務水道委員会へ付託されました議案第82号、指宿市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び指宿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

固定資産税が減免になった分は、補填されるから影響はないと思っているとのことですが、それは同額が補填されるということですかとの質疑に対し、交付税の算定方法は基準財政需要額という、一般的に人口や面積などというところを足し合わせた数字に、基準財政収入額という税収等の75%を掛けた金額を引いた額が交付税として算定されます。今回の補填の場合は、減収した部分に0.75を掛けた部分が考慮されますので、本来なら固定資産税としていただくとすると、100万円入るところが交付税で補填されるのは75%の75万円ということで、25万円分は減収になるということですのでとの答弁でした。

乙種、丙種と分けていますが、このように差を設けたのはどういう理由からですかとの質疑に対し、山川新栄町地区は、主として工業等の用に供されている区域に、住宅地も混在を

しているため乙種の区域ということです。丙種の区域は、新西方工業団地が該当しますが、この区域は乙種区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域ということで、若干緩和されていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第81号及び議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第3、議案第81号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、及び日程第4、議案第83号、指宿市税条例の一部改正について、を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第81号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、及び議案第83号、指宿市税条例の一部改正について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第81号は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第83号については反対討論として、特別配偶者の限度額は引き上げられており減税になるわ

けですが、配偶者控除について、1,000万円以上は廃止するという事になっています。消費税の限度額についても、これまで3,000万円あったものが1,000万円に減らされ、10%になれば控除額も撤廃ということもあるような状況であります。これを引き下げていけば、配偶者控除が廃止される可能性もあるという理由で反対討論といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第81号について、指定管理期間について、通常は5年だと認識していますが、この3年という期間は、市民会館の建替えをすることからと理解してよろしいですかとの質疑に対し、現在、指宿市民会館については建替えを検討中です。また、山川文化ホールについては、山川庁舎の移転先の候補地の一つとなっているところです。これらが決定し、工事が実施された場合は、それぞれの施設について指定管理内容の大幅な仕様変更が生じることが考えられることから、新たな仕様書による公募を行う場合を考え、3年間としたところでの答弁でした。

3年という期間を設定していますが、市民会館は非常に古くなっており、できれば早急という声も聞きます。早急にしてもまだ3年はかかるであろうということからの案ですかとの質疑に対し、そのとおりでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第83号について、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるということですが、内容はどのように変わるのですかと質疑に対し、今回の改正により配偶者控除を受けられる配偶者の所得が38万円以下の配偶者で説明しますと、御主人の所得が1,000万円以下の人を控除対象配偶者と呼ぶことになります。一方、1,000万円以上ある方は配偶者控除を受けられないこととなりますが、御主人の配偶者控除を受けられる方、受けられない方全てを含めた全体を同一生計配偶者と呼ぶことになったということでの答弁でした。

これまで、高額であっても配偶者控除を受けられた人が、その金額によって控除を受けられないということは、ある面では増税というか、高額者については配偶者控除を無くしていくということですかとの質疑に対し、今回の改正では、所得が900万円を超えて1,000万円以下の方は、現在ある配偶者控除をだんだん少なくしていき、1,000万円を超えた人は配偶者控除を受けられないという改正ですので、高収入の方にとっては段階的な増税ということになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案第83号、指宿市税条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

附則第5条第1項中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるだけになっているが、1,000万円以上の所得のある方の配偶者控除を廃止する内容が含まれております。所得額はいつでも変えることができます。人間が生きていくのに税金を掛けることは、到底認めることはできません。自民・公明両党は、2018年税制改正大綱を決定し、大規模な法人税減税や所得税改革を盛り込みました。目玉とされるのは賃上げ減税の拡充です。賃上げと一定の設備や人材の投資を名目に、最大で法人税額の20%まで控除が可能になります。更に、IOT（モノのインターネット）などに投資した場合、投資額に応じ法人税額の最大20%を減税します。法人税負担は賃上げ減税で25%程度、IOT減税も受けた場合には20%程度まで下がります。恩恵を受けられるのは法人税を納税できる黒字企業に限られます。所得税改革では基礎控除を現在の38万円から10万円増額し、会社員や公務員などの給料を得ている人向けの給与所得控除を減らします。22歳以下の子供がいる世帯などを除く年収850万円を超す給与所得者の負担を増やします。一方、高額所得者は給与よりも株式からの配当や譲渡益が所得の多くの部分を占めており、株式譲渡益や分離課税の配当は1円の増税にもなりません。大綱は消費税10%への引き上げを19年10月1日に確実に実施すると明記し、国民大増税を前提にしていることを付け加え、反対討論といたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、指宿市税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議ありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第84号及び議案第85号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第5、議案第84号、指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、及び、日程第6、議案第85号、指宿市都市公園条例の一部改正について、を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第84号、指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、及び、議案第85号、指宿市都市公園条例の一部改正について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第84号について。農業委員の場合、どのような配分で19人と設定されたのかとの質疑に対し、農業委員は基本的にはエリアを設けてはいけない。推進委員はエリアを設けて設置しなさいといったような考え方であり、農業委員は市内全域を担当しなさいと、区割をしてはならないという規定がある。推進委員の区分について申し上げれば、指宿・山川・開聞地域について、農地面積、農業者の状況、選考事例を調査・研究し、19人が適当であると考えている。また、農業委員についても推進委員と同数とした方が二人三脚での活動に取り組んでいただきやすいというような面もあり、上限の19人を設定しているとの答弁でした。

農業委員と推進委員の38人が一堂に会して、同じ物事について勉強会なり意見交換する機会はあるのかとの質疑に対し、月に1回の農業委員会総会を開催しており、新体制では法的な義務があるのは農業委員のみということになるが、推進委員にも総会に出席して意見を述べていただき、お伝えしなければならないような事項について、把握をしてもらいたいという考え方がある。一堂に会する機会というのは、今後、新体制になった場合も農業委員会総会の機会を捉えて、研修なり積んでいただける機会を設けていきたいとの答弁でした。



農業委員19人の選定方法はどのようになっているのかとの質疑に対し、これまで選挙委員と市町村長の選任という形の委員と併用していたが、今後、市町村長の選任、条件として市議会の同意を得ることとなっている。今まで20歳以上であったり、10a以上の耕作があったりというような条件は撤廃され、農業に関して識見を有していること、そしてその活動に対して熱意があることとなっている。農業委員の在り方について、19人と定めたときに認定農業者が過半を占めなければいけないといったような条件がある。また、中立委員というふうに表示されている農業にあまり関係のない人を1人以上入れなさいという二つの必須条件があるとの答弁でした。

意見として、丹波・柳田校区で推進委員が1人ということで、市街化区域の中に農地が点在しており、農業に適さない土地もあり、周りからの草刈りの苦情等がある。その処理について、協力していただける農業委員をお願いできるよう考慮していただきたいというものがありませんでした。

次に、議案第85号について。都市公園の中で敷地面積に対する運動施設面積の割合が一番高い所でどのくらいかとの質疑に対し、敷地内に運動施設を持っている都市公園は、市営野球場のある潟山運動公園で、運動施設面積の割合が59%となっているとの答弁でした。

都市公園として、整備しようという計画があるのかとの質疑に対し、都市計画事業で今回、十町地区に近隣公園1か所と、街区公園2か所、湊地区に近隣公園1か所を計画しており、この4か所が都市公園として新たに加わることになる予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第84号及び議案第85号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号及び議案第85号の2議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第86号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第86号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第86号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

総務課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

なお、市長公室、危機管理課、監査事務局及び議会事務局所管分については、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第86号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。中学校入学前の準備費用として、新入学用品費を平成30年から3月に支給するというところで、これは非常に大事なことだと思いますが、小学校については、なぜ検討されなかったのですかとこの質疑に対し、中学校入学の場合は小学校6年

生の対象児童がいますので、ある程度把握しやすい部分があります。しかし、小学校入学の場合は、その1年、2年前辺りから、そういった部分を調査するための時間を要するということから、今回の補正には間に合いませんでした。そういったところを来年度できるように進めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

今、はしむれで西郷どん館特別企画展がオープンしていますが、これまでの入館者数ほどのようになっていますかとの質疑に対し、10月14日から特別企画展がオープンをしており、昨日、12月3日までの入館者が1,635名で、通常の企画展に比べて倍程度の入館者となっている状況ですとの答弁でした。

新年を迎えて西郷どんの放送が始まりますが、修学旅行等の誘致などはどのようになっていますかとの質疑に対し、修学旅行の誘致は、従来、社会教育課の方で関係する学校等に訪問するなどしてお願いしていましたが、今回の西郷どん館については、観光課と一緒に代理店関係のPR、そういったことも厚くしていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。住民票等の記載事項に旧姓の表示も併記できるようにするためのシステムの改修ということですかとの質疑に対し、住民基本台帳法が改正され、希望があれば旧姓を載せることができるということになりましたので、国の補助で住民票等への旧姓併記対応のための既存住基システムの改修をするものですとの答弁でした。

婚姻をされた人が住民票等を取るとき、通常は現姓で出てくると思いますが、旧姓で明記してくれということができるといことですかとの質疑に対し、希望があれば現姓のほかに括弧書きで旧姓誰々と名前が出ることになるということだそうですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。年金からの特別徴収について、介護保険の場合、1万5千円未満は普通徴収で、1万5千円以上は特別徴収になっていますが、市県民税はどうなっていますかとの質疑に対し、市県民税については、年金から介護保険料が引かれた時点で市県民税も引かれることとなります。介護保険が中止になれば、市県民税も引かれないということになりますので、介護保険の方が中心という形になりますとの答弁でした。

月額1万5千円以上の年金については、介護保険から引いた後、市県民税も1万5千円の中から引かれるということですかとの質疑に対し、そのような形になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。障害者支援施設の増及び利用者の増に伴う扶助費の増とのことですが、どのような施設が増え、また、その内容はどのようなものですかとの質疑に対し、障害者就労支援事業所で増えたのは、就労継続支援B型事業所で、当初、予算計上後に3事業所が新設され、現在、市内に9事業所が設置されています。B型支援事業所の事業内容は、一般企業等の雇用に結び付かないものや、一定年齢に達しているものなので、就労

の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上のために必要な訓練，そのほか必要な支援となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

長寿介護課所管分については，質疑，意見ともにありませんでした。

なお，健康増進課，健幸のまちづくり推進室，山川市民福祉課及び開聞市民福祉課所管分につきましては，人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので，特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第86号，平成29年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月5日，全委員出席の下，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，耕地林務課所管分について。松くい虫対策に指宿市独自のやり方も研究していかなければならないと思うが，どのように考えているかとの質疑に対し，指宿地区は被害が多いため，県が今回，奄美の方で使われていた補助金を指宿市の方に持って来てくださる。今後一般財源の支出をなるべく抑えながら，松を守っていきたいと考えているとの答弁でした。

これまで空中散布をしたり，グリーンガードを打ったりしていたが，効果はあったのかとの質疑に対し，空中散布も，やはり止めてしまうとマツノマダラカミキリが異常発生して周辺に広がっていくので，効果があると考えている。また，樹幹注入も1本1本に薬を入れて松を守っており，そういったところは松枯れがそんなには起こっていない状況であると考えているとの答弁でした。

意見として，林道は守るべき道路だと思う。伐倒駆除後の林道保全に全力を尽くしていただきたいというものと，松くい虫対策として生物防除も適宜導入してやるべきだと思うというものがありました。

次に、建築課所管分について。300万円の市営住宅修繕料の内容はとの質疑に対し、突発的な入居者からの申出によるもので、建物の床、壁、建具、ドア関係、水周りの補修や排水関係の詰まり、水道の漏水、ガス給湯器の破損への対応が主なものであるとの答弁でした。

今後、市営住宅の建替えの計画等はあるのかとの質疑に対し、敷領団地を計画しており、来年度に実施設計、来年から再来年にかけて文化財の調査を行い、その後、建替えに入っていく。その後については今後、事業等も勘案しながら計画を進めていきたいとの答弁でした。

意見として、公営住宅の事業は、それぞれの地域の人口動態等にもかなり影響があると思う。当然、人口の増減にも影響が出てくる。そういう意味では、今後、やはり住みやすい住宅環境づくりに担当課として更に努力をしていただきたいというものと、公営住宅は家賃が安かろう悪かろうじゃ駄目である。突発的な修繕に備えての予算というものは、当初予算で余計に組むべきだと思う。古い住宅の場合、ほとんど床板もフロアを使っている。だから、湿気でパンクをしたり、ぼこぼこになったりする。けがでもしたら大変なので、それなりの適切な対策を取っていただきたいというものと、市営住宅に関しては建設に力を入れるべきである、というものがありました。

また、都市整備課所管分については、特に質疑、意見はありませんでした。

なお、農政課、商工水産課、観光課、建設監理課、土木課及び農業委員会所管分については、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

**△ 議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第8、議案第93号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会へ付託されました議案第93号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

質疑はありませんでした。

意見として、今の状況では水を飲んでいる人の健康、その他を考慮して対応が遅い、かつ水道課は当然だが、環境政策課を含む一般会計の方からも、全力を挙げて対応していただきたい。早く、かつ広報もやるようにして、できることならば大量に消費している飲食関係や宿泊施設とか、そういう影響が大きい所は個別にお詫びに回るぐらい真剣に取り組んでいただきたいというもの、水が欲しい方や山川の宿泊施設など、ペットボトルを買えば高いので、飲み水など、タンクローリーを出してやってもいいのではないかと。いつかび臭がなくなるとかは、まだ分からないので、やるべきことはちゃんとやって、全庁的に対処していく。それは早急にすべきだと思いますというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第87号～議案第89号及び議案第94号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第9、議案第87号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、から、日程第12、議案第94号、平成29年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(恒吉太吾) 文教厚生委員会へ付託されました議案第87号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第88号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議案第89号、平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、及び議案第94号、平成29年度指宿市一般会計補正予算(第11号)についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日及び13日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、4日に審査しました議案第87号から89号までの3議案について、報告いたします。

議案第89号について。この介護保険処理システム改修については、3年置きの介護保険料の見直しに合わせて改修が出てくるということですかとの質疑に対し、今回のシステム改修は、今年度、介護保険制度が改正されたことに伴うもので、改正内容は要介護認定の更新認定有効期間の上限の延長、又は障害者支援施設等介護保険適用除外施設における所在地特例の見直しですとの答弁でした。

見直しがされるということで、内容的にはどうですか。これまでの介護保険からすると悪くなる方向なのか、介護が充実する方向での見直しになっているのですかとの質疑に対し、現在、24月となっている要介護認定の更新認定有効期間の上限を36月とすることにより、認定処理件数の減に伴う認定事務の負担軽減を図ることができるということで、今回、国が見

直しを計画しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

議案第88号については、質疑、意見ともにありませんでした。

なお、議案第87号については、賃金のみ補正であったため、特に説明を求めませんでした。

次に、13日に審査しました議案第94号について、報告いたします。

ジェオスミンが検出されたということで、それがかび臭の原因だろうとのことですが、8月の時点から私も水道課に電話していました。環境政策課として、その前の状況をどう把握し、どのように考えていたのかとの質疑に対し、これまで県が年6回、鰻池の調査を行っていますが、結果は環境基準を満たしていました。また、当初は夏場の暑い頃で、藻が原因の一つと考えられていた部分もあり、過去の調査結果も環境基準を満たしていたため、しばらく状況を見守ろうという考えでした。その中で、水道課でかび臭の原因物質の放線菌が確認されたことを受けて、それまで環境政策課策としてもいろいろな情報収集や専門業者からの聞き取りなどを含めて調査・研究していましたが、水道課からの正式な報告を受けて本格的に着手したところですよとの答弁でした。

債務負担行為を一緒に上げるということは、期間的にはどのようなところまでプロポーザルで出されたものを決定して、実際の作業と言いますか、日程的にはどのように考えていますかとの質疑に対し、外部の有識者を含めた委員の選定業務もあります。今年度中、なるべく早い段階で業者を選定し、委託契約を締結したいと思います。その後、池底の状態など、過去に実施されていない詳しい調査まで行う予定です。業者に聞き取りをしたところ、夏場と冬場を必ず入れた、ほぼ通年の調査が必要とのことですので、10か月から11か月程度の期間を予定しており、最終的に報告書が上がって来るのが再来年1月、2月という時期になると思いますよとの答弁でした。

後1年以上もかかるわけですので、当然、その間、こういう状況がずっと続くということになります。飲み水は全部コンビニなどで買っているという人もいます。今回の16万何百という金額はそこまでできるかという、なかなか難しいと思いますが、その辺はどのように考えていますかとの質疑に対し、今回の補正は、早急に年度内に契約を結んで調査していただくための予算です。今、水道課がいろいろ対応していますが、鰻池自体の抜本的な水質改善をして、将来的に今回のジェオスミン以外の異臭の原因物質にも対応するため、鰻池自体をしっかり調査して、解決策を探るといのがこの補正の趣旨です。その間どうするかということですが、水道課においてジェオスミン対策のため債務負担行為を設定し、設備を30年度中に設置をするということですよとの答弁でした。

池田湖にアオコが発生したとき、アクアファインを使った実績がありますが、その実績をどのように捉えているのですか。その効果をどのように生かしたのですかとの質疑に対し、



私が環境政策課に在籍しているときに、県、指宿市、南九州市で池田湖水質環境保全対策協議会を設置して、アクアファインの試験をしました。昔は冬場、湖面が凍るぐらい寒く、表層の酸素を含んだ水が下まで循環する自然循環で水を浄化しましたが、温暖化で自然循環が起これないため、底層部の貧酸素問題の解消が目的でした。結果は効果があるということでしたが、池田湖の大きさから6基から7基設置しないと効果は出ないということでした。そういった中で、いろいろな水質改善の方法はありますが、アクアファインであれば、鰻池は1基設置すれば効果があるという考え方を持っていますので、当時のデータは生かされているということですのでとの答弁でした。

池田湖で試験をしてそれなりに効果が出たと言われましたが、どのような効果が出たのですかととの質疑に対し、当時の状況ですが、池田湖の表層水を底層部に送り込んで、底層部分を改善しようということでしたが、その機械によって底層部に酸素が送られて、それが広がったという検証がされていますので、ここは効果があったということです。池田湖の底層部は窒素やリンが堆積しており、酸素が行かないと窒素、リンが溶出して栄養化されて、アオコか発生すると言われていています。酸素を送り込んでそれらを固定化して水に溶けないようにする実験ですので、酸素が底層部まで行くということは、そういう効果が期待されるということになりますとの答弁でした。

鰻池の臭いの問題で、そういうことをやることによってある程度は改善されるということが大体予想はできるのですかととの質疑に対し、予想できると思っていますとの答弁でした。

今回の予算では鰻池を調査して、水質改善のために一番いい施設をとった場合は、2年、3年後までこのまま我慢しろということになります。実際、水を使っている人たちから相当な苦情があります。池田湖でそういう結果が出ていて、幾ら理論的に分かっている、現実と理論とは違います。1年かけて鰻池全体を調査して、その後、どういう方向で改善するかやりながら、現時点でそういう結果があるのであれば、早急にそっちの方をやるべきではないのですかととの質疑に対し、今回の水質改善提案業務では、様々な調査を行います。例えば、底の状態のほか、3地点で1mごとに温度、酸素量、ペーハーなどを詳しく状況を調べる予定です。鰻池の現状を詳細に把握した上で、どういう方法が一番いいのかということをご提案していただくというのが、今回の趣旨、目的ですとの答弁でした。

鰻池の水質浄化が一番の問題ですので、池田湖での実証実験の結果、効果のあった循環型のアクアファインを鰻池に入れて、アオコを除去していくということではできないのですかととの質疑に対し、アクアファインの実証実験となると、その費用として装置の設置費用と終了後の撤去費用、それと機械のリース料が必要となり、1年間で1,660万円ぐらい掛かるようです。今回の補正は、鰻池の状況を詳細に調べた上で機種を選定したいと考えていましたが、やはり鰻池の緊急的な対応として、過去、池田湖で行った実証実験と調査を並行しながら、できるものについてはやっていきたいと思っておりますとの答弁でした。

実証実験と調査を並行してやっていくというのであれば、その1,660万円なりの経費はどうするのですかとこの質疑の対し、実証実験の経費については、最終本会議の議案として提案させていただきたいと考えております。1,660万円程度と申し上げましたが、改めていろいろな調査をして、この金額が変わる場合もありますので、御了承いただきたいと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第87号から議案第89号及び議案第94号の4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第89号及び議案第94号の4議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第90号～議案第92号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第13、議案第90号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、から、日程第15、議案第92号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第90号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第91号、平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号、平成29年度指宿市

公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第91号について。何台ぐらいのバスの駐車場スペースを整備する予定かとの質疑に対し、4台のバス専用駐車場では少ないということと、バスの駐車場に乗用車が常時止まっている状況がある。車止めを設置して乗用車等が乗り入れないような利便性を図りたいとの答弁でした。

利用者数は例年と比べて増えているのかとの質疑に対し、平成29年度の4月から11月までの利用者数は16万6人で、昨年と同時期と比べ8,676人の増、売上で1,200万円ほど上回っている状況であるとの答弁でした。

インバウンド客等も増えているのかとの質疑に対し、外国人のお客様が4月から11月末までで1万2,236人みえており、増加の大きな要因になっているとの答弁でした。

おにぎり製造機はどのぐらいの数を製造できるのかとの質疑に対し、マックスで1時間に2千個ほど作れるとの答弁でした。

性能的に対応できるのかとの質疑に対し、おにぎり製造機を2台所有しながら、危機管理の状況も踏まえ、繁忙期には2台セットしながら同時並行的に作っているとの答弁でした。

前のおにぎり製造機より性能が良くなっているのかとの質疑に対し、おにぎり製造機は、現在、平成14年に導入したものと、平成24年に導入したものの2台でやっており、今年の10月頃の2台とも壊れてしまった。平成14年のものについては3回ほど修理を繰り返したが、部品の調達に難しいこと、また、平成24年に導入したものについても故障があり、現在、修理をしているところである。今後、新たに購入するものと平成24年に導入したものの2台を使いながら対応していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第92号について。新潟口雨水ポンプ場の電気使用量が増加した理由はどの質疑に対し、電気設備としてシステム管理等の電気設備が24時間稼働している。また、湿気防止対策のために常時かけておいた方がいいということで、現在、送風機を稼働している状態になっている。後は水路の水位とか、降雨の強度により自動的にポンプがかかる設定になっているため、旧ポンプ場と比較して稼働回数が多くなっている状況であるとの答弁でした。

紫外可視分光光度計は、不具合のため買替えるのか、それとも新たに購入するのかとの質疑に対し、故障のための買替えであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第90号については、人事異動などに伴う人件費及び賃金のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第90号から議案第92号までの3議案を一括して採決いたします。  
3議案に対する委員長の報告は、可決であります。  
3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。  
よって、議案第90号から議案第92号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第16、審査を終了した陳情を議題といたします。  
陳情第16号から陳情第20号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会に付託になりました陳情第16号、業務報酬基準制定に伴う建物の設計等業務発注に係る陳情、陳情第17号、関東地方での震度1以上、地震が7日間ない期間が今年既に3回発生し、また、関東地方での陸域地震多発が始まっていて、2011年3月の東北地方M9地震前の10月の状況に大変に似ていることから、財政の悪化が予測でき、その対策を打つことを求める陳情、陳情第18号、サッカー場の新規整備の取りやめを求める陳情、陳情第19号、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略における出生率目標達成への道筋を示すことを求める陳情、及び陳情第20号、地熱をめぐる対立が仕掛けられている可能性があり、そういった不毛の対立を正常化することを求める陳情、の陳情5件について、去る12月1日に本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について、順次御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、いずれも陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

ます。

まず、陳情第16号について申し上げます。要望事項の1番目は、陳情者の誤解に基づく部分が多いと思われること。また2番目は、既に解体、設計の分を除いて全て依頼度については削除されているという現実があるということ。それと、最低制限価格設定のお願いについては、特に設計入札において最低制限価格を設定すべきということで疑問を感じているということ。指名業者数の削減のお願いについては、議会としても競争率を高めるためには一方的に指名業者を削減してほしいという要望については、なかなか賛成いたしかねるという部分で不採択とすべきと考えますという意見と、陳情の具体的な内容は、1番目も2番目も既になされたものであります。また、指名業者数の削減のお願いは、私自身も少し引っ掛かったんですが、基本はやっぱり地元企業育成の観点から優先的に地元を入れてほしいというところに基づいて、地元だけで済むのなら、そのようにしてほしいという願いが見えるわけです。そういったことを考えれば、全体としては妥当であり、既になされているものも、そのことがそれは違うということではないので、採択してもいいと思いますという意見と、地元企業育成の観点から、優先的に指名のお願いは納得しますが、最初の三つは市としても国・県と同じことをやっているということだとか、最後の二つは議会としてどうかという疑問があります。また、設計業者は指宿の場合、単独一人でやっている所が多く、設計業者自体がもう少し団結力といいますか、技術力の向上を図りながらやっていくという姿勢が見えないことから、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

次に、陳情第17号について申し上げます。陳情書がすごく長く、説明資料も同じく長いということで、理解するのに相当困難を要します。そしてまた、言われている論点が単刀直入に何なのかという点もあります。その中で、地震等を含めた災害が来るので、こういう対処をすべきだということは妥当なものもあると思いますが、その対処すべきは一自治体ではなく、本来なら全体の災害対策ということで、国が対処すべきものを市に求めているということなども含めて、不採択とすべきだと思いますという意見と、陳情者の趣旨をよくよく感じ取りたいということで精査しているわけですが、主な部分は大地震等が予測されて大災害が一旦起きた場合には、国の財政も含めて市の財政もひっ迫するであろうと。その部分をカバーするためには、今のうちから早急に指宿市内全域において地熱開発をすべきであるということが主な陳情内容になっているようです。ただ、現在において地熱開発は市民の間でも賛否両論ある中で、こういった陳情について採択できないところから、不採択とすべきだというふうに考えますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第18号について、申し上げます。この陳情の趣旨にあるように、指宿市議会は定例会によって、サッカー場の新規整備について採択しております。そういうことで、陳情件名の題目と相反する点があります。それから、記のところに公開というのがありますが、

この点は陳情件名の題目と整合性がないように思いますので、不採択とすべきだと思います、という意見と、題名と中身との整合性の問題もありますが、サッカー場建設について、議会の中でもどの程度の規模のものをどういった内容で造るかということについては、議論があるのは事実です。しかし、サッカー場建設そのものに反対ということは、私自身としては聞こえていないわけで、そういう意味ではこれはサッカー場の新規整備は、内容を問わず駄目だということですので、その点で妥当ではないと思います。よって、不採択にすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第19号について、申し上げます。陳情を見ると、出生率の激減ということで、2013年と2014年の資料を記載してありますが、その後のデータを見ると回復している部分もあるということなので、激減一方という前提ではないというのが一つ。それから、誰もが安心して産み育てられるような環境を作ることが、結局、子供の数を増やし、人口増になるという点では、大いに賛同できます。出生率はそういう側面もありますが、そこだけが特筆されて追及されると、子供が少ないのが問題視されるということも内包していると思いますので、そういうことを総合的に判断すると不採択かなと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第20号について、申し上げます。地熱開発については市民も含めて賛否両論があるのは事実ですが、そのことを意図的に仕組まれた不毛の対立と捉えること自体問題であるし、市民の活発な議論を止めようとするような意図が感じられるところから、不採択とすべきと考えますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

前之園議員。

**○14番議員（前之園正和）** 総務水道委員会の審査に参加をさせていただいて、そのときは採択を主張し、そして採決の結果は委員長報告のとおり不採択でしたので、本来は反対討論の通告をすべきでしたけれども、しておりませんでしたので、そのことについては申し訳なく思っております。反対の理由であります、陳情内容は一部は委員長報告にもありましてとおり、既にそのようになっているものもあります。16号に対してです。委員長報告にもありましてとおり、指名業者を削減しろという項目も含まれているんですが、これについては、意味するところは地元の業者だけで済むのであれば、それに限って他は入れなくていいので

はないかと、そういう意味合いであります。そういうことを含めれば、陳情の趣旨全体としては妥当なものというふうに考えますので、不採択とした委員長報告には反対をいたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、陳情第16号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第17号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第18号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第18号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第19号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第19号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第20号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、陳情第20号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第17、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下委員会において審査中の平成28年陳情第4号及び陳情第5号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

#### △ 議案第95号～議案第102号一括上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第18、議案第95号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第25、議案第102号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算(第4号)について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件5件の計8件であります。

まず、議案第95号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、市職員



の給与の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第96号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、指宿市議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第97号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第98号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,728万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を259億136万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第99号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,054万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第100号、平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,369万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第101号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億600万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第102号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、収益的支出から107万1千円を減額し、収益的支出額を6億4,717万3千円に、職員給与費から107万1千円を減額し、職員給与額を1億315万1千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第95号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成29年人事院勧告の趣旨に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

まず第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、一般職の期末勤勉手当のうち勤勉手当について、平成29年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の85から100分の95に改定し、再任用職員については現行の100分の40から100分の45に改定しようとするものであります。また、別表第1の給料表について、平均で約0.2%の引上げ改定をしようとするものであります。

次に、7ページをお開きください。

第2条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。同一条例の改正ですが、施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。改正の主な内容は、平成30年度以降の一般職の勤勉手当の支給割合を6月、12月ともに現行の100分の85を100分の90に改定し、再任用職員については、現行の100分の40を100分の42.5に改定しようとするものであります。

次に、8ページを御覧ください。

第3条及び第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、これについても同一の条例を施行期日が異なるため、条を分けて改正しております。まず、第3条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、一般職の任期付職員の給料表の1号級及び2号級について、千円の引上げ改定をしようとするものであります。また、平成29年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の162.5を100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、平成30年度以降の指宿市一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を、6月、12月ともに現行の100分の162.5を100分の165に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項において、第1条及び第3条の改正後の給料表及び期末勤勉手当の支給割合の施行期日を平成29年12月25日とし、平成29年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次に、追加提出議案の10ページをお開きください。

議案第96号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、11ページをお開きください。

まず第1条で、議会議員の平成29年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の170から100分の175に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、平成30年度以降の議会議員の期末手当の支給割合を、6月支給分については現行の100分の155を100分の157.5に改定し、12月支給分については現行の170を172.5に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3項で改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の12ページをお開きください。

議案第97号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、13ページをお開きください。

まず第1条で、特別職の平成29年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の170から100分の175に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため条を分けて改正しております。

第2条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、平成30年度以降の特別職の期末手当の支給割合を、6月支給分については現行の100分の155を100分の157.5に改定し、12月支給分については現行の100分の170を100分の172.5に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3項で改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の14ページをお開きください。

議案第98号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に2,728万9千円を追加して、予算の総額を259億136万1千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。

内容につきましては、8ページの第2表債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

15ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に、人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。

なお、各目の人件費につきましては、28ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、23ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、節13委託料324万円の補正につきましては、ヘルシーランド温泉保養館配管図作製業務委託料を計上するものであります。

24ページをお開きください。

款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金27万9千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく公共下水道事業特別会計の人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページをお開きください。

款18繰入金2,728万9千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（上田薫）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の15ページをお開きください。

議案第99号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万1千円を追加して、歳入歳出予算の総額を5,054万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、42ページをお開きください。

款1温泉配給所費，項1温泉配給所費，目1総務管理費12万1千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正でございます。

人件費につきましては、43ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入について御説明いたしますので、41ページをお開きください。

款3繰入金12万1千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、温泉配給事業特別会計財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の16ページをお開きください。

議案第100号，平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の47ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億6,369万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、56ページをお開きください。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費34万9千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費及び月額臨時職員に係る賃金，共済費の補正であります。

人件費につきましては、57ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入について御説明いたしますので、55ページをお開きください。

款4繰入金34万9千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の17ページをお開きください。

議案第101号，平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の61ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万9千円を追加し

て、歳入歳出予算の総額を12億600万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、70ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。

なお、各目の人件費につきましては、72ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

71ページをお開きください。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、人件費の補正に基づく財源組替えであります。

次に、歳入について御説明をいたしますので、69ページをお開きください。

款4繰入金27万9千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、一般会計からの繰入金であります。

以上で追加説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（黒岩道広）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の18ページをお開きください。

議案第102号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を107万1千円減額し、水道事業費用を6億4,717万3千円に、営業費用を5億8,099万8千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う増額と平成29年10月1日付けの人事異動に伴う減額であります。

第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費から107万1千円を減額し、1億315万1千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時54分
再開	午後	4時07分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第95号～議案第102号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第102号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号から議案第102号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 96号、97号、98号について、それぞれ反対をいたします。まず、96号、97号についてですが、議員及び特別職の報酬給与についての人勧による引上げであります。わずかな引上げではありますが、市民感情からしても賛成できません。よって、反対いたします。98号については、96号、97号を反映してといいますか、前提としての補正予算でありますので、反対をいたします。

○議長（松下喜久雄） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第95号及び議案第99号から議案第102号までの5議案を、一括して採決いたします。

5議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号及び議案第99号から議案第102号までの5議案は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第96号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

### △ ICT推進に関する特別委員会調査結果報告の件

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第26、ICT推進に関する特別委員会調査結果報告の件を議題といたします。

ICT推進に関する特別委員長の報告を求めます。

**○ICT推進に関する特別委員長（臼山正志）** ICT推進に関する特別委員会調査結果報告をさせていただきます。

ICT推進に関する特別委員会は、ICTの積極的活用により議会基本条例に基づいた市民に開かれた議会運営、審議、審査の充実、議会の活性化と情報共有化に寄与することを目的に設置されました。これまで、タブレット端末導入や議会インターネット中継及びSNS活用などについて、先進地調査を実施するなどして調査・研究を進めてまいりました。タブレット端末導入については、一定の集約ができたものとして、平成28年第2回指宿市議会定



例会において中間報告し、同年第3回指宿市議会定例会から導入し、現在、運用中でありま  
す。

また、議会インターネット中継については、平成29年第1回指宿市議会定例会において中  
間報告し、同年第2回指宿市議会定例会から導入し、SNS活用についてもフェイスブック  
を開設し、現在、運用中であります。

つきましては、これまでの検討経過と検討結果をまとめましたので、ここに報告いたしま  
す。

検討経過及び検討内容についてであります。タブレット端末導入については導入前にお  
いて、これまでの議会運営委員会やICT推進プロジェクトチームで調査・研究してきた報  
告等を踏まえ、先進地調査を行いました。導入後においては使用基準、使用範囲、会議規則  
の見直し等の整備を行うとともに、タブレット研修会やアンケートを実施するなどして、本  
格運用に向けてのペーパーレス移行等についての検討を行いました。また、導入の効果等の  
研修も行いました。

議会インターネット中継については、県内他市の取組状況の調査やシステム事業者による  
研修会を通して、インターネット中継についての見識を深めていきました。また、現在の会  
議システムの現状、保証期間、更新時期、更新費用等について調査し、当議会においてふさ  
わしいシステムの構築を目指して検討を重ねてまいりました。

SNS等のタブレット活用法については、議場での一般質問等への活用法や、公聴・広報  
機能を充実させるためのフェイスブック、ツイッター等の六つの項目の活用法について検討  
を行いました。

次に、検討結果であります。タブレット端末導入については、導入前においてタブレッ  
ト端末導入はペーパーレス化による経費削減はもとより、議員の利便性向上や事務局の負担  
軽減など、今後の行政・議会運営において様々な効果が期待できるものであり、導入は必須  
であるとの結論に至り、昨年第3回指宿市議会定例会から導入いたしました。導入後にお  
いては、使用基準、使用範囲等を定め、会議規則の見直しの必要性が生じたことから見直し  
を行いました。タブレット端末導入の目的を達成するためには、タブレット端末操作の習熟  
度を高めていくことが必須であり、定期的な研修が必要であることから、月1回をめぐりタブ  
レット研修会を開催することで決定し、現在、定期的な研修会を実施しております。また、  
定例会終了後に利用状況等についての把握や今後の有効活用に生かすことを目的にアン  
ケートを実施しました。このアンケート結果に基づいて実施可能なものから順次ペーパーレ  
スへの移行を行っております。更に導入の効果として期待された議員活動の利便性向上や議  
会事務局の負担軽減が図られていたかどうかについては、一定の成果が得られているもの  
との結論に至りました。

議会インターネット中継は、本年の第2回指宿市議会定例会から導入し、現在、運用中で

ありますが、これまでの検討結果については、県内のほとんどの自治体で議会インターネット中継を実施しており、早急な導入が必要であるとし、導入に当たり懸念される事項等について、システム事業者の説明を求め、確認を行いました。また、既存の会議システムの現状、保証期間、更新時期については、既存の会議システムは導入後6年経過しているが、引き続き使用する上で懸念される事項等の対応についての確認を行いました。既存機器の保証期間については、今後数年で終了するものもあるが、保証終了後の対応についても可能であることを確認しました。既存機器の更新時期及び更新に要する概算費用についても、システム事業者の説明を求め、確認を行いました。なお、会議用システム更新等に係る補助金、助成金については、現在の会議用システムは導入に当たり補助金を活用しており、財産の処分の制限を受けることから、現時点で更新等に係る補助金、助成金は受けられないことを確認しております。

タブレット活用法については、議場での活用としてシステム導入により既存の議場モニターとタブレットや実物投影機をつないで画像データ等を映し出すことは可能であり、審議の質の向上につながるものであることから、早急の導入が望まれる。また、傍聴者への配慮や執行部から見やすいものとなるように議場モニターを増設する必要があるという結論に至りました。執行部との共有に関しては、現時点では議会と執行部との共有システムが構築されておらず、具体的な活用策が見出せませんでした。災害時等の迅速な情報共有化を図ることは極めて重要なことであり、引き続き執行部への早期導入を要求しながら、共有システムの構築に向けて検討が必要であると思いました。

SNSの活用については、SNSの内容を確認した上で、今回はフェイスブックを開設し、公聴・広報機能の充実を図りました。なお、開設に当たっては、先進地を参考にしながら運用要綱を定めました。

web会議の活用については、web会議の種類について内容を確認し、無料で利用できるアプリ、スカイプを使ってweb会議の体験を行うなどしましたが、今後は所管事務調査等での活用が期待できるものの、具体的な活用策には至りませんでした。

タッチペンの活用については、タブレットの更なる活用を図る上で、手書きやマーカー機能を充実させることが求められることから、数種類のタッチペンやスタイラスペンを体験し、現端末に最適なものを検証いたしました。結論としては、感覚に個人差があることなどから、一つに絞るのは難しく、数種類を提示して各々で選択することが好ましいという結論に至りました。また、今後の端末更新の際には、手書きやマーカー機能が充実している機種を選択するなどの検証が必要であると思いました。

サイドボックスのフォルダー整理については、資料等データの蓄積が多くなり、フォルダーの整理をする必要が生じたことから、ホーム画面に定例会、最新情報の新たなフォルダーを追加し、必要な資料がすばやく見つけ出せるような改善を行いました。

まとめとしまして、タブレット端末は昨年の第3回指宿市議会定例会において、県内で初めて導入され、現在はペーパーレス化によるコスト削減や議員の利便性向上、事務局の負担軽減が図られてきております。今後は既存の議場モニターとタブレットや実物投影機をつないで、画像データ等を映し出すことでの審議の質の向上や、災害時等の写真転送等による情報共有化など、更なる活用が期待されます。また、これまで再三要求しておりますが、ペーパーレス化によるコスト削減等の導入効果を最大限発揮するため、また、災害時等の迅速な情報共有化を図る上においても、執行部側の早期導入が必要であります。

議会インターネット中継については、本年の第2回指宿市議会定例会から導入し、議会基本条例における開かれた議会の実現に向けて一步前進いたしました。他にも公聴・広報機能の充実の一つとしてのフェイスブックの開設やweb会議の活用など、更なるICTの推進に向けて検討を行ってまいりました。ICTは現在、教育現場などでの導入が進んでいるように、社会全般において必要となってきたものであります。このような中であっては、議会はもとより、市政全般においても積極的なICT活用が求められてきています。積極的ICT活用の中において、市政の課題解決や市政発展の糸口が見えてくるのではないのでしょうか。

最後に、ICT推進を契機として、より一層の機能強化と活性化に努め、市民の福祉向上につながることを期待して、ICT推進に関する特別委員会の調査結果報告といたします。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分  
再開 午後 4時25分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、ICT推進に関する特別委員会の調査は終了いたしました。

#### △ 公共施設の在り方調査研究特別委員会調査結果報告の件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第27、公共施設の在り方調査研究特別委員会調査結果報告の件、を議題といたします。

公共施設の在り方調査研究特別委員長の報告を求めます。

○公共施設の在り方調査研究特別委員長（東伸行） 公共施設の在り方調査研究特別委員会の調査結果報告を行います。

平成28年6月2日に8名の委員をもって構成する公共施設の在り方調査研究特別委員会が設

置され、調査・研究をしてまいりました。これまで委員会を15回開き、現地調査を市外を含めて10回、22施設を調査しました。平成29年第2回市議会定例会において中間報告をし、それまでの9回の委員会の協議内容、5回12施設の調査について報告しました。その主な内容は地熱開発についてであります。

大分県九重町の地熱発電所、指宿市内のメディポリス指宿発電所、南迫田地区内の地熱開発申請地を視察し、事業者と意見交換をしました。その中で、地熱開発、地熱発電事業を進めるには、資本力と確かな知識、技術を持った事業者が住民の理解を得て進めていけば、地熱は有効な資源である。地熱開発により地域に溝が生まれないよう、事業者の粘り強い説明が重要である。それぞれの地域にあったメリットを、地域とともに考えていくことが大切である。以上のような意見が委員から出され、報告しました。

その後、地熱発電所新設については、いろいろな議論が交わされた状況の中、より多くの市民に深い理解を図る必要があるとして、平成28年10月26日、市長が事業凍結を表明し、現在に至っています。ただ、この件については、一部の市民の方々の中に、ヘルシーランドに余剰熱水を利用した大規模な温泉施設ができるものとの思いがあり、そしてその施設は市の費用負担は全くなく、全て国が負担してくれるとの思い込みがあり、それをできなくしたのは議会であるとのことで、異議を唱えた議員への批判を繰り返しております。議会、執行部とも市民の方々への正確な説明が不足していると感じました。

そのほか、指宿・山川学校給食センター、砂むし会館砂楽、指宿市民会館、唐船峡そうめん流し、ヘルシーランド、かいもん山麓ふれあい公園一帯の視察を行い、各施設の改修、改善事項等を指摘したほか、抜本的な改善計画や方針、建替え、譲渡も含めた管理運営の在り方等について提言しました。

ここまでの中間報告で述べた概要であります。その後、委員会を6回開き、現地調査を市外を含めて5回10施設を調査したので、報告します。

7月18日、長崎県島原市の人工芝グラウンドと天然芝の多目的広場を視察しました。維持管理については、天然芝は毎日の管理が大切で、気を抜くと芝が駄目になることもあり、なかなか神経を使うとのことでした。また、人工芝も芝目起こし等の作業を毎日のようにしなければならないとのことでした。

翌7月19日、熊本県八代市の天然芝の多目的広場を視察しました。ここは完成から23年が経過し、平成26年度から27年度にかけて全面改修が行われていました。島原市、八代市とも指定管理者による運営がなされており、両市とも芝管理が一番難しいとのことでした。指宿市としても他の公共施設の状況を考慮しながら、市民の望むスポーツ施設としてどのような施設が一番良いかということを考えていくべきとの意見が出ました。

9月21日、22日の両日、なのはな館の解体に関する本会議での市長答弁の真意等について、市長及び関係部署の部長、課長の出席の下、協議を行いました。市が譲与を受けた所の

補修工事について、県と結んだ契約の中で、県が解体するという部分が設計者の同意が得られず解体が難しい状況の中、解体はできないだろうとの市長答弁があり、補修工事をこのまま進めてよいのかという意見が委員の中から出されました。関係部署の職員としては、県有施設については、まずもって解体をすること、これが第一番の要求です。著作権の関係等でもどうしても解体できないという状況が続くようであれば、きちんと県の方で利活用も検討してほしいということを文書で出してあります。これについて、私どもも廃墟というような形で残されるのは、とても市民の皆様にも御理解をいただけないと思いますので、強く申し入れていきたいと考えています。市長の答弁で、芸術・文化の観点からも解体できないと言っているのに、解体を要求していくというのはおかしくないですか。指宿市民会館の問題もあるので、早急に県と協議をするべきではないですか等々、いろいろな意見が出されましたが、市長の答弁として、著作権とか、もろもろのことを考えると、なかなか壊すということではできないだろうと。市としては活用する方向でないと、時間がどんどん過ぎて、それこそ指宿市民会館どころではない。もちろん、議員の皆さんが、我々が賛成したのは壊すということを前提にしたんだということは分かります。しかし、壊すというのは難しいだろうと思いますが、私が判断することではありません。県が判断することです。

このなのはな館の件については、本委員会が議長を通して県職員の方に指宿市議会へ来ていただくよう要請しましたがかなわず、11月10日、本委員会の委員3名と外2名の議員の計5名で県の方へ出向き、県民生活局共生・協働推進課長寿生きがい推進室長と会い、意見交換をさせていただきました。その内容は、平成27年10月の無償譲渡に関する覚書の締結に当たり、指宿市は設計者に市の利活用構想を説明しており、県としては設計者の理解が得られたものとして解体費用等の予算計上などの手続を進めたところでもあります。しかしながら、平成28年2月に設計者から解体計画の見直し等の見解が示され、県は市と協力しながら設計者に理解を求めましたが、理解は得られませんでした。このような経緯等を市においても十分認識の上で、平成28年3月末に県有建物譲与契約書の締結に至りました。その後、4回にわたり県は設計者との協議をしておりますが、県有建物の解体については同意を得られておりません。現状では、解体については難しい状況であります。ただ、県としては今後も設計者と協議を行い、利活用計画があれば、市の意向を踏まえながら対応も検討していきたいと考えています。なお、解体経費等については、平成29年3月に減額補正し、県有建物についても用途廃止をしているとのことです。また、契約を白紙に戻すということは考えられないか確認したところ、契約どおり進めていく、市に利活用を考えてほしいとのことでした。

以上が大まかな協議内容であります。そのほか、10月2日、唐船峡そうめん流し、開聞漁村センター、旧川尻公民館の現地調査。10月10日、熊本県大津町職員を招致、ヘルシーランド多目的グラウンド、市営陸上競技場の現地調査と、それぞれの土壌分析用テストピース採取。11月22日に指宿駅西口、長崎鼻入口及び池田湖の駐車場の現地調査、以上を実施し、そ

れぞれ担当課職員及び指定管理者の説明を受け、委員会としての協議を行いました。

唐船峡そうめん流しについては、たれ置場の管理、食材の保管等も含め、厨房、トイレ等の施設整備を駐車場整備計画に合わせて同時進行という形で検討すること。開聞漁村センター、旧川尻公民館については、行政改革推進室の総合整備計画に沿って所管課との連携を取りながら早急に対応すること。ヘルシーランド多目的グラウンド、市営陸上競技場については、現地調査での意見、提言及びサンプルの土壌分析結果を基に、大津町職員の方から1年の整備計画、それに伴う薬剤の金額まで提示していただきました。これらの土壌分析結果、整備計画等については、早急に担当課の方に提出し、指定管理者も含めた検討をしてもらうよう申入れをしました。それと、期間もないことから、少なくとも3月、4月分ぐらいのことは、補正予算なり検討をして取り掛かれるような状況を作ってもらいたいということも、この場で要請いたしたいと思います。陸上競技場の改修図面を見ると、砂の状況等、図面どおり整備されていないように思われ、その辺りの検証もする必要があると考えます。また、グラウンド整備を仕様書どおりやっていたのか、両施設の検証をする必要がある等の意見が出されました。市は指定管理の契約等に今回の大津町職員の方からの提言をしっかりと生かしていただきたいと思います。

両グラウンドの調査・研究を通じて感じたことは、専門的な人員の育成についても、しっかりと予算を付けてもらいたい。それが今後の市がやろうとしているスポーツ施設がうまくやっていけるかどうかの重要な課題の一つであろうと思われま。

駐車場については、それぞれ次のような提言をします。指宿駅西口駐車場は、有料にした場合の試算をきちんと出してもらって、それを示してほしい。それから、駅表側の岡村商店の奥の駐車場、駐輪場も含めて実態を把握した上で、その利用方法をしっかりと検討すべきであろうということ。長崎鼻の駐車場については、苦情等があるので、それをきちんと地域の方々とまずは話合いをするべきであること。それと、看板については、無料駐車場の看板と土産物店用等の表示も明確にして、この先にはこういう施設がありますというような看板を設置してほしいということ。それから、市が借りている部分は現実的にはロープ等が張られて使えない状況にあるので、実態に合った状況を早急に検討すべきであるということ。池田湖の駐車場については、県の整備の促進を早急にしてもらうこと。これは、実施計画等が上がった時点でという話であったので、それを早急に上げてもらって、地域の土産物店の方々と話合いを早く進めてほしいということ。

以上が本委員会としての調査結果、意見、提言の全てであります。総括として、合併して12年が経過し、全ての公共施設の多くが老朽化し、総合的な見直しの時期に来ているということ。また、指定管理者に委託すること自体は良いとして、所有者としての管理、チェックがなされていない部分が多々見受けられます。ヘルシーランドに至っては多目的グラウンド、温泉施設ともに管理不足が見受けられ、先日はついに温泉施設ではあってはならないレ

ジオネラ菌が検出される事態が起きております。改装オープン前で実害は出ておりませんが、指定管理者の管理体制の問題はもちろんですが、市としての日頃の管理体制も問われるところです。もちろん議会としての対応も再考する必要があると思われまます。

これまで1年半にわたり調査・研究してまいりましたが、まだまだ多くの公共施設があります。本日をもって本特別委員会は終了しますが、新たな議会構成の下、調査・研究は続けて行おうべきと思います。

以上で、公共施設の在り方調査研究特別委員会の調査結果報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時40分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、公共施設の在り方調査研究特別委員会の調査は終了いたしました。

#### △ 議員派遣の件

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第28、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、平成30年1月16日に鹿児島市で開催される鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 議長挨拶

**○議長（松下喜久雄）** 平成29年第4回指宿市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、本日までの24日間にわたり多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力はもとより、執行部におかれましても円滑な審議に御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げます。審査の過程において、議員各位から出されました意見、要望等につきましては十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思います。

さて、来年2月は新市施行後、4度目となる市長、市議会議員、同日選挙が行われます。再度の立候補をされる方々におかれましては奮闘され、見事当選の榮譽を勝ち取られますよう心から御祈念いたす次第であります。

なお、今期を最後に勇退される方々もいらっしゃるようですが、議会活動に精通されました先輩諸兄の長年の議会議員としての数々の輝かしい功績と合併直後の新指宿市政発展に尽くされました御労苦に対しまして、心からの敬意と感謝の意を表するものであります。皆様には勇退後も健康に十分留意されまして、ますます御壮健で御活躍されますことを御祈念申し上げます。

最後に、閉会に当たり改めて御礼申し上げます。本日まで無事、議長の職を全うすることができましたことは、感無量であります。この2年間、職責の重さを常に感じる毎日でしたが、充実した時間を過ごすことができました。改めて皆様方に心から御礼を申し上げますとともに、指宿市政の一層の発展と指宿市議会がより一層充実、強化されますことを切に願ひまして、はなはだ簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

### △ 市長挨拶

○議長（松下喜久雄） この際、市長より発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

○市長（豊留悦男） 平成29年第4回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして、発言のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月27日に開催されました第4回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なる御審議を賜り、原案どおり議決していただきましたことに対して、心から感謝を申し上げます。私は8年前、新指宿市の2代目の市長に就任して以来、一貫して市役所は市民に役立つ所を市政運営の基本理念とし、行財政改革、地域経済の活性化、市民福祉の充実及び協働の推進などの重要課題に取り組んでまいりました。その間、議員の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきながら、おおむねその目的を達成できたことに対し、ありがたく思っているところであります。今後も、市民が健康で豊かさを実感できる指宿市を実現するために、健幸のまちづくり事業をはじめとする、数々の課題に全力を傾けて



取り組んで行く所存でございますので、御支援、御協力、よろしく願いをいたします。

今期をもって勇退される議員の方もいらっしゃいますが、本当にお疲れ様でございました。長年にわたる議員活動の中で数々の御功績等に対し、心より敬意を表し、厚くお礼を申し上げます。任期满了直前に当たり、感慨深いものがあるかと拝察いたしますが、今後とも御健康に十分留意され、引き続き指宿市政発展のために温かい御指導、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続き立候補される方々には、議員各位の御奮闘を心からお祈り申し上げ、再びこの本会議場で席を共にし、指宿市議会の活性化と市政発展を更に進められるよう念願する次第であります。

結びに、皆様方の御健勝と今後ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、挨拶といたします。ありがとうございました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

議 員 吉 村 重 則

## 参 考 资 料

# 議 員 派 遣 書

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成 3 0 年 1 月 1 6 日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか 1 8 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。